

小口輸入 **100** 問

2012

mipro

財団法人 対日貿易投資交流促進協会(ミプロ)

本資料は、平成24年夏に収集した情報に基づいて作成しております。法律等の改正により内容が変更される場合もございますので、詳細につきましては問い合わせ先へのご確認をお願いいたします。

目次

I. 基本編

1. 海外から商品を輸入して**日本国内で自由に販売**することはできますか。…………… 6
2. **個人で輸入**したものを自由に販売することはできますか。…………… 7
3. 商品を輸入する際にかかる**関税**にはどのようなものがありますか。…………… 8
4. 商品を輸入・販売する際には商品代金の他にどのような**費用**がかかりますか。…………… 9
5. 海外の会社に商品代金を支払うにはどのような**決済方法**がありますか。…………… 10
6. 商品を輸入・販売するにはどのような**法律**がかかりますか。…………… 11
7. 輸入した商品を**オンラインショップ**で販売する場合の
注意点について教えてください。…………… 13

II. 品目別輸入手続き編

1. 食 品

8. **食品を輸入・販売**する際の手続きについて教えてください。…………… 14
9. **お茶**の輸入・販売について教えてください。…………… 17
10. **コーヒー豆**の輸入・販売について教えてください。…………… 18
11. **ビスケットやチョコレートなどの菓子類**の輸入・販売について教えてください。…………… 19
12. **酒類**の輸入・販売について教えてください。…………… 20
13. **ミネラルウォーター**の輸入・販売について教えてください。…………… 22
14. **食肉加工品（ハム・ソーセージ・ベーコン等）**の輸入・販売について教えてください。…………… 23
15. **水産物加工品**の輸入・販売について教えてください。…………… 24
16. **香辛料（スパイス・ハーブ等）**の輸入・販売について教えてください。…………… 25
17. **チーズ**の輸入・販売について教えてください。…………… 26
18. **塩**を輸入・販売する際はどのような点に注意したらよいですか。…………… 27
19. **砂糖**の輸入・販売について教えてください。…………… 28
20. **はちみつ製品**の輸入・販売について教えてください。…………… 29
21. **健康食品**の輸入・販売について教えてください。…………… 30
22. **冷凍食品**の輸入・販売について教えてください…………… 32
23. **食品の表示**について教えてください。…………… 33
24. 海外で「**オーガニック**」の表示がある食品であれば、
日本国内でも「**オーガニック**」として販売できるのでしょうか。…………… 35

2. アパレル・ファッション雑貨

25. **衣料品の輸入・販売**について教えてください。…………… 36
26. 衣料品を販売する際に**必要な表示**について教えてください。…………… 37
27. **子ども用衣料品**の輸入・販売について教えてください。…………… 38
28. **中古衣料品**の輸入・販売には特別な許可が必要ですか。…………… 39
29. **靴**の輸入・販売について教えてください。…………… 40
30. **バッグ類**の輸入・販売について教えてください…………… 41
31. **ジュエリー類**の輸入・販売について教えてください…………… 42
32. **サングラス**の輸入・販売について教えてください。…………… 44

3. 化粧品・医薬部外品

- 33. 化粧品の輸入・販売について教えてください。……………45
- 34. 歯磨き粉の輸入・販売について教えてください……………47
- 35. 石けんの輸入・販売について教えてください……………49
- 36. フレグランス類の輸入・販売について教えてください……………50
- 37. 浴用剤の輸入・販売について教えてください……………51
- 38. アロマオイルの輸入・販売について教えてください。……………52

4. 電気用品

- 39. 家電製品の輸入・販売時の法規制等について教えてください。……………53
- 40. 照明器具の輸入・販売時の法規制等について教えてください。……………55
- 41. 携帯電話の輸入・販売について教えてください。……………56

5. 雑 貨

- 42. 雑貨を輸入・販売する際の法規制と手続きについて教えてください。……………57
- 43. 食器の輸入・販売について教えてください。……………59
- 44. 木製の器やアンティーク食器を輸入して販売したいのですが、
どのような点に注意すればよいですか。……………60
- 45. キッチン用品の輸入・販売について教えてください。……………61
- 46. 玩具の輸入・販売について教えてください。……………63
- 47. 家庭用洗剤の輸入・販売について教えてください。……………64
- 48. タオル・リネン類の輸入・販売について教えてください。……………65

6. その他

- 49. CD/DVD、書籍の輸入・販売時の注意点を教えてください。……………66
- 50. 並行輸入について教えてください。……………68
- 51. 動物を輸入する際はどのような手続きが必要ですか。……………69
- 52. 動物用シャンプーの輸入・販売について教えてください。……………71
- 53. ペットフードの輸入・販売について教えてください。……………72
- 54. 花や種子の輸入・販売について教えてください。……………73
- 55. カラーコンタクトレンズの輸入・販売について教えてください。……………75
- 56. ライターの輸入・販売時の規制について教えてください。……………77

目次

Ⅲ. 貿易実務編

1. 仕入先の探し方

- 57. 海外の仕入先を見つけるにはどのような方法がありますか。……………78
- 58. 海外や国内の展示会・見本市で仕入先を探す際の留意点について教えてください。……………79
- 59. 大使館や貿易機関を利用して仕入先の情報を収集するには
どのようにしたらよいですか。……………80
- 60. インターネットで仕入先の情報を検索、入手する方法を教えてください。……………81
- 61. 会社の信用度はどのように調査すればよいですか。……………82
- 62. インターネット上のマッチング・システムについて教えてください。……………83

2. 契約

- 63. CIF や FOB などの貿易条件とはどのようなものですか。……………84
- 64. 海外の仕入れ先から TAX ID Number を要求されましたが、
どのような意味ですか。……………86
- 65. 独占輸入販売契約を結びたい場合、どのようにすればよいですか。……………87
- 66. 小口輸入のような小規模取引においても契約書は必要ですか。……………88
- 67. 到着した商品に不良品や欠品があった場合、どのようにすればよいですか。……………89
- 68. 海外の仕入先とネット上で取引を行う場合の注意点を教えてください。……………90

3. 輸送・通関

- 69. 通関手続きの方法は、輸送方法によって異なるのでしょうか。……………91
- 70. 現地で買付けた商品の輸送方法について、
輸送コストを考えるとどのような方法がよいか教えてください。……………92
- 71. 国際郵便について教えてください。……………93
- 72. 国際宅配便について教えてください。……………94
- 73. 貨物輸送について教えてください。……………95
- 74. 携帯品として輸入した商品を販売する予定ですが、
通関手続きはどのようにすればよいですか。……………96
- 75. 通関業者の見つけ方を教えてください。……………97
- 76. フォワーダーとはどのような役割をしている業者のことですか。……………98
- 77. 少量の輸入なのですが、輸送費を安くする方法はありますか。……………99
- 78. 海外の業者から発送の際にアカウントナンバーを知らせるように
言ってきましたが、これは何のことですか。……………100
- 79. 海外業者との取引で貿易条件が EXW となっていますが、
どのような輸送方法を手配すればよいですか。……………101

4. 関税

- 80. 関税率を調べるにはどのようにしたらよいですか。……………102
- 81. 特恵関税とはどのようなものですか。
適用を受けるにはどのようにしたらよいですか。……………103
- 82. 簡易税率について教えてください。……………104
- 83. 関税割当制度について教えてください。……………108
- 84. 適用税率の決め方について教えてください。……………109

5. 決 済

- 85. 小規模な輸入取引には主にどのような決済方法が用いられていますか。…………… 110
- 86. 展示会で買付けをする際によく利用される決済方法は何ですか。…………… 111
- 87. オンラインショップを通じた取引の際によく利用される
PayPal とはどのようなものですか。…………… 112
- 88. L/C 決済、D/A、D/P における注意点を教えてください。…………… 113
- 89. 為替リスクを回避するために、外国銀行の口座を通じて
ドル決済することは可能ですか。…………… 114
- 90. 海外の企業と新規の取引をするにあたり、前払いでの銀行送金を要求されています。
前払いした後に商品が到着しない等のリスクを避けたいのですが
どのようにしたらよいですか。…………… 115

IV. 起業編

1. 会社設立

- 91. 輸入ビジネスを個人事業で始めようと考えています。
必要な手続きの概略を教えてください。…………… 116
- 92. 法人にはどのような種類がありますか。…………… 117
- 93. 会社組織にして輸入ビジネスを始めたいと考えています。
必要な手続きの概略を教えてください。…………… 118
- 94. 業種によっては開業にあたり届出や許可等が必要と聞きましたが、
どのようなものがありますか。…………… 119

2. 販売

- 95. 海外企業から日本へ食品を輸出したいので有効な販売チャンネルを教えてくださいと
リクエストされました。国内の食品流通経路の概要を教えてください。…………… 120
- 96. 販売価格の設定をするにあたり考慮すべきポイントを教えてください。…………… 121
- 97. 卸売りを中心に販売したいと思います。どのような事業展開をしたらよいですか。…………… 122
- 98. オンラインショップで販売するにあたり
契約成立の時期等について教えてください。…………… 123
- 99. 製造物責任法（PL 法）について教えてください。…………… 124
- 100. 消費生活用製品安全法について教えてください。…………… 125

巻末資料

- 1. 税関相談官連絡先一覧
- 2. 厚生労働省検疫所／食品等輸入届出受付窓口一覧
- 3. 農林水産省／植物防疫所一覧
- 4. 農林水産省／動物検疫所一覧
- 5. 通関業会一覧
- 6. 国税局所在地及び管轄区域一覧



I. 基本編

1 海外から商品を輸入して日本国内で自由に販売することはできますか。

A 1

基本的には、海外から商品を輸入して販売することは自由です。ただし、輸入すること自体が禁止されているものや、輸入の許可や検査が必要なものがありますのでご注意ください。輸入する商品が決まったら、輸入や販売についての法規制の有無を確認することが重要です。以下の項目を参考にしてください。

「関税法」に基づく輸入してはならない貨物

- (1) 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤及びあへん吸引具
- (2) けん銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃砲弾及びけん銃部品
- (3) 爆発物
- (4) 火薬類
- (5) 化学兵器禁止法に規定する特定物質
- (6) 感染症法に規定する病原体等
- (7) 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カード
- (8) 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
- (9) 児童ポルノ
- (10) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- (11) 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を組成する物品

外国為替及び外国貿易法、輸入貿易管理令による規制

国内産業の保護や通商政策の目的から、一部の商品については輸入規制が行われており、これに該当する商品を輸入しようとする時は、あらかじめ輸入の割当や承認等を受ける必要があります。

水産物の一部やモンテリオール議定書に定める規制物質（フロン）等は、輸入割当及び輸入承認が必要となります。また、ワシントン条約の該当品目、原子力関連、機械、武器、火薬類、化学品等は輸入の許可又は承認が必要となります。これらの貨物を輸入する場合は、事前に経済産業省や農林水産省に問い合わせて確認してください。

その他法令による輸入規制

輸入通関するまでに許可、承認または検査が必要とされる品目があります。

- 食品衛生法 : 食品、食器、玩具等
- 薬事法 : 化粧品、医薬品等
- 植物防疫法 : 植物、種子、果物等
- 家畜伝染病予防法 : 食肉加工品等
- 酒税法 : 酒類等

関連情報

税関（輸出入手続き）..... <http://www.customs.go.jp/tsukan/index.htm>



2 個人で輸入したものを自由に販売することはできますか。

A 2

個人輸入と小口輸入

個人輸入とは、自己または家族などでく身近な人が使用することを目的に自ら商品を輸入することを指します。個人輸入として認められる数量等は品目により異なりますが、この範囲内であれば、輸入禁止品等法律で規制されているものを除き、基本的に自由に輸入することができます。ただし、輸入したものについては自己責任で使用することとなります。

これに対し小口輸入とは、第三者への販売を目的に輸入することを指し、たとえ輸入数量や金額が少なくとも業務輸入にあたります。業務輸入した商品については、輸入販売者が責任を負う義務があり、消費者の安全確保が最優先の責務となります。

商品によっては、輸入時に業としての許可や届出、品目ごとの承認のほか各々の法規制に基づく手続きが必要になります。また販売にあたっては、消費者がその商品を正しく識別できるような情報を提供するという観点から、義務表示が必要となるものがありますので、事前の確認が不可欠です。(⇒ 品目毎の法規制や手続きについては、【II. 品目別輸入手続き編】参照)

このように小口輸入は輸入時にさまざまな法的手続きを経て業として行うことができますが、法的手続きを経ずに個人輸入した商品を第三者に販売したり、宣伝用等として不特定多数の人に配布する場合には、小口輸入と同様の手続きが必要になりますので、注意が必要です。

製造物責任法と消費生活用製品安全法

製造物責任法（PL法）では、輸入品の場合は輸入者が賠償責任の義務を負うことが定められています。輸入に際しては、万が一に備えてPL保険に加入したり、海外のメーカーの保証を取り付ける等の対策も必要とされるでしょう。(⇒ PL法の詳細については、Q99参照)

また、身の回りの製品を対象とする消費生活用製品安全法では、輸入した商品の欠陥による事故が起きた場合の報告義務や回収義務は、輸入販売者にあると定められています。

(⇒ 消費生活用製品安全法の詳細については、Q100参照)



I. 基本編

3

商品を輸入する際にかかる関税にはどのようなものがありますか。

A 3

基本編

関税とは、一般に「輸入品に課される税」として定義されています。商品を輸入する際には、原則として関税、内国消費税及び地方消費税が課税されます。税額を算定するときの基礎となるものを“課税標準”と呼び、課税する割合を“税率”といいます。輸入貨物は価格または数量を課税標準として課されますが、価格を課税標準とするものを「従価税」、数量を課税標準とするものを「従量税」といいます。

関税の種類

関税率の種類には以下のものがあります。

基本税率	長期的に適用される基本的な税率。
暫定税率	一時的に基本税率によりがたい事情がある場合に、一定期間基本税率に代わって適用される暫定的な税率。
特惠税率	開発途上国・地域からの輸入品に対し、原産地等の条件を満たすことにより適用される税率。
特別特惠税率	特惠受益国のうち、後発開発途上国（LDC）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率で、税率は全て無税。原則として、特惠原産地証明書の提出が必要。
協定税率	WTO加盟国・地域を原産地とする輸入貨物に対して、それ以上の関税を課さないことを約束している税率。
経済連携協定に基づく税率	経済連携協定（EPA）を締結している国からの産品を対象とし、それぞれの協定に基づいて適用される税率。
少額輸入貨物に対する簡易税率	携帯品又は別送品以外の貨物で、課税価格の合計額が10万円以下の輸入貨物に適用することのできる税率。

税率適用の順位

税率は原則として、特惠税率、協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先して適用されます。ただし、特惠税率は法令で定める要件を満たす場合に限り、協定税率は、それが暫定税率又は基本税率よりも低い場合に適用されます。

関税の計算

関税の具体的な計算方法は、CIF 価格＝商品代金＋運賃＋保険料を基準に計算します。

（US \$から日本円への換算レートが¥78.83 / \$の場合）

例えば、CIF 価格がUS\$3,000の商品を輸入する場合、関税率が8.4%とすると、

US\$3,000 × 78.83 = 236,490円

236,000円（1,000円未満切り捨て） × 0.084 = 19,824円 → 関税額 19,800円①

（100円未満切り捨て）

関連情報

財務省貿易統計（実行関税率表）…………… <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

4

商品を輸入・販売する際には商品代金の他にどのような費用がかかりますか。

4

商品を輸入するにあたっては、商品代金の他にもさまざまな費用がかかります。以下に主なコストを列挙しますので、あらかじめこれらにかかる経費を見込んだ上で、輸入・販売に際しての計画をたてるとよいでしょう。

【仕入れにかかる主なコスト】

- ① 仕入れ価格………貿易条件により異なる（⇒貿易条件については、Q63参照）
- ② 輸送費………海外の取引先から輸出国の港や空港までの現地輸送料、輸出国の港や空港から輸入国の港や空港までの費用などを指します。この他に、到着した港・空港からの国内輸送費用もかかります。また輸送方法によっても費用は異なります。
（⇒輸送方法とコストについては、【Ⅲ. 3 輸送・通関】参照）
- ③ 輸送保険費
- ④ 関税（⇒関税については、Q3および【Ⅲ. 4 関税】参照）
- ⑤ 消費税
- ⑥ 輸入通関諸費用………通関諸費用（通関料、検査料、CFSチャージ、検査立会料等）、通関手数料（⇒通関については、【Ⅲ. 3 輸送・通関】参照）
- ⑦ 通信費
- ⑧ 決済関連手数料（外国為替、送金等の手数料）
（⇒決済方法については、Q5および【Ⅲ. 5 決済】参照）

このほか、食品衛生法、薬事法、電気用品安全法等の法規制の対象となり、検査が必要とされる品目については、別途検査料もかかってきます。

消費税の計算 <左の例の続き>

消費税4%はCIF価格と端数処理後の関税額の合計（1,000円未満切り捨て）に対して課税されます。

$$236,490\text{円} + 19,800\text{円} = 256,290\text{円} \Rightarrow 256,000\text{円} \text{（1,000円未満切り捨て）}$$

$$256,000\text{円} \times 0.04 = 10,240\text{円} \Rightarrow 10,200\text{円} \text{（100円未満切り捨て）} \text{②}$$

地方消費税（消費税の25%）

$$10,200\text{円} \times 0.25 = 2,550\text{円} \Rightarrow 2,500\text{円} \text{（100円未満切り捨て）} \text{③}$$

通関の際の納付税額は、①関税額19,800円+②消費税額10,200円+③地方消費税額2,500円の合計32,500円となります。

Q5

海外の会社に商品代金を支払うにはどのような決済方法がありますか。

A5

輸入取引において現在使用されている主な決済方法は以下の表の通りです。

(⇒ 決済方法の詳細は、Q85 参照)

決済方式	決済方法	概要
荷為替手形決済	L/C 決済	L/CとはLetter of Creditの略で信用状を指す。輸入者が商品を輸入しようとする場合に、輸入者から依頼を受けた取引銀行が、輸出者の銀行経由で輸出者に代金を支払うことを約束する支払確約書。
	D/P、D/A	手形支払い渡しともいい、D/P・D/A手形がある。D/Pとは手形支払い条件書類渡しのこと、輸入者が輸出者の振出した手形の決済をした後で、船積み書類を取立銀行により引き渡される方法。D/Aとは輸入者が輸出者の振出した手形を期日に支払うことを約束して手形の引受けをすれば、船積み書類が渡される方法。
国際送金	銀行からの国際送金	銀行経由で送金を依頼するが、銀行の支店によっては国際送金を扱わない場合もある。手数料は銀行によって異なる。
	ゆうちょ銀行からの国際送金	ゆうちょ銀行経由で送金を依頼する。送金方法には、受取人の住所に送金する方法（住所あて送金）と、銀行口座又は郵便振替口座に送金する方法（口座あて送金／口座間送金）がある。ただし宛先国により、送金金額から仲介手数料・口座登記料等が差し引かれる場合がある。
カード決済	国際クレジットカード	VISA、MASTER、AMERICAN EXPRESSなどの国際カードにより決済を行う。

6 商品を輸入・販売する際には どのような法律がかかりますか。

A 6

輸入ビジネスを行うにあたっては、取扱品目が何らかの法規制の対象となるか否か、もし規制対象となる場合、その法律によって手続きが異なりますので、必ず事前に確認することが必要です。また、近年あらゆる商品に知的財産権が存在しますので、侵害リスクについて留意してください。

小口で輸入されることの多い品目には概ね下表のような法規制がかかります。

(⇒ 詳細については、【II. 品目別輸入手続き編】参照)

【輸入・販売時にかかる主な法規制一覧】

品目名	輸入時にかかる主な法規制	販売時にかかる主な法規制
食品全般	食品衛生法	食品衛生法、JAS法
香辛料	植物防疫法、食品衛生法	食品衛生法、JAS法
ハム、ソーセージ等 食肉加工食品	家畜伝染病予防法 食品衛生法	食品衛生法、JAS法
ワイン、ビール等酒類	酒税法、食品衛生法、 酒税業組合法	酒税法、食品衛生法、 酒税業組合法
お茶、紅茶、コーヒー等	植物防疫法、食品衛生法	食品衛生法、JAS法
米、麦等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）、 食品衛生法	食糧法、食品衛生法、 JAS法
健康食品	食品衛生法	食品衛生法、JAS法、 健康増進法
食器、調理器具	食品衛生法	食品衛生法、 家庭用品品質表示法
衣料品		家庭用品品質表示法、 有害物質を含有する家庭用品 の規制に関する法律
皮革製品（靴、バッグ、衣類 等）、毛皮製品	ワシントン条約	家庭用品品質表示法
家電製品		（製品により） 電気用品安全法、食品衛生法、 家庭用品品質表示法、 消費生活用製品安全法、 電波法、水道法、省エネ法、 家電リサイクル法等
医薬品、医薬部外品、 化粧品、医療機器	薬事法	薬事法
花の種、球根等	植物防疫法、種苗法、外国為 替及び外国貿易法（輸入貿易 管理令）	種苗法、絶滅のおそれのある 野生動植物の種の保存に関する 法律

品目名	輸入時にかかる主な法規制	販売時にかかる主な法規制
高圧ガス、ガス容器等 (充填式ライター等)	高圧ガス保安法	消費生活用製品安全法（ライター）
化学物質全般	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
火薬、爆薬、花火等	火薬類取締法	火薬類取締法
犬、猫用のペットフード	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）
おもちゃ	食品衛生法	
CD、DVD	著作権法、商標法	著作権法、商標法
犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	狂犬病予防法	狂犬病予防法

【輸入品全般にかかる主な法律】

- ・計量法……………内容量の表示
- ・景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）
……………不当表示の禁止
- ・資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）
- ・容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）
- ・PL法（製造物責任法）……………製品の欠陥によって身体・財産等に被害が被ったことを証明した場合に、被害者が製造業者に損害賠償を求めることができる法律で、輸入品の場合は輸入業者が責任を負うと定められています。（⇒ 詳細は、Q99 参照）
- ・消費生活用製品安全法……………輸入した商品の欠陥による事故が起きた場合の報告義務や回収義務は、輸入販売者にあると定められています。
（⇒ 詳細は、Q100 参照）
- ・関税法、関税定率法、関税暫定措置法

7 輸入した商品をオンラインショップで販売する場合の注意点について教えてください。

A 7

許認可の必要性をチェック

まずはじめに、オンラインショップか実店舗かにかかわらず、販売時に許認可が必要な商品（酒類、医薬品など）に該当するか否か、確認する必要があります。酒類については、オンラインショップでの販売は通信販売の一種になりますので、店舗販売とは別の「通信販売小売業免許」が必要です。詳細は事業所を管轄する税務署にお問い合わせください。

通信販売業における電子商取引のガイドライン

特定商取引法（特定商取引に関する法律）およびその他関係法令に基づき、日本通信販売協会（JADMA）では、インターネット・ショッピングにおいて事業者が遵守すべき基本的方針をガイドラインで定め、下記のような項目を適切な場所に明瞭に表示するものとしています。

- * 社名・商号・屋号
- * 代表者または当該表示に責任を有する担当者の「氏名」
- * 主たる営業所の住所、確実に連絡が可能な電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス等
- * 業法に関する資格（免許等）がある場合にはその内容
- * 商品販売価格、商品価格以外の費用（送料、手数料などを金額で表示）
- * 商品の引渡し時期（期間又は期限）
- * 申込みの有効期限があるときはその期限
- * 申込方法
- * 返品条件
- * 販売数量制限などその他の条件
- * 支払時期と支払方法

広告表現の注意点

インターネット販売ならではのポイントとして、広告表現には十分な注意が必要です。オンラインショップは実店舗と異なり、実際に商品を見たり手にとってもらうことができないので、アピールのための表現が大げさになりがちです。実際よりも著しく優良または有利と消費者に誤解されるような表現は使えません。商品の良さを伝えたい場合も、誇大広告的表現にならないように十分気をつけてください。また、健康食品やサプリメントの広告については、薬事法の違反事例が多いので、特に注意が必要です。

関連情報

- 経済産業省（消費生活安心ガイド）…………… <http://www.no-trouble.jp/>
 公正取引委員会（広告表現など）…………… <http://www.jftc.go.jp/>
 （公社）日本通信販売協会（通信販売業における電子商取引のガイドライン）
 …………… <http://www.jadma.org/guideline/02.html>



8

食品を輸入・販売する際の手続きについて教えてください。

A 8

食品衛生法の手続き

食品を輸入する際には、食品衛生法に基づき、輸入時に厚生労働省検疫所への「食品等輸入届出書」による届出が義務づけられています。その際、添付書類として原材料・添加物等が記載された原材料表や製造工程表等が求められますので、事前に入手しておく必要があります。

「食品等輸入届出書」の提出を受け、食品衛生監視員が記載事項（輸出国、輸入品目、製造者・製造所、原材料、製造方法、添加物の使用の有無等）を元に審査を行います。同一食品の過去の輸入実績や違反事例等から検討された結果、検査の必要がないと判断されたものについては、「届出済」のスタンプが押印された届出済証が輸入者に交付されます。検査による確認が必要と判断されたものは、検査項目と検査方法が決められます。検査の結果、合格したものについては届出済書が輸入者に返却されますので、これらを添付して輸入申告をします。

違反（＝不合格）と判断された食品は、日本国内に輸入することはできません。違反の内容は、厚生労働省検疫所から輸入者に対して通知されるので、以後の取り扱いは厚生労働省検疫所からの指示に従うこととなります。貨物は廃棄か積戻し、あるいは食用外転用などの処分を受けることとなります。

事前相談

特に輸入量の多い検疫所では「食品等輸入相談室」を設置し、個別の事前輸入相談を実施しています。外国では使用が認められている添加物であっても、日本では認められていないケースもあります。本格的な輸入を開始する前に、輸入する食品が食品衛生法に適合しているかどうか、無料でアドバイスを受けることができます。なお、事前相談は事前審査や事前許可とは異なります。事前審査を希望する場合は事前届出制度を利用することとなります。

植物防疫法・家畜伝染病予防法

野菜・果物・穀物などは植物防疫法に基づく手続き、生肉や食肉加工品などは家畜伝染病予防法に基づく手続きが、それぞれ食品検疫の前に必要となります。

食品中の放射線物質の基準値について

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故後、厚生労働省では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置を取ってきました。しかしより一層の食品の安全と安心を確保するため、長期的な観点から下記の通り新たな基準値を設定し、平成24年4月より施行されています。

放射線セシウムの新基準値（単位：ベクトル/kg）

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めた基準値となっています。

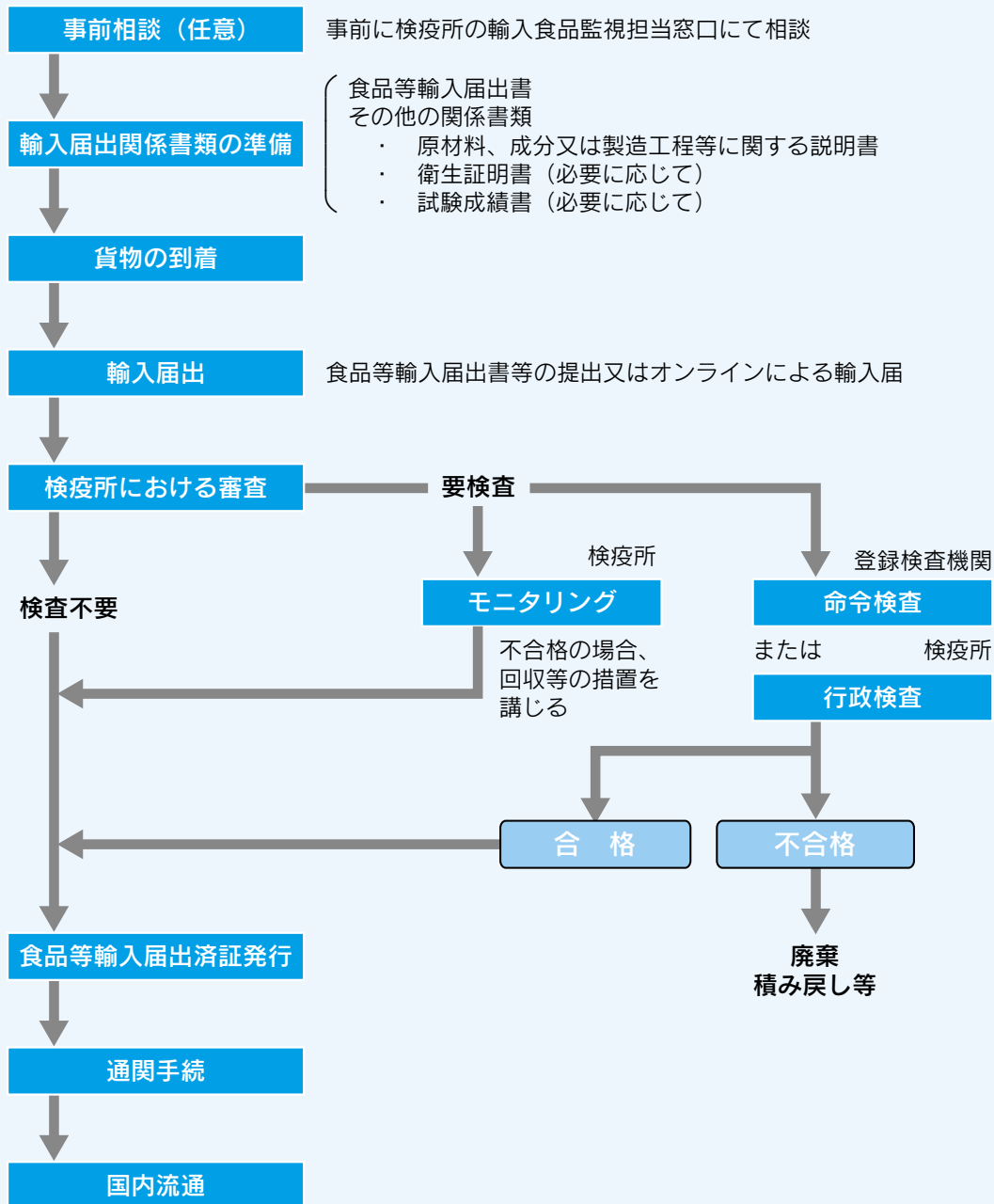
※準備期間が必要な米、牛肉は6か月、大豆は9か月の猶予があります。

販売時の表示

日本国内で食品を販売する場合には、食品の種類ごとに法律や自治体の条例で定められた表示事項を日本語で定められた方法により表示しなければなりません。



食品等の輸入届出の手続きの流れ



(出所：厚生労働省ホームページ)

関連情報

- 厚生労働省 (輸入食品監視業務)..... <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>
- 厚生労働省検疫所食品等輸入届出受付窓口一覧
..... <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1e.html>
- 厚生労働省 (食品中の放射線物質への対応)
..... http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html
- 農林水産省植物防疫所..... <http://www.maff.go.jp/pps/>
- 農林水産省動物検疫所..... <http://www.maff.go.jp/aqs/>

9 お茶の輸入・販売について教えてください。

A 9

お茶の分類

お茶は、発酵の有無やその度合いにより、次のように分類されます。

- ・不発酵茶……緑茶
- ・半発酵茶……ウーロン茶
- ・発酵茶……紅茶

この他にも、茶葉を使用していないお茶として、マテ茶、各種のハーブを組み合わせたハーブ茶などがあります。

輸入時の手続きと注意点

製茶し個別包装されたお茶は通常、植物検疫の対象外となっています。

一方加熱されていないお茶を輸入する際は、植物防疫法に基づく植物検疫が必要になることがあります。この場合、輸出国政府（検疫）機関の発行する「植物検査証明書（植物検疫証明書または、phytosanitary certificateともいう）」に製造工程表（必要に応じてインボイス等）を添付し、植物防疫所に「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」を提出し、現物検査を受けなければなりません。この検査に合格して、食品衛生法の手続きに進むことができます。

輸入時には、「食品等輸入届出書」に原材料配合表、製造工程表、添加物等の書類を添付し、厚生労働省検疫所へ提出し審査・検査を受けます。

食品衛生法では、お茶の残留農薬の基準値が定められており、この基準を満たしていないものは輸入することができません。初めて輸入する際は、残留農薬に関して、輸入者が自主検査を行うよう検疫所から指導されますので、事前に生産地での農薬の使用状況を確認すること、また検疫所の事前相談や検査を依頼する検査機関への相談などを行っておいた方がよいでしょう。

なおハーブ茶の中には、日本で食用とされていない植物が含まれているものもあるため、現地の食品としての用途や衛生上の問題点、放射線殺菌がされていないかについても事前に確認しておくとうよいでしょう。また、薬事法上の医薬品に該当する成分や原材料を含んでいるか否かについても確認が必要です。食品の場合、効果・効能をうたうことは禁止されており、お茶の効果・効能をうたった場合、医薬品として取り扱われ、薬事法違反となりますので、注意が必要です。

販売時の表示

容器包装に入れられたお茶類を販売する際は、食品衛生法およびJAS法の品質表示基準に基づく表示が義務づけられています。

関連情報

厚生労働省（食品衛生法）	http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html
農林水産省（JAS法）	http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html
消費者庁（食品表示）	http://www.caa.go.jp/foods/index.html
農林水産省植物防疫所（植物防疫法）	http://www.maff.go.jp/pps/
（公財）日本食品化学研究振興財団（残留農薬等ポジティブリスト制度）	http://www.ffcr.or.jp/
東京都福祉保健局（健康食品ナビ）	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/supply/point.html



10

コーヒー豆の輸入・販売について教えてください。

10

植物検疫が必要な場合

生豆など加熱処理が施されていないものの場合、植物検疫の対象となります。輸入港を管轄する植物防疫所に、輸出国政府（検疫）機関発行の「植物検査証明書」（植物検疫証明書または、phytosanitary certificateともいう）、送り状（インボイス）等の必要書類を添付の上、「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」を提出します。検査の結果、病害虫が付着していなければ合格となり、「合格証明書」が発行されます。病害虫が発見されると不合格となりますが、その場合でも消毒が可能であれば、消毒を行った後に合格証明書が発行され、食品衛生法に基づく手続きに進むことができます。

植物検疫が不要な場合

焙煎した豆は植物検疫の対象外ですので、食品衛生法に基づく手続きのみ必要になります。「食品等輸入届出書」に原材料配合表、製造工程表、添加物等の書類を添付し、厚生労働省検疫所に提出します。検疫所での審査・検査の結果、問題がないと判断されると届出書に「届出済」印が押印され、通関手続きを行うことができます。

(⇒ 食品衛生法に基づく手続きの詳細については、Q8 参照)

食品衛生法では、コーヒー豆の成分規格として残留農薬の基準値が定められており、この基準を満たしていないものは、輸入することができません。初めて輸入する際は、残留農薬に関して輸入者が自主検査を行うよう検疫所から指導されますので、事前に生産地での農薬の使用状況を確認すると共に、検疫所の事前相談や検査を依頼する検査機関への相談などを行っておいた方がよいでしょう。

販売時の表示

容器包装に入れられたレギュラーコーヒーを販売する際は、食品衛生法およびJAS法の品質表示基準等に基づく表示が義務づけられています。また、登録認定機関から認定を受けた事業者により、有機JAS規格に基づいて生産されたコーヒーには、有機JASマークを表示することができます。(⇒ 詳細は、Q23 食品の表示、Q24 有機食品の表示参照)

さらに業界自主基準として「レギュラーコーヒー・インスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が設けられています。

関連情報

- 厚生労働省（食品衛生法）.....<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html>
- 農林水産省（JAS法）.....<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>
- 消費者庁（食品表示）.....<http://www.caa.go.jp/foods/index.html>
- 農林水産省（有機食品の検査認証制度）.....http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki.html
- 農林水産省植物防疫所（植物防疫法）.....<http://www.maff.go.jp/pps/>
- （公財）日本食品化学研究振興財団（残留農薬等ポジティブリスト制度）
.....<http://www.ffcr.or.jp/>

11 ビスケットやチョコレートなどの菓子類の輸入・販売について教えてください。

11

ビスケット類の輸入手続き

ビスケット、クラッカー、クッキー、乾パン、パイ、プレッツェル等などの加工品を称して、“ビスケット類”といいますが、これらの輸入時には食品衛生法に基づく手続きが必要です。原材料配合表、製造工程表、添加物等の書類を添付の上、「食品等輸入届出書」を厚生労働省検疫所に提出します。ビスケット類は、添加物が使用されていることが多く、中には日本では使用が許可されていないものや使用基準が定められているものがあります。香料、乳化剤、酸化防止剤、甘味料、膨張剤などは、検査の指導を受ける項目となる可能性がありますので、それらがわが国の添加物使用基準に合致しているか、事前に原材料、製造方法、添加物の使用状況等について十分確認しておいたほうがよいでしょう。

チョコレート類の輸入手続き

チョコレートは、カカオ豆を原料として砂糖、乳製品などを加えて製造されるもので、わが国では公正競争規約により「チョコレート」、「準チョコレート」、「チョコレート菓子」、「準チョコレート菓子」、「チョコレート利用食品」等に分類されています。さらに、チョコレートと準チョコレートについては、カカオ分が配合されている分量などにより、チョコレート生地、ミルクチョコレート生地、準チョコレート生地、準ミルクチョコレート生地に分けられます。輸入時にはまず食品衛生法に基づき、原材料配合表、製造工程表、添加物についての書類を添付し、「食品等輸入届出書」を厚生労働省検疫所に提出します。チョコレート類は指定外添加物である着色料の使用による違反が多いほか、保存料、乳化剤などの添加物についても、輸入前に充分調査する必要があります。

なお、ビスケット類・チョコレート類共、ナッツ類が入っているものについては、カビ毒であるアフラトキシンについての検査指示が出される可能性があります。

販売時の表示

食品衛生法、JAS法の品質表示基準に基づく表示の他、業界自主基準としてビスケット類には「ビスケット類の表示に関する公正競争規約」が、チョコレートは「チョコレート類の表示に関する公正競争規約」および「チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約」が設けられています。

なお、原材料にアレルギー物質を含む卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かにが使用されている場合、食品衛生法によりこれらを原材料として含む旨を記載しなければなりません。

関連情報

厚生労働省（食品衛生法）	http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html
農林水産省（JAS法）	http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html
消費者庁（食品表示）	http://www.caa.go.jp/foods/index.html
（一社）全国ビスケット協会（ビスケット類の表示に関する公正競争規約）	http://www.biscuit.or.jp/summary/index.html
日本チョコレート・ココア協会（チョコレート類の表示に関する公正競争規約）	http://www.chocolate-cocoa.com/statistics/rules/index.html

Q 12 酒類の輸入・販売について教えてください。

A 12

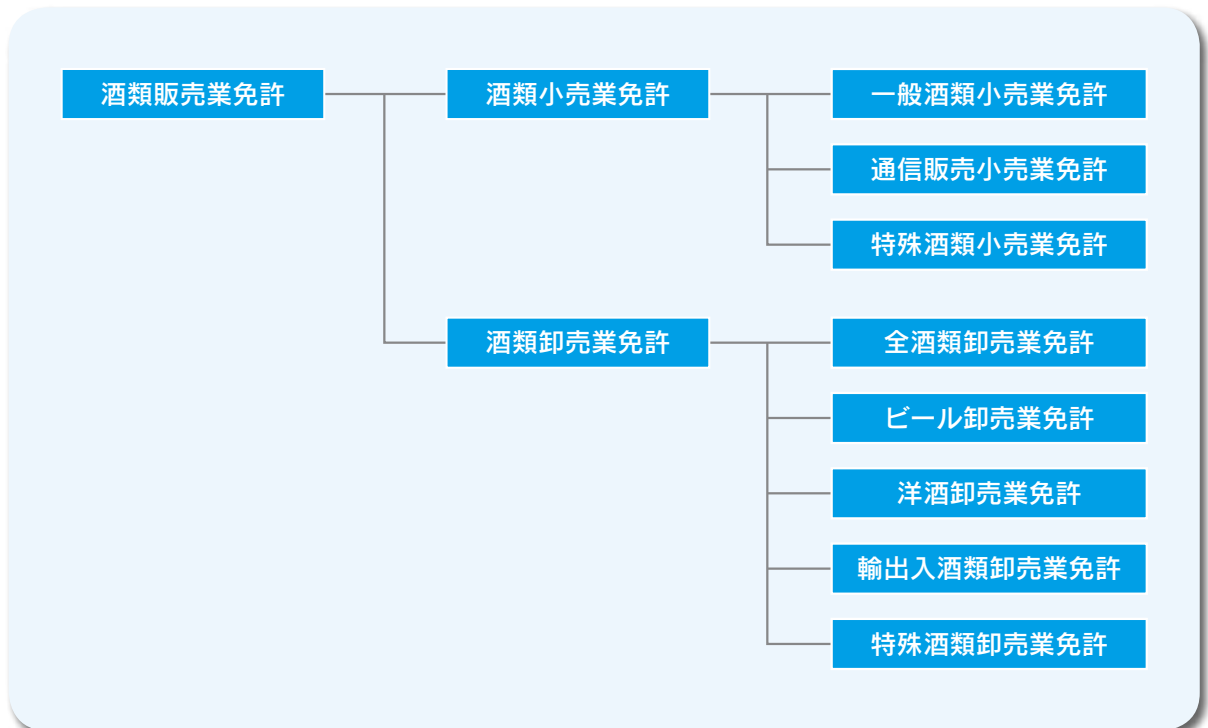
輸入手続き

ワイン、ビール、ウイスキー、ブランデー、リキュールなどの酒類を輸入するにあたり、食品衛生法に基づき、厚生労働省検疫所への「食品等輸入届出書」による届出が義務づけられています。その際、添付書類として、原材料・添加物等が記載された成分表や製造工程表等が求められますので、事前にこれらを入手しておく必要があります。(⇒ 手続きの詳細は、Q8 参照)

ワインには保存料等の食品添加物が使用されている場合が多いので、食品添加物が指定外のものではないか、使用基準内であるか否かの分析を指示される事があります。検疫所による審査終了後、輸入通関申告を行いますが、関税、消費税のほか、アルコール含有度数により算定される酒税も同時に納付して手続きを終了します。

酒類販売業免許

酒類を販売するには、原則として事業所を管轄する税務署長の販売業免許を取得する必要があります。販売先によって、「酒類小売業免許」(消費者、料飲店業者または菓子等製造業者に販売)と「酒類卸売業免許」(酒類販売業者または酒類製造者に販売)に分かれています。さらに、販売する酒類の種類や販売方法によって免許が分類されていますので、詳しくは管轄の税務署にご相談ください。例えば、ネットショップで消費者向けに輸入ワインを販売する場合は、「通信販売小売業免許」が必要です。



輸送について

酒類は風味が損なわれることのないよう、特に船便輸送の場合は注意が必要です。ヨーロッパからの船便輸送は、スエズ運河経由で赤道を横断し日本に到着するため、甲板上に置かれて直射日光を受ける通常のドライコンテナの内部温度は、摂氏70度にも達することがあります。湿度も100%に近い数値になります。コンテナを船腹内に積込むこともあります（コンテナ内の温度は常時摂氏30度のレベルで経過する）、積込み場所は船会社のオプションで荷主が指定することはできません。

このため、ワインのような高温多湿の環境での品質変化が心配される商品は、ドライコンテナではなく、コンテナ内の温度をプラス・マイナス摂氏約20度の範囲で設定できる冷蔵・冷凍装置を備えたリーファー・コンテナを使用し、保冷状態で輸送することになります。コンテナ内の温度は15度程度に設定されるとよいでしょう。

また、コンテナが日本の港で船から積降ろされると、コンテナヤードでは電源を接続して運転できますが、そのまま数日を経ると（通常3日）コンテナ使用料が別途発生しますので、早めに保税保冷倉庫に引き取って通関手続きに入ってください。

20フィートのリーファー・コンテナは、目安としてほぼ17トンまでの重量で、かつ25㎡までの容量の荷物を積込むことができます。ワインの場合、通常の瓶入り1,200～1,300カートン程の数量になるでしょう（コンテナ内に冷気が行き渡るよう、容積の20%程度の余裕を持ってください）。リーファー・コンテナを使用した混載輸送サービスは原則ありませんので、数量が少なくてもコンテナ1基を借切りとしなければなりません。

船会社に輸送を申込み際、どこの港までの輸送をしてもらうのかを明確にする必要があります。また、商品の売買契約時には、商品を受け取る港を指定してください。

（CIF YOKOHAMAのように、ヨーロッパからの定期船が直接入港する港）

販売時の表示

酒類の販売に際しては、食品衛生法に基づく表示のほかに、酒類の品目、輸入者の所在地・氏名、容器の容量、アルコール分、原産国名、引取り先等を記載することになっています。また、輸入ビール、輸入ウイスキーに関しては、公正競争規約に基づいた品質表示が設けられています。

関連情報

- 国税庁（酒に関する情報）……………<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/sake.htm>
 各地の国税局……………<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/kankatsukuiki/syozaiti.htm>
 厚生労働省（輸入食品監視業務）……………<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>
 厚生労働省検疫所……………<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1e.html>
 (社)全国公正取引協議会連合会（公正競争規約）
 ………………<http://www.jfftc.org/>

13 ミネラルウォーターの輸入・販売について 教えてください。

A 13

食品衛生法では、ミネラルウォーターとは「水のみを原料とする清涼飲料水で、鉱水のみのも、二酸化炭素を注入したもの、カルシウム等を添加したもの」とされ、規格基準（成分規格、製造基準、保存基準）が個別に定められています。これに適合しないものは輸入することができないため、輸入にあたっては、原水の成分、採水方法、製造施設でのボトルリングまで詳細な事前調査が必要です。下記に関する書類を準備の上、あらかじめ厚生労働省検疫所 輸入食品監視担当窓口にご相談されることをおすすめします。

<製造基準について>

- ① 原水が「清涼飲料水の製造基準項目」の原水の基準（飲用適の水であること）に適合することを示す分析結果
- ② 製造工程の詳細を示す図（原泉から水を採取し、ボトルリングするまでの工程）
- ③ 殺菌、除菌の方法
 - 加熱殺菌以外の殺菌方法を取る場合
 - 紫外線殺菌………UV照射量（ $\mu\text{W} \cdot \text{sec}/\text{cm}^2$ ）、透過率（%）
 - オゾン殺菌………溶存オゾン（mg/l）、処理時間（min）
 - 除菌を行うものについては、フィルターのマッシュサイズ

<成分規格について>

初回輸入の際、到着商品につき成分規格の全ての項目についての分析検査が必要です。混濁、沈殿物、ヒ素、鉛、カドミウム、スズ、大腸菌群、腸球菌、緑膿菌についての成分規格基準を満たしていなければなりません。

同時に容器包装内の二酸化炭素圧力規格や、殺菌または除菌を行わないものについては、腸球菌、緑膿菌が陰性でなければならないなどの規制があります。

また、日本では使用が認められていない食品添加物や使用基準が定められている成分、残留農薬等に関するポジティブリスト制度による「ミネラルウォーターに関する個別基準」も定められていますので、併せて確認しておくことが必要です。

輸入時には「食品等輸入届出書」に必要書類を添付の上、厚生労働省検疫所に提出し審査・検査を受けますが、上記の条件をクリアし、事前に輸入届出を行い届出済証を受け取っておけば、迅速化が図れるでしょう。

なお、2011年3月11日の福島第一原子力発電所事故により乳児の飲料水等の不足が社会問題となったことを受け、厚生労働省医薬食品局輸入食品安全対策室は、「ミネラルウォーター類の輸入時審査について」を発出し、当分の間これに基づく審査を行うとしています。

（2012年8月現在継続中）

販売時の表示

ミネラルウォーターの販売に際しては、食品衛生法、JAS法の品質表示基準、計量法等に基づく義務表示が、また任意で「ミネラルウォーター類の品質表示ガイドライン」が定められています。

さらに栄養成分または熱量に関する表示を行う場合、健康増進法の「栄養表示基準」に基づく表示をしなければなりません。

関連情報

厚生労働省（食品衛生法）……………<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html>

農林水産省（JAS法）……………<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

厚生労働省 「ミネラルウォーター類の輸入時審査について」

……………<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016u30-img/2r98520000017fsx.pdf>

消費者庁（食品表示）……………<http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

東京都福祉保健局（食品衛生の窓／栄養表示基準）

……………http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/hoei/hoei_016/hoei_16b.html

14 食肉加工製品（ハム・ソーセージ・ベーコン等）の輸入・販売について教えてください。

14

動物検疫

食肉加工品の輸入は、家畜伝染病予防法に基づき輸入相手国・地域が定められています。たとえ輸入可能な地域からでも検査が必要な「指定検疫物」の場合、輸入時には動物検疫を受けなければなりません。輸出国政府機関発行の検査証明書を添付の上、「輸入検査申請書」を動物検疫所に提出し検査を受けます。

輸出国によっては、BSE発生国からの牛肉加工品等の輸入禁止、家禽肉については鳥インフルエンザ発生国からの輸入禁止措置がとられているので、最新情報を動物検疫所に確認した方がよいでしょう。

動物検疫の検査に合格すると、「輸入検疫証明書」が発行され、次に食品衛生法に基づく手続きに進むことができます。「食品等輸入届出書」に原材料配合表、製造工程表、添加物等の書類を添付の上、厚生労働省検疫所に提出し、審査・検査を受けます。

輸入時の注意点

食品衛生法では「亜硝酸根を1kgにつき0.070gを超える量含有してはならない」、という食肉製品共通の基準がある他、①乾燥食肉製品（ビーフジャーキー、サラミソーセージ等）、②非加熱食肉製品（カントリーハム・ソーセージ等）、③特定加熱食肉製品（ローストビーフ等）、④加熱食肉製品（ボンレスハム、プレスハム、ベーコン等）により、個別の成分規格・製造基準・保存基準もあります。輸入前に商品がどの分類に該当するかを判断して、それらを満たしているかを確認しておいた方がよいでしょう。

販売時の規制

販売時には、食品衛生法、JAS法の品質表示基準に基づく表示が義務づけられています。食肉加工品の中では、ベーコン類、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボールについて個別の品質表示基準が設けられています。また、義務表示ではないものの業界自主基準として「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」が定められています。

関連情報

厚生労働省（食品衛生法）	http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html
農林水産省（JAS法）	http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_gaiyou.html
消費者庁（食品表示）	http://www.caa.go.jp/foods/index.html
ハム・ソーセージ類公正取引協議会（公正競争規約）	http://www.niku-kakou.or.jp/kousei/



15 水産物加工品の輸入・販売について教えてください。

A 15

輸入割当

水産物関連品目のうち下表の品目は、外国為替及び外国貿易法の輸入貿易管理令に基づく輸入割当（IQ）品目に指定されており、輸入にあたっては経済産業大臣より輸入割当を受けなければなりません。輸入割当方式には商社割当（実績割当）、先着順割当等がありますが、初めて輸入割当を申請する場合、基本的には先着順割当を申請することになります。また水産物のIQ品目、割当方式により、それぞれに申請資格、申請時期、数量等が異なりますので、各水産物の輸入発表にてご確認ください。

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 農水産室に「輸入割当申請書」2通と必要書類を提出し、輸入割当証明書を受理した後、別途経済産業局または通商事務所に「輸入承認申請書」を提出し、輸入承認（IL）証の交付を受けます。

また、特定の原産地または船積地域に係る輸入について承認を必要とする（特定地域規制）二号承認に該当する品目もあります。詳細については、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 農水産室にお問い合わせになるか、同省ホームページにてご確認ください。

輸入割当が必要な水産物（平成24年度）

たら、すけそうだら、ぶり・さんま・貝柱及び煮干し、ほたて貝、ボイル後塩蔵こんぶ、水産物、こんぶ、ばら干しのあおのり及びひとえぐさ、にしん、いわし、あじ、さば、たら卵の卵、干しすめ、こんぶ調整品、干しのり、のりの調整品、無糖の味付けのり、太平洋種にしん、いか

すべての水産物加工品の輸入に際しては、食品衛生法に基づく検疫が義務づけられています。輸入時には「食品等輸入届出書」に必要書類を添付の上、検疫所に提出し審査を受けます。添付書類には輸入相手国・地域や品目により異なりますので、事前に検疫所に確認の上、準備した方がよいでしょう。審査の結果、衛生検査が必要と判断されたものは、保税地域内で検査が行われ、輸入の可否が判定されます。不適と判断された場合輸入はできず、輸入者は積戻しあるいは廃棄処理をしなければなりません。（⇒ [食品衛生法に基づく手続きの詳細は、Q8参照](#)）

販売時の表示

販売に際しては、食品衛生法およびJAS法の「加工食品品質表示基準」に基づく表示が義務づけられています。加えて「うに加工品」、「うにあえもの」、「乾燥わかめ」、「塩蔵わかめ」、「削り節」、「煮干類」、「うなぎ加工品」については、個別の品質表示基準が定められています。

また、義務ではないものの業界自主基準として、「辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約」、「食品のりの表示に関する公正競争規約」が定められています。

（⇒ [表示の詳細は、Q23参照](#)）

関連情報

- 経済産業省（輸入割当）…………… http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/import/wariate/index.htm#suisanbutsu
- 厚生労働省（食品衛生法）…………… <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html>
- 農林水産省（JAS法）…………… <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>
- 消費者庁（食品表示）…………… <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>
- (社)全国公正取引協議会連合会…………… <http://www.jfftc.org/>
- 全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会…………… <http://www.mentaiko-ftc.org/index.html>

16 香辛料（スパイス・ハーブ等）の輸入・販売について教えてください。

16

香辛料とは、食品に特別な風味を与えることを目的とし、比較的少量使用される種々の植物の風味または芳香性の葉、茎、樹皮、根、根茎、花、蕾、種子、果実または果皮をいい、スパイスとハーブに大別されます。

スパイスは利用部位として、茎、葉、花を除くものの総称を指し、ハーブとは茎、葉、花を利用するものを指します。

香辛料の輸入手続きと注意点

スパイスやハーブを輸入する場合、原則として植物防疫法に基づく植物検疫を受けなければなりません。ただし、瓶詰めされた乾燥香辛料や缶詰などで密閉されているものは植物検疫の対象外となっています。また乾燥ハーブも加工の程度により対象除外となる場合もありますので、詳細は輸入する港を管轄する植物防疫所へお問い合わせください。

植物検疫を受ける際は、輸出国政府機関発行の「植物検査証明書 (Phytosanitary Certificate)」に製造工程表、インボイス・パッキングリスト等を添付の上「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」を提出し、現物検査を受けます。

植物検疫に合格すると、食品衛生法の手続きに進むことができます。「食品等輸入届出書」に原材料配合表、製造工程表、添加物等の書類を添付し厚生労働省検疫所に提出し審査・検査を受けます。香辛料の輸入に際しては特に、①「放射線殺菌」を行っていないかどうか（事前に製造者から文書による確認）、②残留農薬の基準値に合致しているか、③カビ毒が検出されないか、④ハーブ乾燥品には二酸化硫黄が過剰に残存していないか等について事前に確認しておいた方がよいでしょう。

香辛料の表示

容器包装に入れられた香辛料を販売する際は、食品衛生法、JAS法の品質表示基準（生鮮のハーブなど青果物として扱われるものには「生鮮食品品質表示基準」、加工されたものについては「加工食品品質表示基準」）等に基づく表示が義務づけられています。

関連情報

厚生労働省（食品衛生法）	http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html
農林水産省（JAS法）	http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html
消費者庁（食品表示）	http://www.caa.go.jp/foods/index.html
農林水産省植物防疫所（植物防疫法）	http://www.maff.go.jp/pps/
（公財）日本食品化学研究振興財団（残留農薬等ポジティブリスト制度）	http://www.ffcr.or.jp/



17 チーズの輸入・販売について教えてください。

A 17

品目別輸入手続き編～ 1. 食品

世界には1,000種類以上のチーズがありますが、大きくはナチュラルチーズとプロセスチーズに分類されます。ナチュラルチーズは水分含有量によりさらに次の4タイプに分けられます。

- ・ソフト（軟質）チーズ……………クリーム、カマンベールなど
- ・セミソフト（半硬質）チーズ……………ロックフォール、ブルーなど
- ・ハード（硬質）チーズ……………チェダー、ゴーダなど
- ・エキストラハード（超硬質）……………パルメザン、ロマンノなど

関税割当制度

関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り無税又は低税率（一次税率）を適用し需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率（二次税率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る仕組みです。チーズのうち、プロセスチーズの原料として使用するナチュラルチーズは関税割当制度の対象となっています。

輸入手続き

輸入に際しては、食品衛生法に基づき「食品等輸入届出書」に原材料配合表、製造工程表、添加物等の書類を添付の上、厚生労働省検疫所に提出します。

ソフトタイプ及びセミソフトタイプのチーズには、リステリア菌陰性と定められており、中でも以下の国からのものは検査命令の対象となっています。（平成24年7月現在）

- ・フランス、スイス、イタリア、デンマーク、アメリカ合衆国産のソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ、イタリアのソフト及びセミソフトタイプのゴルゴンゾーラチーズ
⇒ 「リステリア菌」
- （例外：フランス産…リステリア菌に関する政府機関の証明書が添付されているもの、デンマーク産…輸出用ナチュラルチーズの政府の承認工場のもの）
- ・フランスのソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ ⇒ 腸管出血性大腸菌O 103
- ・イタリアのナチュラルチーズ ⇒ 腸管出血性大腸菌O 26

ナチュラルチーズは、製造や保存方法の不備により輸送途中でカビや酵母の発生する恐れがあります。したがってチーズの種類ごとに、温度や湿度管理などの輸送のノウハウが必要とされません。

販売時の表示

食品衛生法及びJAS法の品質表示基準に基づく表示が義務づけられています。また乳を原材料としているため、アレルギー物質を含む旨を併せて表示しなければなりません。

さらに業界自主基準として「ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約」が定められています。

関連情報

- 厚生労働省（食品衛生法）…………… <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html>
- 農林水産省（JAS法）…………… <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>
- 消費者庁（食品表示）…………… <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>
- (社)全国公正取引協議会連合会
（ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約）
…………… <http://www.jfftc.org/cgi-bin/data/bunsoyo/A-4.pdf>

18 塩を輸入・販売する際はどのような点に注意したらよいですか。

A 18

塩事業法

塩を輸入するにあたっては、塩事業法による規制があります。塩事業法では「塩」とは、「塩化ナトリウムの含有量が100分の40以上の固形物」でチリ硝石、カイニット、シルビニット、その他財務省令で定める鉱物を除くものと定義されています。

塩の輸入・販売（特定販売）を行う際には、税関長から特定販売業の登録を受けなければならず、登録申請が必要です。

また「特殊用塩」のみの輸入・販売を行う際には、税関長へ「特殊用塩特定販売業」の届出をしなければなりません。

「特殊用塩」とは

- (1) 薬事法第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に該当する塩
- (2) 試薬塩化ナトリウム
- (3) 細菌等の試験研究用の培地として使用される塩、その他の専ら学術研究又は教育の用に供される塩
- (4) 銅のメッキ処理過程等において、専ら触媒の用に供される塩
- (5) 亜鉛、鉄その他の金属成分を含有する塩で、直方体又は球形等の塊状に成形されたもの
- (6) 塩化ナトリウムの含有量が60%以下の塩で、塩化ナトリウムとそれ以外の成分が容易に分離し難いもの
- (7) 販売先を限定して試験的に販売される塩であって、一年間の販売数量が100トン以内のもの

詳細は、最寄りの財務局理財部にお問い合わせください。

食品衛生法、薬事法等

輸入・販売する塩を食品として扱う場合には、食品衛生法に基づく手続きが必要です。

(⇒ 食品輸入の手続きについては、Q8参照)

また、入浴剤に用いる場合には、医薬部外品に該当し薬事法による規制の対象となる場合があります。化粧品、医薬品に該当する場合も薬事法の規制対象となり、それぞれに許可や届出が必要です。輸入しようとする塩がいずれに該当するのかを各都道府県の業務所管課に確認の上、所定の手続きをする必要があります。(⇒ 化粧品、医薬部外品の輸入については、Q33、37参照)

販売時の表示

塩を食品として販売する際は、食品衛生法及びJAS法の品質表示による表示が義務づけられています。また業界自主基準として、「食用塩の表示に関する公正競争規約」が設けられています。

関連情報

財務省（塩事業法）	http://www.mof.go.jp/tab_salt/salt/index.html
厚生労働省（食品衛生法）	http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html
農林水産省（JAS法）	http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html
消費者庁（食品表示）	http://www.caa.go.jp/foods/index.html



19 砂糖の輸入・販売について教えてください。

A 19

砂糖は国による価格調整が行われているため、一般の方が小口輸入をするには難しい品目のひとつです。

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律

砂糖のうち粗糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖等の指定糖の輸入にあたっては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき独立行政法人 農畜産業振興機構に「輸入糖売買申込書」と関係書類を提出して、同機構から「買入・売戻承諾書」の発給を受けなければなりません。

輸入しようとする砂糖をあらかじめ入手した上で、同機構に相談されるとよいでしょう。

関税割当制度

関税割当とは、農林水産省が毎年の輸入割当数量（一次税率）を定めて、輸入者の申請に応じて輸入枠を割り当て、この枠を超えて輸入される場合に高関税（二次税率）を適用することで国内生産者保護を図る制度です。糖みつは関税割当制度の対象品目になっており、一次税率の適用を受ける場合は、輸入前に農林水産大臣に「関税割当申請書」を提出し、「関税割当証明書」の交付を受ける必要があります。

食品衛生法

砂糖類を販売目的で輸入するには上記に加え、食品衛生法の手続きが必要です。通関に際しては「食品等輸入届出書」に原材料配合表、添加物等の書類を添付の上、輸入港を管轄する厚生労働省検疫所に提出します。

粗糖、糖みつについては、「食品等輸入届出書」の提出は不要です。

なお食品衛生法では、さとうきび、てんさいについて残留農薬の基準値を定めており（ポジティブリスト制度）、この基準を満たさないものは輸入することができません。

販売時の規制

砂糖を販売するには食品衛生法及び JAS 法の品質表示基準による表示が義務づけられています。（⇒ [食品の表示については、Q23 参照](#)）

また、有機食品の検査認証制度に合格しなければ「有機」「オーガニック」の表示をすることはできませんので注意が必要です。（⇒ [オーガニックについては、Q24 参照](#)）

関連情報

- 農林水産省（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律）
..... <http://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/kansho/index.html>
- 厚生労働省（食品衛生法）..... <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html>
- 農林水産省（JAS 法）..... <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>
- 消費者庁（食品表示）..... <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>
- 独立行政法人 農畜産業振興機構..... <http://www.alic.go.jp/>
- （公財）日本食品化学研究振興財団（残留農薬等ポジティブリスト制度）
..... <http://www.ffcr.or.jp/>

20

はちみつ製品の輸入・販売について
教えてください。

A 20

輸入手続き

はちみつを販売目的で輸入する際は、食品衛生法の手続きが必要です。「食品等輸入届出書」に原材料配合表、製造工程表、添加物等の書類を添付の上、厚生労働省検疫所に提出し、審査・検査を受けます。

はちみつには動物用医薬品および農薬の残留基準値が設定されており、これを超えたものを販売することはできませんので注意が必要です。一部の国では、みつばちの病気に有効な抗生物質を使用していることがあり、それらがはちみつに残留している可能性もあります。日本では、基準が定められたものを除き食品への抗生物質は含有不可となっています。抗生物質やその他の添加物についても事前に厚生労働省検疫所 輸入食品監視担当窓口にご相談の上、自主検査を行っておくとよいでしょう。

なお、ローヤルゼリーやプロポリスについては健康食品であるため、販売時に医薬部外品や医薬品のような効果・効能をうたうことはできません。詳細については各都道府県の薬務所轄課に直接お問い合わせください。

またはちみつ自体は動物検疫の対象ではありませんが、はちが「指定検疫物」となっているため、はちの巣の状態のまま製品化したコムハニーやプロポリスの原塊などのように加工状態により幼虫やみつばちが混入している場合、動物検疫の対象となり、輸入に際しては輸出国の動物検疫機関の発給する検査証明書が必要になります。

食用以外の目的で輸入する場合

はちみつを美容用（化粧品または医薬部外品）として輸入・販売する場合は薬事法の規制対象となります。

化粧品の場合は、①製造販売業許可、②製造業許可、③品目ごとの輸入届が、医薬部外品の場合は、①製造販売業許可、②製造業許可に加え③品目ごとの製造販売承認、④海外にある製造所には外国製造者認定が必要になるなど、さまざまな許認可等が必要になります。

はちみつの区分と販売時の表示

はちみつ類は不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の公正競争規約により、①はちみつ、②精製はちみつ、③加糖はちみつ、④巣はちみつに分類され、果糖及びブドウ糖の含有量が60%以上であることが天然と人工とを区別する要件となっています。

販売時には、食品衛生法及びJAS法の品質表示基準による表示が義務づけられています。さらに天然はちみつには、業界自主規制として「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」、ローヤルゼリーには「ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約」による表示が定められています。

関連情報

厚生労働省（食品衛生法）	http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html
農林水産省（JAS法）	http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html
消費者庁（食品表示）	http://www.caa.go.jp/foods/index.html
動物検疫所（家畜伝染病予防法）	http://www.maff.go.jp/aqs/
東京都健康安全研究センター（化粧品の製造販売・製造・輸入について）	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/cosmetics/cosme/index.html
(社)全国はちみつ公正取引協議会（はちみつの表示に関する公正競争規約）	http://www.honeykoutori.or.jp/

21

健康食品の輸入・販売について
教えてください。

21

健康食品とは

健康食品について日本では法的な定義づけがありません。市場で健康食品として販売されているものは、国の一定条件を満たした「保健機能食品（特定保健用食品・栄養機能食品）」と、それ以外の「いわゆる健康食品（一般の食品）」に分けられます。

食薬区分の確認

海外では健康食品、サプリメントなどとして販売されているものでも、日本では食品としての使用が認められていない成分が含まれていたり、医薬品・医薬部外品に該当する場合もあるため、健康食品を輸入しようとする際は、まず原材料が何であるかを確認しなければなりません。

海外の仕入先から成分表（原材料配合表）を入手し、（公財）日本食品化学研究振興財団のホームページ上に掲載されている「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト（医薬品リスト）」と「医薬品的効能効果を標榜しない限り食品として認められる成分本質（原材料）リスト（非医薬品リスト）」を調べ、成分本質（原材料）の食薬区分を確認する必要があります。「医薬品リスト」に掲載されている場合、医薬品として判断され、輸入・販売に際しては薬事法の手続きが必要となります。

「非医薬品リスト」にある場合は次の3条件を基に、食品としての輸入が認められます。①医薬品的な形状をしていないこと（アンブル剤は食品の形状として認められていません。）②医薬品的な効能・効果を標榜していないこと、③医薬品的な用法・用量を標榜していないこと。

なお、いずれのリストにも掲載されていない場合は、各都道府県の薬務所管課にお問い合わせください。その際、原材料の学名、使用部位、薬理作用又は生理作用、毒性、麻薬・覚醒剤様作用、国内外での医薬品又は食品としての前例など、原材料の性質を明らかにしておいた方がよいでしょう。

食品の輸入手続き

全ての成分が食品として認められると、食品衛生法に基づき輸入通関の前に厚生労働大臣あてに「食品等輸入届出書」を提出します。その際、「原材料配合表」、「製造工程表」、場合によっては薬事法の規制対象でないことを確認する書類（「食薬区分における成分本質（原材料）などの確認書」）を添付することになります。

着色料、保存料などの食品添加物は、外国で使用が許可されていても、日本では使用が禁止されていたり、使用基準が異なる場合もありますので、前述の（公財）日本食品化学研究振興財団のホームページ上の「食品添加物リスト」にて事前に確認しておくことをおすすめします。また、検疫所への事前相談を基に、厚生労働大臣指定の登録検査機関で自主検査を行いその検査証明書を手続きしておくとい良いでしょう。

販売時の表示

食品衛生法、JAS法の加工食品品質表示基準、計量法などに基づく義務表示が定められています。また、アレルギー物質、遺伝子組み換え品が含まれている場合には、その旨も表示しなければなりません。なお、食品の場合、効果・効能をうたうことはできませんので注意が必要です。

保健機能食品の表示

健康食品の中でも、国が安全性や有効性等を考慮して設定した規格基準等を満たした食品を保健機能食品といいます。保健機能食品は特定保健用食品と栄養機能食品に分けられ、前者は厚生労働大臣による個別の許可が必要です。一方、栄養機能食品は現在ミネラル5種類、ビタミン12種類の栄養成分が対象となっており、これらの成分を一定量（国が定めた上限・下限値の範囲）含む場合、個別の審査を受けることなく栄養成分の機能を表示することができます。

(栄養機能食品の表示例)

栄養機能食品 (カルシウム)

カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。

商品名 ○○○○
 栄養成分表示 (1本 [120ml] あたり)
 エネルギー ○○kcal
 たんぱく質 ○○g
 脂質 ○○g
 炭水化物 ○○g
 ナトリウム ○○mg
 カルシウム 400mg
 カルシウムの1日あたりの栄養素等表示基準値に占める割合は57%

1日あたり1本を目安にお飲みください。……………
 ……………

関連情報

- 厚生労働省 (食品衛生法)……………<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html>
- 農林水産省 (JAS法)……………<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>
- 消費者庁 (食品表示)……………<http://www.caa.go.jp/foods/index.html>
- 東京都福祉保健局 (健康食品ナビ)……………<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/supply/point.html>
- (公財) 日本食品化学研究振興財団 (医薬品リスト)
 ……………<http://www.ffcr.or.jp/>



22

冷凍食品の輸入・販売について
教えてください。

A 22

冷凍食品は、冷凍果実や冷凍野菜、調理済みの冷凍食品などに分けられます。

<冷凍野菜・果実の輸入手続き>

① 冷凍野菜・冷凍果実は植物防疫法に基づく輸入検査品に該当し、輸入に際しては植物検疫を受けなければなりません。輸入者は輸出国政府機関が発行する「植物検査証明書」(Phytosanitary Certificate)、輸入野菜の場合マイナス17.8℃以下で凍結・保存されたことを証明する書類等を添付し、「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」を輸入港・輸入空港を管轄する植物防疫所に提出します。その結果、病害虫が付着していなければ合格となり「合格証明書」が発行されます。

ただし冷凍野菜のうち、まつたけ、しいたけなどのきのこ類は菌類のため植物防疫法上の植物には該当せず、検疫の対象となりません。

② 上記の植物検疫に合格後、食品検疫を受けます。「食品等輸入届出書」に加工品の場合は原材料配合表、製造工程表、自主検査成績書等の必要書類を添付の上、検疫所に提出し、審査を受けます。その結果、検査が必要とされたものについては、検査が行われ輸入の可否が判定されます。

なお、冷凍野菜・果実はその製法によって食品衛生法上では分類が異なります。生鮮野菜をそのまま、または細切り後容器包装に入れ冷凍した場合、生鮮野菜と同様に扱われます。これらは漂白や着色が目的での添加物の使用は認められていませんので、注意が必要です。

<加工冷凍食品の輸入手続き>

食品衛生法では、「冷凍食品の規格基準として成分規格（細菌数、大腸菌陰性等）や保存基準（-15℃以下等）の他、食肉含有量が50%以上を超えるもの」については、「食肉製品」の規格基準にも適合していなければなりません。加えて、日本では使用が認められていない食品添加物や使用基準が定められている物質の含有にも注意が必要です。

販売時の表示

冷凍食品は、食品衛生法およびJAS法の加工食品品質表示基準による表示が義務づけられているほか、個別に「調理冷凍食品品質表示基準」（フライ類、魚フライ、えびフライ、いかフライ、かきフライ、コロケ、カツレツ、シュウマイ、ぎょうざ、春巻、冷凍ハンバーグステーキ、ミートボール、フィッシュボール、フィッシュハンバーグ、米飯類、めん類）と「野菜冷凍食品品質表示基準」が定められています。

また、冷凍とうもろこし、冷凍ばれいしょについては、遺伝子組み換え食品である場合、その旨を表示しなければなりません。

関連情報

- 農林水産省植物防疫所（植物防疫法）…………… <http://www.maff.go.jp/pps/>
- 厚生労働省（食品衛生法）…………… <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html>
- 農林水産省（JAS法）…………… <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>
- 消費者庁（食品表示）…………… <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

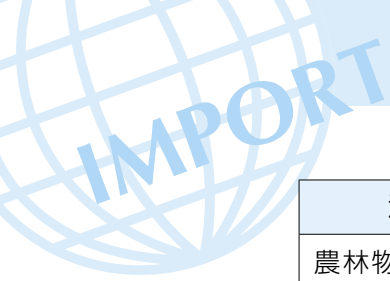
23 食品の表示について教えてください。

A 23

必ず付けなければならない義務表示

国内で販売する食品には、輸入品・国産品にかかわらず食品衛生法及びJAS法、計量法、健康増進法などにより、決められた表示をすることが義務づけられています。定められた表示のない食品は、販売することはもちろん、販売のための陳列や営業上の使用も禁止されています。下記の法律の他にも景品表示法、薬事法、特定商取引法等および都道府県の条例により適正な表示が必要な場合があります。

法律名	表示対象品目	表示項目等	所轄官庁
食品衛生法	<ul style="list-style-type: none"> ・マーガリン ・酒精飲料 ・清涼飲料水 ・食肉製品 ・魚肉ハム及び魚肉ソーセージの類、鯨肉ベーコンの類 ・シアン化合物を含有する豆腐 ・冷凍食品 ・放射線照射食品 ・容器包装詰加圧加熱殺菌食品 ・鶏の卵 ・容器包装に入れられた食品 ・遺伝子組み換え作物である食品およびこれらを原料とする加工食品 ・保健機能食品 ・添加物 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・消費期限または賞味期限 ・製造者（販売者または輸入者）氏名および所在地 ・添加物を含む旨 ・アレルギー物質を含む旨（特定原材料：卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに） ・保存方法 ・保健機能食品である旨 ・遺伝子組み換え食品である旨（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実及びアルファルファ、てんさいの7作物とその加工食品） 	厚生労働省 (表示については消費者庁)
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法） (品質表示基準)	生鮮食品	農産物	農林水産省 (表示については消費者庁)
		水産物	
		畜産物	
		<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・原産地名（輸入品の場合は原産国名） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・原産地名（輸入品の場合は原産国名） ・解凍 ・養殖 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・原産地名（輸入品の場合は原産国名） 	



Ⅱ. 品目別輸入手続き編～ 1. 食品

品目別輸入手続き編～1・食品

Ⅱ

法律名	表示対象品目	表示項目等	所轄官庁
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS法) (品質表示基準)	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・原材料名 ・原産国名 (輸入品の場合) ・内容量 ・賞味期限または消費期限 ・保存方法 ・製造業者等の氏名または名称及び住所 	農林水産省 (表示については消費者庁)
	玄米・精米	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・原料玄米 ・内容量 ・精米年月日 ・販売業者等の氏名または名称、住所及び電話番号 	
	遺伝子組み換え農産物とその加工品 (大豆、とうもろこし、馬鈴薯、なたね、綿実、アルファルファ、てんさいの7作物、豆腐等32加工食品群)	<ul style="list-style-type: none"> ・「遺伝子組み換え食品」である場合は、その旨 ・加工食品についてはその主な原材料 等 	
計量法	政令で定める食品 (特定食品)		経済産業省
健康増進法 (栄養表示基準)	加工食品、鶏卵に栄養表示する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・熱量 ・たんぱく質 ・脂質 ・炭水化物 ・ナトリウム及び表示された栄養成分の含有量をこの順番で記載 	厚生労働省 (表示については消費者庁)

※品質表示基準については、個別の品質表示基準に基づく表示も必要です。

任意表示

必ず付けなければならないわけではありませんが、事業者の希望により表示できるものは、以下の通りです。

- ・ JAS マーク……………JAS法に基づき、品位、成分、性能等についてのJAS規格 (一般JAS規格) を満たす食品や林産物などに表示
- ・ 公正競争規約……………景品表示法に基づき、事業者または事業者団体が公正取引委員会の認定を受けて、景品類または表示に関する事項について自主的に制定するルール
- ・ 業界団体によるガイドライン

関連情報

- 消費者庁 (食品表示)……………<http://www.caa.go.jp/foods/index.html>
 農林水産省 (JAS法)……………<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>
 (社)全国公正取引協議会連合会……………<http://www.jfftc.org/>

24

海外で「オーガニック」の表示がある食品であれば、日本国内でも「オーガニック」として販売できるのでしょうか。

24

海外の「オーガニック」関連表示をそのまま用いて日本国内で流通させることはできません。農産物や農産加工食品については、有機JAS規格を満たすものでなければ、「有機」、「オーガニック」などの表示を付けることはできません。

JAS法に定められた有機JAS認証制度により、生産または製造の方法について認定を受けた事業者のみが、農産物あるいは農産加工食品に「有機JASマーク」の表示を付けて流通させることができます。

海外の食品に「有機JASマーク」を付けるには、下記の2種類の方法があります。

- ① 国内の登録認定機関又は登録外国認定機関からJAS認定を受けた外国製造業者等が、生産、製造した有機食品に有機JASマークを貼付して流通させる方法
この場合は、海外の生産者自身でその商品に「有機JASマーク」を付して、日本向けに輸出することができます。
- ② 国内の登録認定機関からJAS認定を受けた輸入業者が、有機JASマークを貼付して流通させる方法
前提として、日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付制度を有する国の政府機関等から発行された証明書又はその写しが添付されていなければなりません。平成24年4月現在、有機農産物に関し、JAS法第15条の2における同等性を有している国としては、EU27ヶ国、オーストラリア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ニュージーランド及びスイスが省令で指定されています。

なお、畜産物や畜産物加工食品に有機JASマークを表示する方法は①のみです。

関連情報

農林水産省（有機食品の検査認証制度）…………… http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki.html
 (社)日本農林規格協会…………… <http://www.jasnet.or.jp/>



Q 25 衣料品の輸入・販売について教えてください。

A 25

ワシントン条約

衣料品の輸入には原則として規制はありません。
 ただし、特殊な革や毛皮などを使用している衣料品については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」の規制対象品目となる可能性があります。対象であった場合、「外国為替及び外国貿易法」の輸入貿易管理令に基づき、輸入承認または輸入確認が必要になります。手続き等の詳細については、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室にお問い合わせください。なお、対象となるか否かの判断には正式な学術名が必要となりますので、あらかじめ確認しておいた方がよいでしょう。

有害物質の含有について

衣類に使われている樹脂加工剤や防虫加工剤には、ホルムアルデヒドやディルドリン等の化学物質が用いられている場合があります。これら特定の化学物質には、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により基準が設けられており、この基準に適合しないものについては、販売、授与又はその目的での陳列を行うことができません。

例えば繊維製品のうち下着、寝衣、靴下などは、75ppm以下、24ヶ月以内の乳幼児用のものには16ppm以下のホルマリン規制が、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、靴下、中衣などには30ppm以下のディルドリン規制が定められています。

ブランド品の輸入について

ブランド品の衣類を輸入する際には、輸入しようとする商品が商標権や意匠権、特許権、実用新案権、著作権などの知的財産権を侵害する物品（知的財産権侵害物品）でないか否か十分注意を払う必要があります。デザインをコピーした商品、偽キャラクター商品、知的権利者からの承諾を得ずに登録商標を付したのもの等、知的財産権を侵害する商品は、「不正商品」として関税法により輸入が禁止されています。これらの不正商品は没収された上、場合によっては処罰が科せられます。

またブランド品を並行輸入し販売することは、商品が真正品であるなど一定の要件を満たせば、基本的に違法行為とはなりません。しかしその真贋性などを第三者が判断することは難しいので、輸入者には仕入れ先の選択など十分な注意が必要です。

販売時の表示

衣料品を販売する際は、家庭用品品質表示法の「繊維製品品質表示規程」に基づき、①繊維の組成、②家庭洗濯等取り扱い方法（絵表示）、③表示者名および連絡先などの表示が義務づけられています。

また、不当景品表示類及び不当表示防止法（景品表示法）により消費者に誤認を与えるような表示をすることは禁止されています。（⇒ 詳細は、Q26衣料品の表示参照）

関連情報

- 経済産業省（ワシントン条約）..... http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/
- 消費者庁（家庭用品品質表示法）..... <http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>
- 国立医薬品食品衛生研究所（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律）
..... <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html>
- 特許庁（商標権、意匠権）..... <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

Ⅱ 品目別輸入手続き編～2. アパレル・ファッション雑貨



26 衣料品を販売する際に必要な表示について教えてください。

A 26

繊維製品のうち衣料品を含む下表の35品目については、販売時に家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規定による表示が義務づけられています。輸入品であっても日本で販売する場合は日本語による表示が必要です。

糸、織物・ニット生地・レース生地、上衣、ズボン、スカート、ドレス及びホームドレス、ブルオーバー・カーディガンその他セーター、ワイシャツ・開襟シャツ・ポロシャツ・その他のシャツ、ブラウス、エプロン・割烹着・事務服及び作業服、オーバーコート・トップコート・スプリングコート・レインコートその他のコート、子供用のオーバーオール及びロンパース、下着、寝衣、靴下、足袋、手袋、ハンカチ、毛布、敷布、タオル及び手ぬぐい、羽織及び着物、マフラー・スカーフ及びショール、ひざ掛け、カーテン、床敷物、上掛け、布団、毛布カバー・布団カバー・枕カバー及びベッドスプレッド、テーブル掛け、ネクタイ、水着、ふろしき、帯、帯締め及び羽織ひも

繊維製品の表示項目

- ① 繊維の組成や素材名：指定された繊維の名称を示す用語を用いて、それぞれの繊維の混用率をパーセントで併記
- ② 家庭洗濯等取り扱い方法：JIS規格L0217繊維製品の取り扱いに関する表示方法に既定する記号（絵表示）を用いて、縫い付けなど容易に取れない方法で表示
- ③ はっ水性（衣料品のうちコート類に表示するよう規定）
- ④ 表示者名および連絡先住所または電話番号

ただし②については、上着や下着、ワイシャツなどには義務表示となっていますが、ネクタイや和装品など家庭ではあまり洗わないもの、ハンカチや靴下など一般的に取り扱いにあまり注意を要さないものについては表示の義務はありません。また③はレインコート等のはっ水性を必要とするコート以外は義務ではありません。

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）による原産国表示

消費者に原産国を誤認させるような表示が禁止されています。
 なお、これらの表示は日本語で記載し、見やすい箇所に表示することが決められています。

衣料品の表示例

詰物に羽毛及びポリエステルを使用している上衣

表地 ナイロン 100%	+	
裏地 ポリエステル 100%		
詰物 ダウン 40%		
フェザー 35%		
ポリエステル 25%		
〇〇繊維(株) TEL 03-9999-9999 (下げ札)		〇〇繊維(株) TEL 03-9999-9999 (縫い付けラベル)

(出所：消費者庁ホームページ)

品目別輸入手続き編～2. アパレル・ファッション雑貨



関連情報

- 消費者庁（家庭用品品質表示法）…………… <http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>
 消費者庁（不当景品類及び不当表示防止法）…………… <http://www.caa.go.jp/representation/index.html>



Q 27 子ども用衣料品の輸入・販売について教えてください。

A 27

輸入時の注意点

子ども用衣料品の輸入にあたっては、大人用衣料品と同様に法規制はありません。ただし、ワシントン条約の対象品目となる毛皮、皮などを使用したものについては、輸入に際して輸出国政府が発行した輸出許可書等が必要な場合があります。(⇒ 詳細は、Q25、29 参照)

また、ブランド品のコピー商品、偽キャラクター商品等知的財産権を侵害するものは、「不正商品」として輸入が禁止されています。(⇒ 詳細は、Q25 参照)

販売時の注意点

子ども用衣料品のうち生後24ヶ月以内の乳幼児用繊維製品(おしめ、おしめカバー、よだれかけ、下着、帽子、寝具、寝衣、手袋、靴下、中衣、外衣)については、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、特定の化学物質に以下のような基準値が設けられています。

- ・ホルムアルデヒド…所定の試験法で吸光度差が0.05以下または16ppm以下
- ・DTTB…30ppm以下
- ・ディルドリン(防虫剤)…30ppm以下
- ・トリフェニル錫化合物…指定の試験法で検出せず
- ・有機水銀化合物…検出せず

輸入・販売を行う前にサンプルを入手し、有害物質がどの程度含まれているかを検査機関で検査し、検査証明書を保存しておくといでしょう。

また販売時には、他の衣料品からの有害物質の移染を防ぐために、ポリエチレン袋などの包装をして販売することがすすめられています。

販売時の表示

家庭用品品質表示法の「繊維製品品質表示規程」に基づき、①繊維の組成表示、②家庭洗濯等取扱方法(絵表示)、③表示者名及び住所又は電話番号等を記載することが義務づけられています。

(⇒ 詳細は、Q26 参照)

関連情報

- 経済産業省(ワシントン条約)……………http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/
- 厚生労働省(家庭用品の安全対策)……………<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kateiindex.html>
- 消費者庁(家庭用品品質表示法)……………<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

28 中古衣料品の輸入・販売には特別な許可が必要ですか。

28

古物商許可

営利目的により中古衣料品の売買・交換をする際は、盗品等の混入を防ぐため古物営業法により都道府県公安委員会の許可（古物商許可）を受けなければなりません。

古物営業法で定める古物とは、「一度使用された物品や、新品でも使用のために取引された物品、及びこれらのものに幾分の手入れをした物品」を指し、美術品、衣類、時計・宝飾品、自動車、書籍等の13品目に分類されています。古物商許可が必要か否かは下記の通りとなっています。

古物商許可が必要な場合

- ・古物を買って⇒販売する、修理して販売する、使える部品等を販売する、レンタルする。
- ・古物を買って⇒売った後に手数料をもらう。（委託売買）
- ・古物を別の物と交換する。
- ・国内で買った古物を国外に輸出して売る。
- ・これらをネット上で行う。

古物商許可が不要な場合

- ・自分の物を⇒売る（ただし最初から転売目的で購入した物を除く）、オークションに出品する。
- ・無償でもらった物を売る。
- ・相手から手数料等を取って、回収したものを売る。
- ・自分で売った相手から売った物を買戻す。
- ・自分が海外で買って来た物を売る（他の輸入業者が輸入した物を国内で買って売る場合は除く）

また、誰でも参加できるフリーマーケットを主催する場合、許可は不要ですが、古物商間で古物の売買、交換のための市場を主催する場合は、「古物市場主の許可」が必要です。インターネット上でオークションサイトを運営する場合は、「古物競りあわせ業の届出」が必要で、届けられたURL等は公安委員会のホームページに掲載されます。

なお、古物商許可を受けるには、営業所の所在地を管轄する警察署の防犯係に許可申請をして、公安委員会の許可を受けます。複数の都道府県に営業所がある場合、都道府県ごとに許可が必要になりますので、注意が必要です。

関連情報

警視庁（古物営業）……………<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kobutu.htm>



29 靴の輸入・販売について教えてください。

A 29

靴は、革製、革以外の素材を使用しているもの、スポーツシューズなどに分かれていますが、このうち注意が必要なのが革靴です。

ワシントン条約

革靴は革の種類によってはワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）の規制対象となります。同条約の附属書Ⅱ、Ⅲに分類された動植物加工品は商業目的での取引が可能ですが、輸入時に附属書Ⅱに分類されているものは、輸出国政府が発行した輸出許可書（CITES）（原本）、附属書Ⅲのものは、輸出許可書もしくは原産地証明書（原本）が必要となります。また、輸入公表三の7-(6)に指定された動物加工品の場合は、輸入通関申告前に経済産業大臣が発行する確認書が必要です。

なお、使用されている材料がワシントン条約の規制の対象品目か否かについては、事前に経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室にお問い合わせください。

革靴の関税と関税割当について

革靴を輸入する際に注意したいのが関税です。皮を使用する部位や輸入相手国により異なるものの、30%又は4,300円/足のうちいずれか高い方（協定税率の場合・平成24年4月1日現在）が課税されます。革靴は関税率が高い製品のひとつですが、低価格を求める消費者と国内生産者の保護を調和させるために関税割当制度の対象となっています。

「関税割当制度」とは、一定の輸入数量に限り、無税又は低税率（＝一次税率）の関税を適用して需要者に安価な輸入品を提供する一方、それを超える輸入分については、比較的高い税率（＝二次税率）を適用して国内生産者の保護を図る二重税率の制度です。

輸入販売者が関税割当枠を申請するにあたっては、皮革・皮革製品に関連する事業（製造・販売・輸入）を行っており、申請日前1年間に一定額以上の輸入を行っていることなどの条件があります。例年3月上旬頃次年度分の輸入割当枠が公表されるので、詳細は経済産業省ホームページもしくは、経済産業省公報等でご確認ください。

販売時の表示

甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、甲と本底を接着剤により接着した靴を販売する際には、家庭用品品質表示法の「雑貨工業品品質表示規程」に基づき、①甲皮の使用材料、②底材の使用材料、③底の耐油性、④取扱い上の注意、表示者の名称・住所又は電話番号の表示が義務づけられています。

また業界自主基準として、「スポーツ用品の表示に関する公正競争規約」が定められており、スポーツシューズも対象となっています。

関連情報

- 経済産業省（関税割当）……………http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/kanwari/index.htm
- 経済産業省（ワシントン条約）……………http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_about/html
- 消費者庁（家庭用品品質表示法）……………<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

30 バッグ類の輸入・販売について 教えてください。

A 30

バッグ類は素材により皮革製、化学繊維製（ナイロン等）、綿・麻製、植物製（籐や竹等）、ビーズ製、ポリ塩化ビニール製バッグ等に分けられます。

このうち革製のバッグ類の輸入に際しては、革の種類により外国為替及び外国貿易法（外為法）の輸入貿易管理令及び鳥獣保護法の規制対象となる場合があります。

輸入貿易管理令では、ワシントン条約の附属書に掲載される野生動植物およびそれらを原材料とする製品を輸入規制の対象としています。規制内容は①商業目的の輸出入が禁止されているもの（ワシントン条約附属書Ⅰ）、②輸出国政府または公的機関の発行した輸出許可書、経済産業大臣による事前確認が必要なもの（ワシントン条約附属書Ⅱ）、③輸出国政府または公的機関が発行した輸出許可書、原産地証明書の原本、加工証明書等が必要となるもの、経済産業大臣による事前確認品目となっているもの（ワシントン条約附属書Ⅲ）となっています。ただし、人工的に飼育されたものなどは規制対象になりません。

なお、輸入時に一般名（俗名・和名・英名）では同条約の対象となるか否か、また人工的に飼育されたものか否かの判断が難しいため、あらかじめ学術名（または学名：Scientific names）を調査してインボイスに正式な学術名を記載しておくことが望ましいでしょう。詳細は経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室にご確認ください。

また、ブランド品の偽物や模倣品の輸入は関税法により禁止されており、税関で没収・廃棄等の処分が行われた上、場合によっては輸入者等に罰金・懲役等の罰則が科せられます。

販売時の表示

牛革・馬革・豚革・羊革・山羊革を使用した皮革製のかばんについては、販売時に家庭用品品質表示法の「雑貨工業品品質表示規程」に基づき、①皮革の種類、②手入れ方法及び保存方法、③表示者名、④表示者住所又は電話番号の表示が義務づけられています。また、原産国表示については義務ではないものの不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）では、一般消費者に誤認を与えるような表示は禁止されています。

関連情報

消費者庁（家庭用品品質表示法）…………… <http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>
 特許庁（商標権、意匠権）…………… <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>



31 ジュエリー類の輸入・販売について教えてください。

A 31

ジュエリー類の輸入については、原則的に規制はありません。ただし、部分的装飾として象牙やさんご、べっこうなどを使用している場合、ワシントン条約の対象品目となるものがありますので注意が必要です。これらを使用している場合は、正式な学術名を確認し、インボイス等の書類に記載した方がよいでしょう。

ワシントン条約は以下の3つに分類されており、野生動植物だけではなく、これらの一部を用いた加工品や製品等も規制対象となります。また、人工的な飼育により繁殖させたものや条約締結前に取得されたものは規制の対象とはなりません、その旨の証明書が必要です。

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
附属書に掲げる基準	絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのある種となり得るもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究目的での取引は可能 ・商業目的での取引は禁止 ・輸出国・輸入国双方の管理当局が発行する許可書等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的での取引は可能 ・輸出国管理当局が発行する輸出許可書等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的での取引は可能 ・輸出国管理当局が発行する輸出許可書又は原産地証明書の原本・加工証明書等が必要
規制対象動植物種例	ジャイアントパンダ、ゴリラ、オランウータン、木香等	オウム、サンゴ、ライオン、サボテン、ラン、トウザイグサ等	セイウチ（カナダ）、タイリクイタチ（インド）サンゴ（中国）等

出所：経済産業省ホームページより抜粋

附属書Ⅰの対象品目は、商業目的での取引は禁止されています。附属書Ⅱの品目について日本に持ち込むには、輸入通関申告前に経済産業大臣の確認を受けなければなりません（事前確認制度）。輸入時に、輸出国のワシントン条約の管理当局等が発行した輸出許可書等の原本を税関に提出します。条件によっては、輸出国政府または輸出国公的機関が発行した「原産地証明書」を提出しなければなりません。

なお、有名ブランド品の偽物や模倣品の輸入は関税法により禁止されており、税関で没収・廃棄などの処分が行われた上、場合によっては輸入者に罰金・懲役などの罰則が科せられます。

販売時の規制及び表示

販売時に特別な規制はありません。しかし、象牙やべっこうなど特別な素材を使用している場合、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の規制を受ける可能性があります。ただし、商業目的で繁殖させたものなど一定の要件を満たすものについては、登録票の交付を受けることにより流通が可能となります。詳細は環境庁 自然観光局 野生生物課にご確認ください。

ジュエリー類について法律に基づく義務表示はありませんが、業界自主基準としてホールマーク/品位マークがあります。これは貴金属製品品質証明制度(検定)に基づき財務省造幣局が「日の丸」と「品位記号」のマークを打刻するもので、任意制度であるものの広く普及しています。

関連情報

経済産業省 (ワシントン条約)..... http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_about/html



32 サングラスの輸入・販売について教えてください。

A 32

輸入時の注意点

サングラスの輸入には特別な法規制はありません。
 ただし、有名ブランド品の偽物や模倣品の輸入は関税法により輸入が禁止されており、税関で没収・廃棄等の処分が行われた上、場合によっては罰金、懲役が科せられることもありますので注意が必要です。

また、フレーム部分等にベッ甲等を使用したものについては、ワシントン条約の規制対象品目となる可能性があります。対象となる場合、「外国為替及び外国貿易法」の輸入貿易管理令に基づき輸入承認または輸入確認が必要です。詳しくは経済産業省 貿易管理部 貿易審査課へお問い合わせください。

なお視力矯正用の眼鏡は、薬事法の医療機器に該当するため、輸入・販売に際しては、「第三種医療機器製造販売行許可」および「医療機器製造業許可」、外国の製造所で医療機器を製造している場合は「外国製造業者認定」、加えて、品目ごとの「製造販売届」が必要です。

販売時の規制

サングラスを販売する際は家庭用品品質表示法の「雑貨工業品品質表示規定」に基づき、①品名、②レンズの材質、③わくの材質、④可視光線透過率、⑤紫外線透過率、⑥使用上の注意、⑦表示者の名称・住所又は電話番号の表示が義務づけられています。

関連情報

経済産業省（ワシントン条約）……………http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/boekikanri_old/cites/index.html
 消費者庁（家庭用品品質表示法）……………<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>



33 化粧品の輸入・販売について教えてください。

33

化粧品は薬事法による規制の対象となっており、輸入ビジネスの初心者が扱うには難しい商品といえるでしょう。輸入・販売に際しての手続きは、以下のようになっています。

化粧品を輸入・販売する前に、あらかじめ「化粧品製造販売業」と「化粧品製造業」の許可を取る必要があります。「化粧品製造販売業」とは、化粧品を日本国内の市場に出荷したり、製造業者に作らせて管理し、市場・製品に対して最終責任を負う者を指します。一方「化粧品製造業」とは、化粧品を製造する者を指します。輸入化粧品の場合、国内で製造するわけではありませんが、薬事法上では国内での包装・表示・保管も製造工程の一部と位置づけられているため、これらの業務を行う場合「化粧品製造業」の許可も必要となるのです。

- ・「化粧品製造販売業」許可……………化粧品の国内流通⇒○、
化粧品の国内包装・表示・保管⇒×
- ・「化粧品製造」許可……………化粧品の国内製造⇒○、化粧品の国内流通⇒×

なお、これらの許可は、事務所や製造所の所在地のある都道府県の薬務所管課に申請します。

●製造販売業許可申請に必要な書類

- ・製造販売業許可申請書
- ・登記事項証明書（法人の場合）
- ・業務分掌表
- ・申請者（法人の場合は業務を行う役員）の診断書
- ・総括製造販売責任者の雇用証明
- ・総括製造販売責任者の資格を証する書類
- ・組織図（法人の場合）
- ・品質管理（GQP）に関する書類
- ・製造販売後安全管理（GVP）に係る体制に関する書類
- ・配置図
- ・保管設備に関する図面（事業所内で、出荷判定後の製品を保管する場合）
- ・案内図

●製造業許可申請に必要な書類

- ・製造業許可申請書
- ・登記事項証明書（法人の場合）
- ・業務分掌表
- ・申請者（法人の場合は業務を行う役員）の診断書
- ・責任技術者の雇用証書
- ・責任技術者の資格を証する書類
- ・構造設備の概要一覧
- ・他の機関等の利用概要（他の試験機関を利用する場合）
- ・他の機関の利用契約書の写し（利用する場合）
- ・配置図
- ・平面図（棚やロッカーなどを用いる場合、立体図も添付）
- ・案内図

化粧品製造販売業者は、製造販売を行う製品について、あらかじめ品目ごとに「化粧品外国製造業者届」、「製造販売届」、「製造販売用化粧品輸入届」を提出しなければなりません。流れと提出先は次ページの図の通りです。

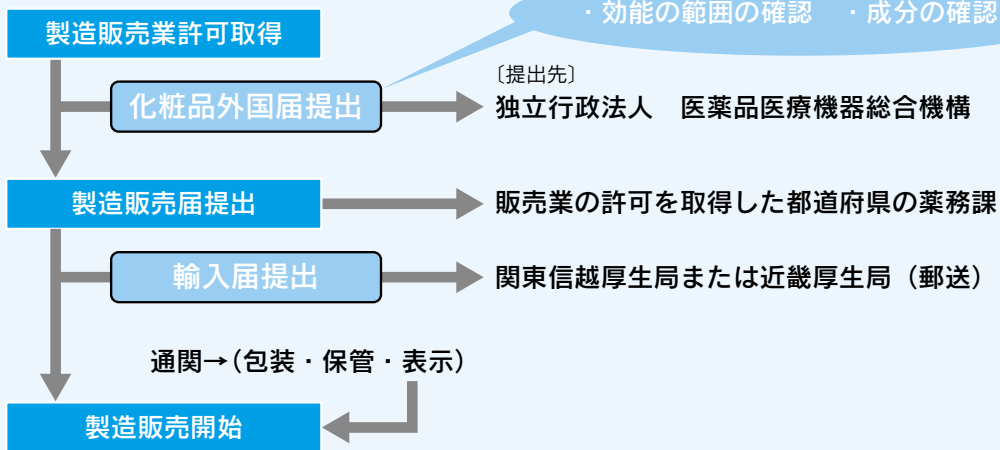
化粧品の配合成分について

海外と日本では化粧品配合成分の基準が異なりますので、たとえ海外で流通していても日本では化粧品の成分として認められていないものもあります。あらかじめ成分表を取り寄せ、日本の化粧品基準に適合しているか否かを確認しておいた方がよいでしょう。

化粧品基準はいわゆるネガティブ・リストとポジティブ・リスト方式をとっており、配合禁止・配合制限成分が規定されています。このリスト以外の成分は企業責任により使用できる仕組みとなっていますが、輸入業者は安全性を十分確認することが義務づけられているため、成分について十分に調べておく必要があります。化粧品基準厚生労働省告示第331号にある化粧品基準および同別表1～4にてご確認ください。



【化粧品輸入・販売までの流れ】



品目別輸入手続き編Ⅲ 化粧品・医薬部外品

販売時の表示について

表示についても薬事法の適用を受けます（エアゾールを含有している製品は、高圧ガス保安法に基づく表示も必要です）。薬事法では輸入化粧品について、日本語で輸入販売業者名と住所、名称、製造番号又は製造記号、成分の名称、使用期限などの表示を義務づけています。成分については、使用している成分すべてを表示する必要があります（全成分表示）。表示場所は、製品本体あるいは外箱、小さくて表示できない場合は添付文書とし、使用成分の全使用量の多い順に表記することとなっています。成分表示の名称については日本化粧品工業連合会のホームページをご参照ください。

また業界自主基準として「化粧品の表示に関する公正競争規約」が定められています。

（⇒化粧品の表示事項は、Q34参照）

関連情報

関東信越厚生局	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/index.html
近畿厚生局	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html
東京都健康安全研究センター（化粧品と薬事法について）	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/cosmetics/cos_yaku/index.html
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	http://www.pmda.go.jp/
日本化粧品工業連合会	http://www.jcia.org/

34 歯磨き粉の輸入・販売について教えてください。

34

歯磨き粉は含有成分により化粧品または医薬部外品に分かれます。
基本成分のみの歯磨剤は化粧品歯磨剤に、基本成分の他に薬用成分が含まれている薬用歯磨剤は医薬部外品歯磨剤に分類されますが、そのほとんどが医薬部外品に該当します。

医薬部外品の輸入手続き

薬用歯磨き粉の輸入にあたっては、薬事法に基づき「医薬部外品製造業」および「医薬部外品製造販売業」（許可区分：包装・表示・保管）の許可に加え、品目ごとの「製造販売承認」が必要となります。たとえ輸入品であっても、製品の包装、表示、検査、保管等の製造行為を行うため、「医薬部外品製造販売業」の許可も必要となります。

また海外の製造所には、「外国製造者認定」の取得が必要です。

許可および承認については、輸入者の営業所のある都道府県の薬務所管課に申請します。

製造業・製造販売業の許可を取得するには、許可申請書、登記簿謄本、申請者に関する医師の診断書、組織図、総括製造販売責任者の資格を証する書類（薬剤師等の資格が必要）、品質管理及び販売後安全管理体制についての書類等を提出する必要があるなどさまざまな要件が定められています。また、通関前に製造販売業として必要事項を記載した「輸入届」を関東信越厚生局または近畿厚生局に提出しなければなりません。

詳しい手続き等については、各都道府県の薬務所管課にご確認ください。

（化粧品の輸入手続きについては、⇒ Q33 参照）

販売時の表示

歯みがきが医薬部外品か化粧品に該当するかによって表示項目は異なります。詳細は次ページの表の通りです。



医薬部外品・化粧品の表示事項一覧

表示事項	医薬部外品	化粧品	備考
輸入販売する業者の氏名 又は名称及び住所（注1）	◎	◎	
「医薬部外品」の文字	◎		
名称	◎	◎	一般名称がある場合はその名称
製造番号又は製造記号	◎	◎	いわゆるロット番号
重量、容量又は個数等の内容量	◎		
成分の名称	○	◎	化粧品は全成分表示義務あり
使用期限	○	○	告示で定める品目のみ表示義務あり
法42条の基準で定められた事項	○	○	生理処理用品基準、化粧品基準等
外国製造承認取得者の氏名等	○	○	
有効成分の名称及びその分量	○		GMP対象医薬部外品のみ
用法・用量その他使用及び取扱上の必要な注意、局方、基準等で定められた事項	◎	◎	添付文書又は容器もしくは被包のいずれかでよい
記載禁止事項（注2）	◎	◎	

◎：表示義務あり ○：該当するもののみ表示義務あり

注1) 総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地

2) 虚偽若しくは誤解を招くおそれのある事項、承認外の効能・効果、保健衛生上危険がある用法・容量若しくは使用期間

このほか、業界自主基準として「歯みがき類の表示に関する公正競争規約」が定められています。

関連情報

- 関東信越厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/index.html>
- 近畿厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html>
- 東京都健康安全研究センター（医薬部外品の製造・製造販売・輸入について）
..... <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/bugaihin/index.html>
- 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 <http://www.pmda.go.jp/>
- 日本化粧品工業連合会 <http://www.jcia.org/n/>

35 石けんの輸入・販売について教えてください。

A 35

石けんのうち身体の洗浄用のものは「化粧せっけん」として薬事法の規制対象となります。化粧せっけんの中でもさらに内容成分や効果・効能をうたっているか否かにより、化粧品に該当する浴用石けんと医薬部外品に該当する薬用石けんに分かれます。

化粧品に該当する場合、輸入・販売にあたっては「化粧品製造販売業」の許可と、製品ごとに「製造販売届書」「化粧品外国届書」「輸入届書」が必要です。

輸入後、国内で製造（包装・表示・保管のみを行う場合を含む）を行う場合には、さらに「化粧品製造業」の許可も必要になります。

「化粧品製造販売業」許可取得には、一定の基準に該当する「総括製造販売責任者」を置く必要があり、品質管理の方法や販売後安全管理が基準に適合しなければなりません。

また「化粧品製造業」許可取得には、「責任技術者」を置かなければならないなどさまざまな条件をクリアしなければなりません。（⇒ 詳細は、Q33化粧品の輸入参照）

また、医薬部外品に該当する場合、「医薬部外品製造業」および「医薬部外品製造販売業」（許可区分：包装、表示、保管）の許可に加え、品目ごとの「医薬部外品製造販売承認」が必要です。なお、外国の製造業者については国内製造者の許可と同様に、「外国製造者の認定」を受けていることが「医薬部外品製造販売承認」を受ける要件となっています。

（⇒ 詳細は、Q34 歯磨き粉（医薬部外品）の輸入参照）

薬事法の許認可に関しては、事務所のある都道府県の薬務所管課が担当になります。

東京都のホームページにも詳しく記載されておりますので参考にされるとよいでしょう。

一方、洗濯用、台所用など身体洗浄以外の石けんは、同法の規制の対象とはなりません。販売時に家庭用品品質表示法の雑貨工業品規定に基づき、販売時に以下の表示が義務づけられています。

①品名、②成分、③液性、④用途、⑤正味量、⑥使用量の目安、⑦使用上の注意

販売時の表示

薬事法に基づく表示が義務づけられている他、業界自主基準として「化粧石けんの表示に関する公正競争規約」が定められています。

関連情報

関東信越厚生局	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/index.html
近畿厚生局	http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html
東京都健康安全研究センター（化粧品の製造販売・製造・輸入について）	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/cosmetics/cosme/index.html
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構	http://www.pmda.go.jp/
日本化粧品工業連合会	http://www.jcia.org/n/



36

フレグランス類の輸入・販売について
教えてください。

36

フレグランス類とは一般には、香水、オーデコロンなどを指しますが、香料業界ではさらに広い意味で、化粧品、トイレットリー製品、ハウスホールド製品、芳香剤なども含めてフレグランス類と称しています。

香水、オーデコロンなど狭義のフレグランス類は、薬事法における「化粧品」に該当し、輸入・販売にあたっては、「化粧品製造業」及び「化粧品製造販売業」の許可、また品目ごとに「製造販売届書」、「化粧品外国届書」、「輸入届書」などが必要となります。

製造販売業の許可を取得するにはさまざまな要件があり、許可申請書、登記簿謄本、申請者に関する医師の診断書、組織図、総括製造販売責任者の資格を証する書類（薬剤師等の資格が必要）、品質管理及び販売後の安全管理体制についての書類等を提出する必要があります。また、通関前に製造販売業として「輸入届書」を関東信越厚生局または近畿厚生局に提出しなければなりません。（⇒ 詳細は、Q33化粧品の輸入参照）

なお、詳しい手続き等については、各都道府県の薬務所管課にご確認ください。

それ以外のフレグランス類については、「雑品」に該当し、薬事法の規制対象とならないものや、「医薬部外品」に該当するものがあると考えられます。各々がいずれに該当するかの判断につきましては、各都道府県の薬務所管課にご確認ください。

（⇒ 詳細は、Q34歯磨き粉（医薬部外品）の輸入参照）

また、スプレータイプのルームフレグランス等のエアゾール製品を輸入する際は、高圧ガス保安法で定められた条件を満たしていれば同法の適用除外となりますが、輸入通関時に高圧ガスの適用除外要件を満たした「試験成績書」の添付が義務づけられています。「試験成績書」とは、容器内容量、内容材料、二重構造容器における噴射剤の排出機構、容器内圧、耐圧、高圧ガスの種類、毒性ガスの有無、充填率、ガス漏れ等の適用除外要件の検査を行い、その結果を所定の様式にまとめたものです。

「化粧品」に該当するフレグランス類を販売するにあたっては、薬事法に基づき「全成分表示」と、①製造販売者名、②製造番号または製造記号などの必要事項等を容器に記載しなければなりません。また業界自主基準として、「化粧品の表示に関する公正競争規約」も定められています。

一方、「医薬部外品」に該当するフレグランス類の販売時にも、同法に基づく義務表示が定められています。（⇒ 表示に関する詳細は、Q34歯みがき粉の輸入参照）

フレグランス類の輸送について

アルコール分60%以上を含有したフレグランスについては、危険物扱いとなるため輸送には注意が必要です。国際郵便小包や国際宅配便では受け付けませんので、貨物輸送で危険物の取り扱いとなります。

関連情報

- 関東信越厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/index.html>
- 近畿厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html>
- 東京都健康安全研究センター（化粧品の製造販売・製造・輸入について）
..... <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/cosmetics/cosme/index.html>
- 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 <http://www.pmda.go.jp/>
- 日本化粧品工業連合会 <http://www.jcia.org/>

品目別輸入手続き編 3. 化粧品・医薬部外品

37 浴用剤の輸入・販売について教えてください。

37

浴用剤はその成分により、概ね以下のように分類されます。

入浴剤の種類	主な構成成分	主な剤型
無機塩類系	無機塩類を主成分とし、保湿剤、色素、香料、その他の成分を添加したものの。	粉末・顆粒
炭酸ガス系	炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム等の炭酸塩と有機酸類を組み合わせ合わせて配合し、保湿剤、色素、香料、その他の成分を添加したものの。	錠剤・粒状
薬用植物系 (生薬系)	生薬類をそのまま刻んだものと、生薬エキスを取り出して無機塩類等と組み合わせたものがある。	錠剤・顆粒 液体・生薬の刻み
酵素系	酵素を配合したもので、無機塩類と組み合わせることが多い。	粉末・顆粒
清涼系	無機塩類系や炭酸ガス系の基剤に、清涼成分等により冷感を付与させ、入浴後の肌をサッパリさせるもの。	粉末・錠剤
スキンケア系	保湿成分を含み、白濁するものや無機塩類に保湿成分を含ませたもの。	液体・粉末

出所：日本浴用剤工業会ホームページ

浴用剤はほとんどが薬事法による医薬部外品に該当し、輸入・販売にあたっては「医薬部外品製造業」および「医薬部外品製造販売業」の許可に加え、品目ごとの「医薬部外品製造販売承認」が必要です。無機塩類を有効成分とする浴用剤の製造承認については、浴用剤製造（輸入）承認基準が定められています。たとえ輸入品であっても製品の包装・表示・保管等を行うには製造業の許可が必要です。製造販売業の許可を取得するにはさまざまな要件がありますので、詳細は各都道府県薬務所管課にてご確認ください。

加えて外国の製造者については、「外国製造者認定」が必要です。「外国製造者認定」は、厚生労働大臣が行い、(独)医薬品医療機器総合機構が認定のための調査を行います。

さらに、通関前に「輸入届書」を関東信越厚生局または近畿厚生局に提出する必要があります。

販売時の表示

販売時には、薬事法による義務表示が定められています。(⇒表示事項については、Q34参照)
この他、浴用剤（散剤、顆粒剤、錠剤、軟カプセル剤、液剤）には、以下の効果・効能をうたうことが認められています。

あせも、荒れ性、うちみ、肩のこり、くじき、神経痛、湿疹、しもやけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症、にきび

関連情報

- 関東信越厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/index.html>
 近畿厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html>
 東京都健康安全研究センター（医薬部外品の製造・製造販売・輸入について）
 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/bugaihin/index.html>
 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 <http://www.pmda.go.jp/>
 日本浴用剤工業会 <http://www.jbia.org/>



38

アロマオイルの輸入・販売について教えてください。

A 38

アロマオイルはその用途により何に該当するか判断が分かれ、それにともない輸入・販売時の法規制も異なります。

芳香用でアロマポッドなどで香りを空中に散布するだけの場合は、「雑品」扱いとなり輸入・販売時に特別な法規制はありません。ただし、パッケージなどに効果・効能などが書かれていると「化粧品」とみなされ、薬事法上の手続きが必要になる可能性が高くなりますので注意が必要です。

マッサージ用として使用する場合は、直接肌に触れることから「化粧品」に該当し、薬事法上の手続きが必要となります。(⇒化粧品の輸入手続きは、Q33参照)

浴槽などに入れて使用する場合、使用目的や成分により浴用剤とみなされると、「医薬部外品」に該当する可能性もあり、薬事法に基づく「医薬部外品」の手続きが必要になります。

(⇒医薬部外品の輸入手続きは、Q34参照)

いずれに該当するかの判断については、各都道府県薬務所管課にお問い合わせください。

表示に関する注意事項

化粧品、医薬部外品に該当する場合は、薬事法に基づく表示が義務づけられています。

なお化粧品に該当する場合は、「アロマセラピー（セラピーとは治療を意味する言葉のため化粧品では使用不可）」、「血行促進」、「肌の疲れを回復」などの効果・効能をうたうことはできませんので注意が必要です。

関連情報

- 関東信越厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/index.html>
- 近畿厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html>
- 東京都健康安全研究センター（医薬品・医薬部外品・化粧品の製造販売・製造業の各種手続きについて）
..... <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/cosmetics/index.html>
- 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 <http://www.pmda.go.jp/>



39 家電製品の輸入・販売時の法規制等について教えてください。

A 39

電気用品安全法に基づく手続き

電気用品の製造または輸入事業を行うには、電気用品安全法に基づき、国への事業届出、技術基準適合確認及び自主検査の実施、適合性検査の受検（特定電気用品の場合に限る）を行わなければなりません。また販売にあたっては、PSEマーク等の表示が義務づけられています。

同法にて適用対象となる電気用品は、平成24年8月現在「特定電気用品」（116品目）と「特定電気用品以外の電気用品」（341品目）に分類されます。それぞれの主な品目は下表の通りですが、輸入・販売する予定の製品が、同法の適用対象となるのか否か、また適用対象の場合、いずれに分類されるのかを輸入前に確認する必要があります。

主な特定電気用品 (全116品目)	電線、配線器具、電流制限器、電熱器具（電気便座、電気温水器、電熱式吸入器、鑑賞魚用ヒーター等）、電動力応用機械器具（電気ポンプ、ディスポーザー、電気マッサージ器、電動式おもちゃ等）、電子応用機械器具（高周波脱毛器）、交流用電気機械器具（磁気治療器、直流電源装置等）、携帯発電機等
主な特定電気用品 以外の電気用品 (全341品目)	電線、ヒューズ、配線器具、電線管、電熱器具（電気カーペット、電気ストーブ、電気こたつ、電気ホットプレート、電気がま等）、電動力応用機械器具（電気冷蔵庫、電気食器洗機、扇風機、電気掃除機等）、光源応用機械器具（電気スタンド、蛍光灯、エル・イー・ディー・ランプ等）、電子応用機械器具（電子時計、インターホン、電子楽器等）、交流用電気機械器具（コンセント付家具、調光器等）、リチウムイオン蓄電池等

経済産業省 製品安全課ホームページより抜粋

電気用品の輸入事業を行う場合は、電気用品の区分に従い事業開始から30日以内に各地の経済産業局または経済産業省に事業の届出を行う必要があります。輸入しようとする製品が技術基準に適合するか否かを確認し、自主検査（経済産業省令で定める検査）を行い検査記録を作成し、これを3年間保存する必要があります。さらに特定電気用品については、登録検査機関による適合性検査を受け、「適合性証明書」の交付を受けこれを保存しなければなりません。

輸入時にかかるその他の法規制

家電製品のうちジューサー、コーヒーメーカー、ジャー式炊飯器のように直接食品に接触する器具については、食品衛生法が適用されます。輸入時には、「食品等輸入届出書」に必要書類（用途、形状、色柄、材質が確認できる書類や検査証明書など）を添えて検疫所に提出し、審査・検査を受けます。その結果、「食品等輸入届出済証」が返却されますので、通関時にこれを提出し確認を受けます。（⇒ [食品衛生法の手続きの詳細は、Q8参照](#)）



Ⅱ. 品目別輸入手続き編～4. 電気用品

販売時の規制

届出事業者は基準に適合し、検査等を実施した電気用品については、
(特定電気用品の場合) ①PSEマーク、②登録検査機関名、③届出事業者名、③定格等
(特定電気用品以外の電気用品の場合) ①PSEマーク、②届出事業者名、③定格等を定められた
た方式で表示をし販売しなければなりません。

長期使用製品安全表示制度

平成21年4月より輸入事業者は、扇風機、エアコン、換気扇、電気洗濯機（洗濯乾燥機を除く）、
ブラウン管テレビの5品目について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の
表示を行うことが義務づけられています。

家庭用品品質表示法に基づく表示

同法の「電気機械器具品質表示規程」により以下の17品目にはそれぞれに表示事項が定めら
れており、表示がないものは販売することができません。ただし専ら業務用のみで使用すること
を目的に設計されているものは、この限りではありません。

対象品目：電気洗濯機、ジャー炊飯器、電気毛布、電気掃除機、電気冷蔵庫、電気換気扇、
エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気ジューサー・ミキサー、
電気パネルヒーター、電気ポット、電気ロースター、電気かみそり、電子レンジ、
卓上スタンド用けい光灯器具、電気ホットプレート、電気コーヒー沸器

なおそれぞれの製品の表示項目については、消費者庁ホームページ「家庭用品品質表示法」で
ご確認ください。

公正競争規約

また家電製品については業界自主規制として、「家庭電気製品製造業における表示に関する公
正競争規約」、「家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約」、「家庭電気製品小
売業における表示に関する公正競争規約」が定められています。「公正競争規約」は、公正取引
協議会の会員に適用され、すべての事業者にとって義務ではないものの、これを遵守していれば、
景品表示法に違反することはありません。

関連情報

- 経済産業省（電気用品安全法）…………… <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>
- 消費者庁（家庭用品品質表示法）…………… <http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>
- 厚生労働省（食品衛生法）…………… <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html>
- （公社）全国家庭電気製品公正取引協議会…………… <http://www.eftc.or.jp/>

40

照明器具の輸入・販売時の法規制等について
教えてください。

40

電気用品安全法による規制

白熱電球、蛍光灯ランプ、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、装飾用電灯器具等の照明器具は、電気用品安全法の「特定電気用品以外の電気用品」に分類され、輸入・販売に際しては、同法の規制を受けます。また、平成24年7月1日より、エル・イー・ディー・ランプとエル・イー・ディー・電灯器具が電気用品に追加されました。

輸入事業者は事業開始日から30日以内に、経済産業大臣か所轄の経済産業局に「電気用品輸入事業届出書」を提出しなければなりません。また輸入事業者は技術基準の適合確認を行った上で、経済産業省令で定める検査を実施して検査記録を作成し、これを3年間保存する必要があります。また、販売時には、①PSEマーク、②届出事業者名、③定格等の表示が義務づけられています。

販売時のその他の規制

<家庭用品品質表示法>

照明器具のうち、卓上スタンド用蛍光灯器具については、同法の「電気機械器具品質表示規程」により、①用途及び照度、②蛍光灯ランプの形式、③全光束、④消費電力、⑤エネルギー消費効率、⑥使用上の注意、⑦表示者名等（氏名又は名称）等の表示が義務づけられています。

<エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）>

同法ではエネルギーを多く使用する機器を特定機器として指定し、機器ごとに省エネルギー制度の向上を促すための目標（トップランナー基準）を設けています。照明器具のうち蛍光灯ランプのみを主光源とする照明器具は特定機器に指定されており、蛍光灯器具を3万台以上輸入する場合は、目標年度までに目標基準に適合させるよう努めなければなりません。

また、家庭用品品質表示法に規定する卓上スタンド用蛍光灯器具以外の蛍光灯器具については、本体及びカタログ等に、①品名及び形名、②蛍光灯ランプの型式、③区分名、④全光束、⑤消費電力、⑥エネルギー消費効率、⑦輸入事業者の氏名または名称を記載しなければなりません。

<不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に基づく公正競争規約>

照明器具には、業界自主規制として、「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約」、「家庭電気製品製造業における景品類の提供の制限等に関する公正競争規約」、「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」が設定されています。「公正競争規約」は、公正取引協議会の会員に適用され、すべての事業者にとって義務ではないものの、これを遵守していれば、景品表示法に違反することはありません。

関連情報

経済産業省（電気用品安全法）	http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm
消費者庁（家庭用品品質表示法）	http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html
（財）省エネルギーセンター（省エネ法）	http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline_revision/index.html
（公社）全国家庭電気製品公正取引協議会	http://www.eftc.or.jp/



41

携帯電話の輸入・販売について 教えてください。

41

携帯電話、PHS等を輸入する際は特に法規制はありません。
しかし、販売時には「電気通信事業法」および「電波法」の規制を受けます。

「電気通信事業法」に基づく手続き

携帯電話、PHS等の電気通信端末機器を日本国内の電気通信事業者（NTTドコモ、au、softbank等）のネットワーク（電気通信回線設備）に接続して使用する場合、端末機器の技術基準（総務省令「端末設備等規則」のうち、安全性に関する全般基準及び電話用設備端末機器（移動電話端末の基準）に適合しなければなりません。原則として利用者は、電気通信事業者の接続の検査を受け、当該端末機器が電気通信事業法に基づく技術基準に適合していることを確認する必要があります。

ただし、登録認定機関から技術基準に適合していることの認定を受けるなどして総務省令で定める表示（技適マーク）が付された機器を接続する場合には、電気通信事業者による接続の検査を受けることなく接続し使用することができます。

端末機器の基準認証は以下の3通りのいずれかの方法で行う必要があります。

- ① 技術基準適合認定……………総務大臣より登録を受けた登録認定機関（海外の場合は総務大臣の承認を受けた外国の承認認定機関）が、端末機器1台ごとに同法に基づく技術基準に適合しているか行う方法
- ② 設計認証……………端末機器が技術的に適合しているか否かの判定を、その設計及び製造等の取り扱い段階における品質管理方法を対象に登録認定機関が判定を行う方法
- ③ 技術基準適合自己確認……………製造事業者または輸入業者が適合性を自ら確認し総務大臣に届ける方法

「電波法」に基づく手続き

携帯電話は電波法上の「無線局」にあたり、この開局には原則として総務大臣の免許が必要とされ、無線設備は単体ごとに国（総務省）の検査を受ける必要があります。

ただし携帯電話、PHS等の「特定無線設備」については、技術基準適合証明を取得すれば、簡易な手続きにより免許（包括免許）を取得することができ、またPHSは免許が不要となります。詳細については総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課にお問い合わせください。

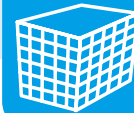
販売時の表示

「電気通信事業法」により電気通信回線に接続する端末機器には、技術基準適合マークと付加記号及び認定（認証・識別）・番号の表示を行うことを義務づけられています。

また「電波法」により技術基準適合証明を受けた機器には、規定の様式の証明ラベルによる表示が義務づけられています。

関連情報

総務省電波利用ホームページ（電気通信事業法・電波法）……………<http://www.tele.soumu.go.jp/>
（財）電気通信端末機器審査協会（技術基準適合認定）……………<http://www.jate.or.jp/>



42 雑貨を輸入・販売する際の法規制と手続きについて教えてください。

42

雑貨の輸入・販売には特別な法規制がかからないものが多いものの、品目によっては許可や届出が必要な場合もあります。代表的な法律および品目は以下の通りです。

<輸入時>

食品衛生法

【品目】陶磁器製食器、ガラス製食器、スプーン・フォーク・ナイフ等のカトラリー類、なべ・フライパン等

【手続き】「食品等輸入届出書」に、材質、色柄、形状などを確認できる書類を添付して厚生労働省検疫所に提出します。食器類については鉛やカドミウムの溶出基準に適合しているか否かの審査が行われ、必要に応じて検査を受け、適合したものは通関することができます。

(⇒ 食品衛生法に基づく手続きの詳細については、Q8 参照)

薬事法：

【品目】化粧品、エッセンシャルオイル、入浴剤、せっけん等

【手続き】化粧品を輸入する際は、「化粧品製造販売業」の許可および「化粧品製造業」の許可が必要です。またエッセンシャルオイルは、アロマポットなどで香りを空中に散布するだけの場合、「雑品」となり特別な法規制はかかりませんが、マッサージ用として直接肌に塗布する場合、「化粧品」として取り扱われます。入浴剤も使用目的や成分によっては「医薬部外品」に該当します。

(⇒ 薬事法の手続きについては、Q33～38 参照)

ワシントン条約 (CITES)

サンゴ、象牙を使用したアクセサリや小物、ヘビやワニの皮を使用した皮革製品などを扱う場合は、ワシントン条約の規制対象となるものが多いので、注意が必要です。

該当品目の場合、輸入時には輸出国政府の管理当局が発行する「輸出許可書」(原本)(ただし附属書Ⅲにあるものの場合、原産地証明書も可)が必要です。

(⇒ ワシントン条約については、Q30 参照)

<販売時>

家庭用品品質表示法

キッチン用品には同法の「雑貨工業品品質表示規程」、「合成樹脂加工品品質表示規程」、リネン類には、「繊維製品品質表示規程」に基づき、販売時に組成表示や取り扱い表示が義務づけられています。(⇒ 家庭用品品質表示法の表示事項については、Q26 参照)

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

家庭用品の製造・輸入業者は、製造・輸入する家庭用品に含まれる化学物質について、毒性を十分考慮し健康被害の防止に努めなければなりません。同法ではホルムアルデヒド、ディルドリン、DTTB、有機水銀化合物等の20物質が規制対象となっています。キッチンや浴室・トイレ等で使用する化学製品や洗剤についてはこれらを含む場合もあるため注意が必要です。



消費生活用製品安全法

同法では消費生活用製品による消費者の生命・身体に対し、特に危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品を「特定製品」として指定し、これらについて国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できないことになっています。マークのない製品が市中に出回った際は、回収等の措置を命ずることができるほか、すべての消費生活用製品については事故報告が義務づけられています。これらの規制対象品目は自己確認が義務づけられている特定製品（家庭用圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、石油給湯機、石油風呂がま、石油ストーブ）と第三者機関の検査が義務づけられている特別特定製品（乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、ライター）があります。

(⇒ 消費生活用製品安全法については、Q100参照)

関連情報

- 厚生労働省（食品衛生法）.....<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html>
- 東京都福祉保健局健康安全部（薬事法）.....<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/cosmetics/index.html>
- 経済産業省（ワシントン条約）.....http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_about.html
- 消費者庁（家庭用品品質表示法）.....<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>
- 厚生労働省（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律）
.....<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kateiindex.html>
- 経済産業省（消費生活用製品安全法）.....<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

43 食器の輸入・販売について教えてください。

43

食品衛生法による規制

食器を輸入・販売する際は、その材質にかかわらず食品衛生法の規制を受けます。さらにガラス、陶磁器、ホウロウ引き、合成樹脂、ゴム及び金属管食器については、同法の「器具の規格基準」により個別の基準が設けられおり、これに適合したものでなければ輸入・販売することはできません。ガラス製、陶磁器製、ほうろウ引き器具については、鉛とカドミウムの溶出規格が定められており、特にガラス製、陶磁器製食器の食品と接触する面に絵付けされたものは、鉛やカドミウムが溶出しやすいので注意が必要です。

なお、その他の素材（紙、木等）の食器には材質別の規格は定められていませんが、食品衛生法に基づく手続きは必要です。食品等輸入届出書に①製造者及び製造所の名称と所在地、当該器具の材質、形状、色柄が確認できる書類、②自主検査の試験成績書等を添付の上、厚生労働省検疫所に提出し審査・検査を受けます。適法と判断された製品については、届出済証が検疫所より返却され、通関手続きに進むことができます。

食器の検査について

本格的な輸入の前に、その製品が「食品衛生法」に適合しているかどうか確認することによりその後のリスクを回避することができます。時間的な余裕があればカタログ等を持参し、厚生労働省検疫所・輸入相談窓口での事前相談（無料）をご利用になるとよいでしょう。

初回輸入時には原則として検疫所から必要項目について検査を行うよう指導があります。検査は厚生労働省の「輸出国公的検査機関リスト」に掲載されている海外の機関か、日本国内の「登録検査機関」で受けることになります。（有料）

なお品目登録制度により、一定の要件を満たすサンプルで実施した試験成績書を登録すれば、本格的な輸入時に検査結果として受け入れられます。ただし品目登録制度下でサンプル試験を行う場合、製造者または輸出者から登録検査機関に直接送付した未開封のサンプル品でなければなりません。

また同一製品（製造所、原材料、添加物、色等が同一であること）を繰り返し輸入する場合には、初回輸入時の「食品等輸入届出書」と試験検査成績書の写しを添付することにより、一定期間（3年または無期限）、その試験成績書に記載された項目について輸入の都度の検査が省略されます（同一食品等継続的輸入制度）。

手続きの詳細は、検疫所輸入食品監視担当窓口にて事前にお問い合わせください。

販売時の表示

食器類を販売する際は食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の規制を受けます。また、強化ガラス製および耐熱ガラス製食器については、家庭用品品質表示法の雑貨工業品品質表示規定により以下の表示が義務づけられています。

【強化ガラス製食器】 ①品名、②強化の種類、③取り扱い上の注意、④表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号

【耐熱ガラス製食器】 ①品名、②使用区分、③耐熱温度差、④取り扱い上の注意、⑤表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号

関連情報

厚生労働省（食品衛生法）	http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html
消費者庁（不当景品類及び不当表示防止法）	http://www.caa.go.jp/representation/index.html#m01
消費者庁（家庭用品品質表示法）	http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html



44

木製の器やアンティーク食器を輸入して販売したいのですが、どのような点に注意すればよいですか。

44

木製食器の輸入手続き

木製食器を輸入・販売する際は、陶磁器製やガラス製食器と同様に食品衛生法に基づく輸入手続きが必要です。厚生労働省検疫所に①「食品等輸入届出書」、②「製造者及び製造所の名称と所在地、当該器具の材質、形状、色柄等が確認できる書類」を提出し審査を受けます。審査の結果、検査が必要と判断されると、検疫所でのモニタリング検査あるいは厚生労働省登録検査機関にて検査を行わなければなりません（命令検査）。登録検査機関による検査の費用は自己負担となります。検査の結果、合格と判断されれば「食品等輸入届出済証」が発行され、通関手続きに進むことができます。

木製食器の素材がワシントン条約に該当する植物等である場合には、輸出国政府機関または公的機関の発行する「輸出許可書」等を出国前に取得の上、出入国時には各国の税関に提示し確認を受けなければなりません。国によっては、輸入通関申告前に経済産業大臣が発行する確認書を取得しておく必要がある場合もあるので、事前に確認しておいた方がよいでしょう。

なお通関時には、一般名では同条約の対象となるか否か、また人工的に飼育されたものか否かの判断が難しいため、あらかじめ学術名を調査してインボイスに正式な学名を記載しておくことが望ましいでしょう。詳細は経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室にご確認ください。

アンティーク食器の輸入手続き

海外の蚤の市などで買い付けたヴィンテージの食器類を輸入・販売する場合には、食品衛生法に基づく輸入手続きが必要です。製作後100年を超えたものについては、ことう品として扱われる場合もありますが、食器として使用する場合は同様に食品衛生法に基づく検査が必要です。

なおヴィンテージ食器を置物や装飾品として販売するのであれば、「確認願」を検疫所に提出し、これが受理されれば食品衛生法の手続を行わずに済む場合があります。ただし、その判断は検疫所が行いますので、詳細は厚生労働省検疫所 食品監視課にお問い合わせください。

関連情報

- 厚生労働省（食品衛生法）..... <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html>
- 経済産業省（ワシントン条約）..... http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri_old/cites/index.html

品目別輸入手続き編～5・雑貨

Ⅱ

45 キッチン用品の輸入・販売について 教えてください。

45

キッチン用品の種類

キッチン用品と一口にいっても、鍋・フライパンなどからカトラリー・刃物類、ボール・ざる、まな板、電気釜・コーヒーメーカーなどのキッチン用家電製品まで多岐にわたります。これらを輸入・販売するには、直接人の口あるいは食品と接触するものであることから、食品衛生法に基づく手続きが必要となります。

食品衛生法に基づく輸入手続き

輸入の際はその都度、「食品等輸入届出書」に材質、色柄、形状などを確認できる書類を添付し、厚生労働省検疫所に提出する必要があります。食器類については鉛やカドミウムの溶出基準に適合しているか否かの審査が行われ、必要に応じて検査を受け、適合したものは通関することができます。(⇒ 食品衛生法に基づく手続きの詳細については、Q8 参照)

同一食品等継続輸入制度

同一製品（製造所、原材料、添加物、色等が同一であること）を繰り返し輸入する場合には、初回届出時の「食品等輸入届出書」と試験検査成績書の写しを添付することにより一定期間（3年または無期限）、その試験成績書に記載された項目について、輸入の都度の検査が省略されます。

電気用品安全法

コーヒーメーカー、ジューサーなどのキッチン用家電製品を輸入する場合には、前述の食品衛生法の他に、電気用品安全法に基づき国の基準が設定されており事業者としての義務が定められています。

一般にコンセントに接続して使用する電気用品は同法の規制対象となっており、キッチンで使用する電気用品のほとんどは、「特定電気用品以外の電気用品」に該当します。電気用品の輸入にあたっては、①国への事業の届出、②技術基準適合確認、③自主検査を行わなければなりません。また販売時には、「PSEマーク」の表示が義務づけられています。

(⇒ 詳細は、Q39 家電製品の輸入販売参照)

消費生活用製品安全法

家庭用の圧力なべ及び圧力がまについては、消費者用製品安全法の「特定製品」に指定されており、国の定めた技術上の基準に適合しているか否かの自己確認が義務づけられており、技術基準に適合した旨を示す「PSCマーク」がない製品を販売することはできません。

(⇒ 消費生活用製品安全法については、Q100 参照)



販売時の表示

キッチン用品のうち、合成樹脂製（プラスチック製）器具（かご、お盆、水筒、洗いおけ、調味料入れ、まな板等）については、家庭用品品質表示法の「合成樹脂加工品品質表示規程」に基づく表示が、強化ガラス製品、耐熱ガラス製品、魔法瓶、木製漆又は樹脂塗料を塗った器具、アルミ箔、なべ等については、同法の「雑貨工業品品質表示規程」に基づく表示が義務づけられています。

また家電製品には、「PSEマーク」の表示のほかに、①記号、②届出事業者名、③登録検査機関名称（特定電気用品の場合）、④定格電圧、定格電流等の諸元についての表示が義務づけられています。さらに家庭用品品質表示法で定める電気機械器具には、品質表示事項が個別に設けられています。同法で定める電気機械器具には、ジャー炊飯器、電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサー・ミキサー、電気ロースター、電子レンジ、電気ホットプレート、電気コーヒー沸器などが含まれています。

関連情報

- 厚生労働省（食品衛生法）…………… <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki/index.html>
- 経済産業省（電気用品安全法）…………… <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>
- 経済産業省（消費生活用製品安全法）…………… <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>
- 消費者庁（家庭用品品質表示法）…………… http://www.caa.go.jp/hinpyo/outline/outline_01.html

46 玩具の輸入・販売について教えてください。

46

玩具の中でも、乳幼児（6歳未満）が接触することによりその健康を損なうおそれのある「おもちゃ」を輸入・販売する際には、食品衛生法に基づく手続きが必要となります。具体的にはおしゃぶり、ラッパのように乳幼児が口にくわえて遊ぶおもちゃはもちろん、つみき、動物玩具、人形、粘土、ブロック、ボール、ままごと道具などが該当します。乳幼児向けかどうかは、対象年齢の表示だけでなく、その玩具本体やパッケージの意匠、広告媒体における標ぼう内容、取り扱い店舗・陳列場所等の販売形態等により総合的に判断されます。輸入する前に、カタログなどを参考書類として提示し、厚生労働省検疫所にて相談されるとよいでしょう。

乳幼児向けのおもちゃに該当する場合は、輸入時ごとに「食品等輸入届出書」を厚生労働省検疫所に提出します。すでに日本で販売されている商品であっても同様です。

室内装飾用の動物をかたどった民芸品やスポーツ用品のボール等は指定おもちゃには含まれません。たまたま乳幼児がおもちゃにして遊ぶかもしれないものも、対象外です。

交流電源で動く玩具については、電気用品安全法に基づく手続きが必要になります。例えば、電熱式おもちゃ、電動式おもちゃ、電気乗物及びその他の電動応用遊戯器具は「特定電気用品」に指定されています。また、電気遊戯盤、電子応用遊戯器具等は「特定電気用品以外の電気用品」に指定されています。（⇒ [手続きの詳細は、Q39 家電製品の輸入・販売参照](#)）

業界自主基準と表示

おもちゃ業界の自主規制として、(社)日本玩具協会のSTマーク制度があります。これは対象年齢14歳までの玩具が対象で、玩具安全基準（ST基準）に適合すれば表示することができます。「STマーク」制度には、消費者の怪我等の損害賠償に対する補償制度が設けられています。

ぶらんこ、滑り台、三輪車、ローラスケート等は、(一財)製品安全協会の認定基準に合格すれば「SGマーク」を表示することが可能です。「SGマーク」が付いている製品に欠陥があり、人身事故が起きた場合には賠償措置が行われます。

玩具花火には、(公社)日本煙火協会のSFマーク制度があります。

関連情報

厚生労働省（輸入食品監視業務）	http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html
経済産業省（電気用品安全法）	http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm
（消費生活安心ガイド）	http://www.no-trouble.jp/
(社)日本玩具協会	http://www.toys.or.jp
(一財)製品安全協会	http://www.sg-mark.org/
(公社)日本煙火協会	http://www.hanabi-jpa.jp/

47

家庭用洗剤の輸入・販売について教えてください。

47

家庭用洗剤は、家庭用品品質表示法により合成洗剤、(洗濯用、台所用、その他)、洗濯用または台所用の石けん、住宅または家具用の洗浄剤、衣料用・台所用・住宅用の洗浄剤に分類されます。

食品衛生法

台所用洗剤(野菜、果実、飲食器の洗浄用)の輸入に際しては、食品衛生法に基づき「洗浄剤(野菜もしくは果実または飲食器の洗浄の用に供されるもの)として規制を受け、成分規格と使用基準が定められています。輸入時に検疫所に届出をする義務はありません。

台所用洗剤の成分は、pHは中性、酸素や漂白剤を含んではならない、香料・着色料は食品衛生法で許可されたもの以外は使用してはならない等が定められています。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

有害物質として同法が指定する17物質のうち、洗浄剤に関連する物質として、酸(塩酸、硫酸)及びアルカリ(水酸化カリウム、水酸化ナトリウム)があげられ、酸の量が10%以下、アルカリの量が5%以下でかつ、所定の容器強度を有することが定められています。なお、この上限規制を超える濃度のものは、「毒物及び劇物取締法」の適用を受けます。

家庭用品品質表示法

販売時には家庭用品品質表示法の「雑貨工業品品質表示規定」に基づき以下の表示が義務づけられています

①品名、②成分、③液性、④用途、⑤正味量、⑥使用量の目安、⑦使用上の注意、⑧表示者の氏名または名称及び住所又は電話番号

また、義務ではありませんが、台所用洗剤、洗濯用合成洗剤には工業標準化法にもとづき、品質規定等が定められており、合致したものについてはJISマークを表示することができます。さらに、業界自主基準として「家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約」等が定められています。

関連情報

経済産業省(化審法)..... http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/h21kaisei.html

厚生労働省(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律)
..... <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kateiindex.html>

消費者庁(家庭用品品質表示法)..... <http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

日本石けん洗剤工業会..... http://jsda.org/w/web_jftc/sekkensenzai_ftc.html

48 タオル・リネン類の輸入・販売について 教えてください。

48

輸入手続き

タオル製品やベッド用、キッチン用、トイレ用などのリネン類などを輸入する際は、特に法的規制はありません。

ただしブランド品の輸入については、商標権、意匠権等を侵害するおそれがないよう十分な注意が必要です。偽ブランド品の輸入は、関税法により禁止されており、税関で没収・廃棄処分となり、場合によっては厳しい罰則規定が科せられます。またライセンス製品についても、商品が真正品であるなど一定の要件を満たせば違法とはなりません。その真贋性を第三者が判断することは難しいため注意が必要です。

なお輸入通関時には製品の素材により関税番号が細かく分類されているので、輸入者は製品の組成を税関に提示することにより、スムーズな通関が行われます。

販売時の表示

タオル類やリネン類の表示については、家庭用品品質表示法の「繊維製品品質表示規程」に基づき以下の表示が義務づけられています。ただし、ディッシュタオル等のパイルのないものは対象外となっています。

①繊維の組成、②表示者名及び連絡先、(敷布、毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバーについては、③家庭洗濯等取り扱い方法の表示も必要)

組成表示は、下げ札でも取付ラベルでもよく、特にその形態を定めていませんが、見やすい箇所に見やすいように表示します。家庭洗濯等取り扱い方法については、容易に取れない方法で繊維製品に取り付けることとなっており、縫い付ける方法が一般的です。

また原産国表示については、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)で、虚偽の表示や購入の際に判断が難しい又は紛らわしいものであってはならないとされています。

(⇒ 家庭用品品質表示法に基づく表示については、Q26衣料品の表示参照)

関連情報

特許庁(商標権、意匠権)..... <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

消費者庁(家庭用品品質表示法)..... <http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

49

CD/DVD、書籍の輸入・販売時の
注意点を教えてください。

A 49

CD/DVD、書籍の輸入・販売にあたっては、海賊版などの著作権、意匠権、特許権、著作隣接権等の知的財産権を侵害するもの、公安または風俗を害する物品については、関税法により輸入が禁止されているので注意が必要です。

著作権について

著作権は著作物の創作者が持つ権利で、人格的な利益を保護する「著作人格権」と財産的な利益を保護する「著作権（財産権）」に分かれます。著作権（財産権）には、複製権、上映権、頒布権、貸与権、譲渡権などがありますが、日本を含め多くの国で申請・登録などの手続きを一切必要とせず、創作した時点で権利が自動的に発生します。

音楽CDと書籍については、著作者に「譲渡権」が認められていますが、日本ではこの権利はいったん適法に譲渡すると消尽（しょうじん…無くなる）することが著作権法で明文化されています。従って、海外から購入した音楽CD、書籍については、真正商品であれば、輸入・販売時に特別な手続きは必要ありません。ただし「音楽レコードの還流防止措置」に基づく国外向けの商品である旨の表示がある音楽CDを指定期間内に販売目的で輸入することは禁止されています。

一方、映画のビデオテープ・DVDについては事情が異なります。映画の著作物（映画以外にもテレビ番組、ゲームソフト、エクササイズビデオなど、動画はほぼ含まれると考えられています。）には、「頒布権」が認められています。

著作権法では映画の著作物にのみ「頒布権」を認めています。「頒布権」とは有償無償にかかわらず、一般公衆に譲渡したり貸与したりする行為ですが、「頒布権」は「譲渡権」と違い、権利の消尽について法律上明らかになっていません。過去には、海外から並行輸入した映画のビデオを日本で販売することについて、著作権者の頒布権を侵害するとの判決が出て、販売ができなくなった経緯もありますので、注意が必要です。また、映画の著作物、書籍など映画以外の著作物にかかわらず、無断で和訳をつけることは著作権を侵害することになります。

ビデオ、DVDの規格について

ビデオ、DVDは国・地域によって規格が異なります。規格が異なると日本では再生できませんので注意が必要です。

- ビデオ：ビデオにはNTSC、PAL、SECAMがあり、日本はNTSC方式です。
NTSC方式の国・地域は他に米国、カナダ、韓国、台湾等があります。
- DVD：DVDのプレイヤーとディスクにはリージョンコードという規格があり、プレイヤーとディスクのコード番号が一致しないと再生できないようになっています。これは著作権保護対策のひとつとして、まだ公開されていない映画のDVDが海外から並行輸入されてその国の劇場公開時に影響を及ぼさないよう国や地域により規格を違えているものです。日本の再生機で見られるのはリージョン2かリージョンフリーのDVDに限られます。



リージョン1	米国、カナダ
リージョン2	日本、欧州、中東、南アフリカ、エジプト
リージョン3	東アジア、東南アジア、香港
リージョン4	オーストラリア、中米、南米
リージョン5	ロシア、南アジア、アフリカ諸国
リージョン6	中国

関連情報

- 文化庁（著作権）..... <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>
- （一社）日本レコード協会..... <http://www.riaj.or.jp/>
- （一社）日本映像ソフト協会..... <http://www.jva-net.or.jp/>
- 日本国際映画著作権協会..... <http://www.jimca.co.jp/>

Q 50 並行輸入について教えてください。

A 50

並行輸入とは

並行輸入とは日本国内に商標権や著作権などが存在する商品を、その権利者の許諾を受けずに日本での販売を目的として海外から輸入することをいいます。

権利者の許諾を受けずに商品を輸入・販売することは、原則として権利を侵害する行為です。しかし日本では商標権に関する商品の輸入については裁判所が「一定の要件を満たす場合、その並行輸入は実質的に権利侵害とならない」という結論を出しました。

税関ではこの判決を受けて、通達により税関実務を改正し、同要件をすべて満たす並行輸入については通関を許容する運用に変更しています。

とはいえ、たとえ通関できたとしても、並行輸入した商品を国内で販売する際に、当該要件を満たしていないと考える権利者より販売差止請求などを受けることがあります。満たすべき一定の要件には「法律のあるいは実質的に同一と認められる範囲」とはどこまでなのか、「同等の品質の範囲」とはどの程度なのかなど明確でないところがあり、輸入者と権利者との意見が異なる際は、個々のケースに基づき裁判所に判断を求めることになります。

商標権を侵害しない並行輸入の要件

- ① 適法に商標が付された真正商品であること
- ② 当該商品の外国権利者と国内権利者が同一人であること、あるいは法律的、経済的に同一視できる関係（持ち株会社など）にあること
- ③ 当該商品が国内権利者の提供する商品と同等の品質を有していること

特許権について

家電製品やカメラなど、特許権が存在する可能性の高い商品については商標権ほど明確な要件が示されているわけではありませんが、判例によれば日本での販売を認めない旨明示されている商品を並行輸入することは、特許権を侵害する可能性が高いと考えられます。

(⇒ 著作権については、Q49 参照)

関連情報

特許庁..... <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>
 (一社) ユニオン・デ・ファブリカン..... <http://www.udf.jp.org/>

51 動物を輸入する際はどのような手続きが必要ですか。

51

動物を輸入する前に

その動物が国際間取引により輸入が禁止されていたり、規制されていないか否かの確認が必要です。国際間取引を規制する法律には、ワシントン条約、外来生物法などがあり、それぞれに輸入が禁止されているもの、輸入に規制のあるもの（輸出国政府機関発行の輸出許可証等が必要となる等）などが定められています。

動物を輸入する際は、「家畜伝染病予防法」により牛、豚、やぎ等偶蹄類の動物及び馬、きじ、ほろほろ鳥、あひる、がちょうなどか目の鳥類、うさぎ、みつばちなどの「指定検疫物」に対し動物検疫が、「狂犬病予防法」により犬、猫、あらいぐま、きつねなどに対しても、動物検疫が義務づけられています。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により指定地域からの指定動物については、輸入が禁止されている場合もあります。

動物検疫の流れ

- ① 動物を輸入しようとする場合、「家畜伝染病予防法」、「狂犬病予防法」等に基づき、輸入前の所定の期間内（偶蹄類・馬等：120～90日前、鶏などの家きん類：70～40日前、犬：40日前まで）に到着空港を管轄する動物検疫所に「動物の輸入に関する届出書」を提出しなければなりません。動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）よりオンラインで届出をすることも可能です。
- ② 事前届出をした輸入動物については、到着の輸入の2日前までに「輸入検査申請書」を係留する場所を管轄する動物検疫所に提出するか、ANIPASを利用して申請を行います。
- ③ 船または航空機が到着すると、船舶・航空機内で動物の検査が行われます。検査は、提出された申請書、輸出国政府機関発行の検査証明書（Health Certificate）の審査、及び臨床検査により行われ、検査の結果問題がなければ、当該動物を係留検査場所へ送致する指示が出されます。
- ④ 係留場所に収容された動物は、規則に基づく期間係留され、家畜防疫官による係留検査が行われます。
- ⑤ 係留検査の結果、監視伝染病の病原体を広げる恐れがないと認められた場合、輸入検疫証明書が交付されます。
- ⑥ 家畜については、動物検疫所の輸入検疫終了後も仕向先の都道府県の監視の下、原則として3ヶ月間の着地検査を実施する必要があります。

なお、輸入検疫に費用はかかりませんが、係留施設への輸送や係留機関中の飼養管理、獣医師の往診等にかかる費用については輸入者の負担となります。

犬・猫の輸入手続き

犬や猫を輸入する場合は、「狂犬病予防法」に基づき狂犬病やレストピラ病（犬のみ）について検査を受けなければなりません。現在飼っている犬・猫をいったん海外に持ち出して、再度日本に持ち込む際や、海外で飼っていたペットを日本に持ち帰る場合も同様に手続きが必要です。手続きは、狂犬病の発生のない地域として農林水産大臣が指定している「指定地域」からと、指定地域外からで異なります。

【指定地域からの場合】

① 個体識別のためのマイクロチップの装着、② 動物を搭載した船舶又は航空機到着の40日前までに事前届出書の提出、③ 「動物の輸入に関する届出受理書」の交付、④ 出国前の臨床検査、



Ⅱ. 品目別輸入手続き編～6. その他

⑤輸出国政府機関発行の証明書の取得が必要です。日本到着時の輸入検査において輸入条件を満たしていることが確認されると、通常短時間で検査終了となりますが、証明内容に不備がある場合は、最長180日間の検査が必要となりますので注意が必要です。

輸入検査終了後、日本国内の犬の登録が済んでいない場合、輸入後30日以内に動物検疫所より交付された「犬の輸入検疫証明書」を飼養場所の市町村窓口を持参し、登録手続きを行います。

【指定地域外からの場合】

上記に加え、輸入前に①狂犬病予防注射を2回以上接種、②狂犬病ウィルスに対する血清中和抗体価の検査、③抗体保有後の輸出前待機などが義務づけられています。

動物の輸入届出制度

人への感染を防ぐため「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく動物の輸入届出制度が設けられています。これにより、従来動物検疫が必要なかったハムスター、リス、チンチラ、モルモットなどのげっし類、フェレット、ミーアキャットなどその他の哺乳類、インコ、オウム、鳩、文鳥などの鳥類を日本に入れる際は、①当該動物の種類、数量等の詳細が記載された届出書2通、②輸出国政府機関発行の「衛生証明書」、③届出者の身元確認書類等の提出が義務づけとなりました。

関連情報

農林水産省動物検疫所 <http://www.maff.go.jp/aqs/>

厚生労働省検疫所（動物の輸入届出制度） <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/>

52 動物用シャンプーの輸入・販売について 教えてください。

A 52

動物用シャンプーは含まれる成分や効果・効能をうたっているか否か、ラベル表示などにより、動物用医薬品や動物用医薬部外品に該当するか、あるいは雑品として扱われるかに分かります。

前者の場合、薬事法の規制対象となりますので、輸入・販売に際しては動物用医薬品（動物用医薬部外品）製造販売業許可の他、品目ごとの承認が必要となります。

一方雑品の場合、輸入・販売時の規制は特にありませんが、商品の効果・効能をうたうことはできませんので注意が必要です。まずは輸入なさろうとしている動物用シャンプーがいずれに該当するのかを農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬事監視指導班に確認してください。その際に成分表、製品のチラシ、ラベル等の製品を判断できる資料が必要となりますので、あらかじめ海外のメーカーより取り寄せておいた方がよいでしょう。

動物用医薬品および医薬部外品の場合の手続き

- ① 農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課に「動物医薬品(医薬部外品)製造販売業許可」の申請を行います。ただし、申請窓口は各都道府県の窓口（東京都の場合は、産業労働局農林水産部食料安全課）になります。
- ② 品目ごとに承認が必要です。申請先は 農林水産省 動物医薬品検査所です。
- ③ 輸入後に国内で日本語の表示や、容器の詰め替えなどを行う場合、「動物医薬品(医薬部外品)製造業許可」が必要です。申請窓口は各都道府県の窓口（東京都の場合は、産業労働局 農林水産部 食料安全課）になります。ただし、海外で日本語の表示などを行った上で輸入する場合、この許可は必要ありません。
- ④ 輸入品の場合、製造所ごとに「外国製造業者認定」が必要です。申請先は農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課となります。

販売時の表示

動物用医薬品（医薬部外品）の販売に際しては、薬事法により決められた表示をすることが義務づけられています。

関連情報

農林水産省（動物用医薬品）…………… <http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuji/index.html>
 動物医薬品検査所…………… <http://www.maff.go.jp/nval/>



53

ペットフードの輸入・販売について
教えてください。

A 53

ペットフードの原料として、牛、豚、鶏等の肉や臓器（指定検疫物）を使用している場合には、動物検疫の輸入検査を受ける必要があります。

ペットフード安全法

平成21年6月に施行された愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）により平成21年12月より犬、猫用のペットフードの輸入・販売に際しては、同法の規制を受けるようになりました。対象となるのは、犬・猫用の総合栄養食、一般食などいわゆるペットフードの他、おやつやスナック、ガム、生肉、サプリメント、ミネラルウォーターなどで、犬・猫用以外のものは対象外となっています。一方、またたびやおもちゃ、ペットフードの容器や店内で飲食されるフード等は対象外となります。また、動物用医薬品は薬事法の規制対象となっており、同法の対象外です。

ペットフード安全法の施行により、農林水産大臣及び環境大臣が定めた成分規格及び製造方法に適法しない犬及び猫用ペットフードの製造及び輸入、販売が禁止され、以下の5項目が義務づけとなりました。

【届出】

法人、個人を問わず、ペットフードの輸入または製造を行う事業者は、それらを行う前に届出が必要となります。（届出先は主たる事務所が所在する都道府県の農林水産省 地方農政局等に行います。）

【帳簿の備え付け】

ペットフードの輸入業者、製造業者または卸売りを行う業者は（小売の場合は除く。）、販売したペットフードの名称、数量、（輸入品の場合、輸入年月日、輸入相手国、輸入相手方の名称、ペットフードの荷姿、ペットフードの製造国名、製造業者の名称、原材料の名称）等を帳簿に記載、あるいはコンピュータで記録し保存する必要があります。

【表示】

①ペットフードの名称、②賞味期限、③原材料名、④原産国名、⑤事業者名及び住所について日本語で表示すること。（ただし平成22年11月以前に製造されたペットフードはこの限りではありません。）

【ペットフードの安全基準】

①成分規格、②製造方法基準についてそれぞれの基準を満たしていなければなりません。（平成21年12月以降に製造されるペットフードに適用されます。）

【立入検査】

帳簿の備え付けの状況、輸入・製造されたペットフードが規格・基準に適合していることなどを確認するため、国及び独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は輸入業者、製造業者、販売業者に対し立入検査を行います。

立入検査は、原則無通告で実施され、違反者に対しては、罰則規定が設けられています。

このほか、ペットフード公正取引協議会により「ペットフードの表示に関する公正競争規約」が設けられており、ペットフード安全法で義務づけられている5項目以外に、目的（総合栄養食、間食、その他の目的食の別）、内容量、給与方法、成分についても表示することとなっています。

関連情報

農林水産省（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）

..... <http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>

環境省（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律）

..... <http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/petfood/outline.html>

ペットフード公正取引協議会..... <http://www.pffta.org/index.html>

54

花や種子、苗の輸入・販売について
教えてください。

54

まず、輸入しようとしている花や種子が「ワシントン条約」の対象生物でないか、あるいは「特定外来生物による生態系等に関わる被害の防止に関する法律（外来生物法）」の指定生物かどうかを事前に確認する必要があります。

植物防疫法に基づく規制

花や種子、苗を輸入する際には、植物防疫法に基づく植物検疫を受けなければなりません。植物検疫とは、植物の輸出入に伴い植物の病害虫がその植物に付着して侵入しないように輸出入の時点で検査を行い、検査の結果消毒などの必要な措置をとることを指し、輸入植物は以下の3つに分類されます。

- ① 輸入禁止品：海外の全地域からの土及び土が付いている植物、いねわらやいねもみ（朝鮮半島、台湾を除く）、ヨーロッパ・南米・オーストラリア・アフリカなどからのほとんどの生果実、北アメリカ地域からのリンゴ、ナシ、モモなど
- ② 輸入時検査品：種子、苗、球根、切花、果実、野菜、穀類、豆類、木材、香辛料、漢方薬原料など
- ③ 輸入時検査不要品：家具のような製品、香辛料などでも加工され密閉されているものなど

このうち花や種子、苗は②の検査品に該当し、輸入時には輸出国政府機関が発行する「植物検査証明書・phytosanitary certificate」が必要です。これを「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」に添付して、農林水産省 植物防疫所に提出します。植物防疫所では植物の種類ごとに病害虫や土壌付着の有無などの検査を行った上、合格であれば合格証明書が発給され、通関手続きに進むことができます。また、検疫病害虫が発見された場合でも消毒が命じられた際は、消毒措置後に輸入手続きに進むことができます。なお、検査を行える海空港は定められた一定の所となりますので、事前に植物防疫所に確認してください。

種苗法に基づく規制

種苗法とは新品種の創作に対する保護を定めた法律で、植物の新たな品種（花や農産物等）の創作をした者は、その新品種を登録することで、植物の新品種を育成する権利（育成者権）を占有することができる旨が定められています。育成者権者に無断で登録品種の「種苗」、「収穫物」、「加工品」を業として生産、譲渡、輸出入または保管を行った場合、輸入差し止め、損害賠償等の請求を受けることがあります。

販売時の手続き

種苗法の「指定種苗制度」に基づき指定種苗（品質の識別を容易にするため販売に際して、一定の事項を表示する必要があるとして農林水産大臣が指定するもの）を販売する際は、種苗業者は農林水産大臣に営業開始後2週間以内に種苗業者の届出を行わなくてはなりません。ただし農家や一般家庭等のみに直接販売する「小売業者」は、例外となっています。

また販売時には、①表示をした種苗業者の氏名（法人または名称）及び住所、②種類及び品種名、③生産地（輸入品の場合は原産国）、④種子については、採種年月又は有効期限及び発芽率、⑤数量（重量、体積、本数、個数等）、⑥その他省令で定める事項をa.包装、b.種苗に添付する証券、c.ばら売りの場合は掲示その他見やすい方法のいずれかの方法により表示することが義務づけられています。

指定種苗制度に関する詳細は農林水産省ホームページでご確認いただくか、農林水産省 食糧産業局 新事業創出課 種苗審査室にお問い合わせください。



関連情報

- 農林水産省植物防疫所 <http://www.maff.go.jp/pps/>
- 経済産業省（ワシントン条約） http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/
- 環境省自然環境局（外来生物法） <http://www.env.go.jp/nature/intro/>
- 農林水産省（種苗法） <http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

55 カラーコンタクトレンズの輸入・販売について教えてください。

55

カラーコンタクトレンズとは、視力の矯正を目的とせず、ファッション目的等で眼球の色を変えるために用いられるコンタクトレンズを指します。

日本では平成21年3月までは、薬事法上医療機器とされておらず雑品扱いとなっていたため輸入・販売時の規制はありませんでした。しかし使用時のさまざまなトラブル・眼病の増加など健康被害の報告等があったことを受け、平成21年11月4日以降、「非視力補正用色付コンタクトレンズ」として医療機器となりました。

医療機器はリスクに応じてクラスⅠ（低）～クラスⅣ（高）に分類され、必要な許認可が異なります。コンタクトレンズはその中のクラスⅢ「高度管理医療機器」に該当し、輸入・販売時には以下の手続きが必要となります。

輸入・販売時に必要となるもの

必要な許認可等	申請先
第一種医療機器製造販売業許可	各都道府県薬務主管課
医療機器製造業許可（許可区分：包装・表示・保管）	各都道府県薬務主管課
外国者製造者認定（輸入先の外国の製造所に必要） （外国製造所の図面等の必要書類をあらかじめ取り寄せ輸入者が申請。QMS省令という国の定める品質管理基準に適合している必要がある。）	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
製造販売承認	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
輸入届	関東信越厚生局 または近畿厚生局
高度管理医療機器等販売業許可	各都道府県薬務主管課

上記のような薬事法上の許認可を得るには、製品の品目仕様、原材料（生体適合性など）、滅菌方法、その他製品の設計開発と製造に関するさまざまな資料等が必要となります。個別の手続き等詳細については、各申請先にてご確認ください。



販売時の表示

カラーコンタクトレンズなどの医療機器を販売する際は、容器や被包、添付文書等に薬事法に基づく表示をすることが義務づけられています。

(表示項目)

- ① 製造販売業者の氏名または名称及び住所
- ② 名称
- ③ 製造番号または製造記号
- ④ 重量、容量又は個数等の内容量
- ⑤ 使用期限
- ⑥ 高度医療機器、管理医療機器、一般医療機器の別
- ⑦ 単回使用である旨（使い捨てコンタクトの場合）
- ⑧ 使用方法その他使用及び取り扱い上の注意 等

なお表示項目の詳細については品目毎に異なるため、詳細は各都道府県の薬務所管課にお問い合わせください。

関連情報

- 関東信越厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/index.html>
- 近畿厚生局 <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html>
- 東京都健康安全研究センター（医療機器の製造販売業・製造業・修理業許可について）
..... <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/kikikyokanituite/index.html>
- 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 <http://www.pmda.go.jp/>

56

ライターの輸入・販売時の規制について
教えてください。

56

消費生活用製品安全法

ライターは消費生活用製品安全法の「特定製品」に指定されており、製造、輸入または販売を行う者は、あらかじめ国に対し事業を開始する旨の届出が必要です（届出先は経済産業省本省または経済産業局）。その際、事業者は当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命または身体に損害が生じた場合に備えた損害賠償措置（被害者1人あたり1千万円以上かつ年間3千万円以上を限度額としててん補する損害賠償責任保険契約）の方法を添付しなければなりません。

また基準に適合するか否かの自主検査を行い、検査記録を保存する必要があります。

ライターは特定製品の中でも「特別特定製品」に該当するため、自主検査に加え登録検査機関による適合性検査も義務づけられています。

販売時にはこれらの技術基準に適合している旨を示すPSCマークと技術基準に定められた注意事項等を表示することとなっています。また、平成23年9月27日よりPSCマークの貼付のない製品を販売することはできなくなりました。

さらに重大製品事故が生じたことを知った際は、10日以内に事故の発生日、概要等を消費者庁に報告することが義務づけられています。（⇒消費生活用製品安全法の詳細は、Q100参照）

高圧ガス保安法

ライターのうち内容積30cm³を超える容器の付いたガスライターについては、高圧ガス保安法により輸入時に輸入検査が必要な場合があります。しかし内容積30cm³以下の容器に充填された液化ガス（温度35℃においてゲージ圧力0.8Mpa以下のもののうち経済産業大臣が定めるもの）については適用除外品とされており、ほとんどのライターはこの範疇に含まれます。

ライターの輸入通関時には、この適用除外要件を検査した「試験成績書」の添付が義務づけられています。これは国内または外国の検査機関、液化ガスを充填しガスライター製造者または輸入者自らが作成し、経済産業大臣が告示で定めている要件に合致していることが必要です。これらはエアゾール製品（スプレー缶、簡易型コンロ用ボンベ等）全般に共通の手続きとなっています。

海外からのライターの輸送について

使い捨てライターやガスの充填されたライターは危険物となり、定められて容器に収納する必要があります。輸送会社に「危険物申告書」を提出しなければなりません。またすべての船会社や航空会社が輸送を引き受けているわけではないので、事前に確認を取った方がよいでしょう。また、国際郵便や国際宅配便でも危険物として取り扱ってられません。ガス充填式のライターの場合、メーカーよりガスを抜いてある旨（lighter without gas）の証明書などを添付します。輸送面においては難しい品目のひとつといえるでしょう。

なお、ニセモノ、紛らわしい名称の使用など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権等）を侵害する物品、また不正競争防止法に規定される行為（形態模倣など）にあたる物品の輸入は禁止されています。

「携帯用簡易ライター」（使い捨てライター）は、（一財）製品安全協会が実施しているSGマーク制度の対象品目となっており、任意で検査を受け、これに合格したものについてはSG（Safety Goods）を添付することができます。SGマークが表示された製品の欠陥により万一人身事故がおこった場合、被害者1人につき最高1億円までの賠償金が支払われます。

関連情報

- 経済産業省（消費生活用製品安全法）……………<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>
 経済産業省（高圧ガス保安法）……………<http://www.meti.go.jp/policy/tsutatsutou/047hpgas.html>
 （一財）製品安全協会（SGマーク）……………<http://www.sg-mark.org/>
 （一社）日本喫煙具協会……………<http://www.jsaca.or.jp/>



57 海外の仕入先を見つけるにはどのような方法がありますか。

A 57

輸入事業を成功させる上で、競争力のある魅力的な商品を仕入れることができるかどうかはたいへん重要なポイントです。情報が溢れている現代社会においては、海外の取引先を探すにもさまざまな方法が考えられますが、小規模の輸入ビジネスの場合は以下のような方法を利用して仕入先を探していくことも有効です。

仕入れ先発掘方法	特徴
海外・国内での展示会・見本市	<ul style="list-style-type: none"> * 手軽な方法として国内見本市・展示会を訪れて出展している海外企業から商品を探す方法がある。 * 海外では日本以上にさまざまな専門見本市・展示会（インテリア、雑貨、食品など）が開催されており、世界のトレンド情報も収集できる。海外の見本市・展示会はその場で商談を行う場となる。
在日大使館、州政府事務所、各国貿易機関	<ul style="list-style-type: none"> * 在日大使館の商務部や各国貿易機関等では、現地で開催される展示会の情報、現地マーケット情報や対日輸出に関心がある現地企業の情報をホームページなどで提供している場合もある。
インターネットで検索	<ul style="list-style-type: none"> * インターネットの検索ポータルサイトや企業ダイレクトリーを使用して、卸売（Wholesale）する会社のサイトを検索する。
現地買付け	<ul style="list-style-type: none"> * 実際に現地に行き、店舗やアウトレット、製造業者などを訪ねて商品を発掘する。
国内貿易機関	<ul style="list-style-type: none"> * ジェトロ（日本貿易振興機構）では、ホームページ上で企業マッチングシステムである「TTPP」による引き合い情報、「J-messe」による国内・海外の展示会情報のほか、各国の貿易投資情報等の様々な情報を提供している。

貿易実務編Ⅰ・仕入先の探し方

Ⅲ

関連情報

- (財)ミプロ（海外の卸売検索サイト）…………… <http://www.mipro.or.jp/import/valuable/wholesaling/>
- 独立行政法人 日本貿易振興機構
- （ジェトロ）（J-messe）…………… <http://www.jetro.go.jp/j-messe/>
- （TTPP 企業マッチングシステム）…………… <http://www.jetro.go.jp/tppoas/ibsc/indexj.html>



58 海外や国内の展示会・見本市で仕入先を探す際の留意点について教えてください。

58

仕入先の探し方

小口輸入を行うにあたっては、以下のような流れでビジネスを進める場合が多いのですが、仕入先を見つけることは大変重要なポイントとなります。

- ① 海外市場のマーケティング（市場・商品探索）
- ② 取引相手の選定
- ③ 商品による日本の法的規制の確認（輸入時・販売時）
- ④ 買い付け商品の確定と発注
- ⑤ 代金決済（前払いまたはクレジットカード決済）
- ⑥ 輸送・保険の手配（国際郵便小包、国際宅配便、海・空輸送）
- ⑦ 海・空輸送は通関手続きに通関業者を選定・依頼
- ⑧ 通関済み貨物の引取り
- ⑨ 国内法による品質表示と取扱説明（品質維持とPL）
- ⑩ 国内マーケティング（販売活動）

展示会は発注の場

日本の展示会は一般的に名刺交換・情報収集の場ですが、海外の展示会ではバイヤーが商品を選択し発注する場となっています。欧米の厳しい買い取り制度の世界といえるでしょう。最も重要な点は取引相手の選定です。専門性とプロ意識の高い誠実な業者を見つけることが成功のカギになります。

海外買い付け戦略で大切なことは方向性をはっきりしておくことです。商品を優先するか、取引先の対応を優先するか、非常に大切なポイントといえるでしょう。

発注の手順

商品、数量、決済方法、輸送方法が確定すると、欧米の見本市では出展者がセールスノート（注文請書）を作成します。セールスノートはコピーを受け取って、出展者の名刺やカタログと一緒に保管しておきます。注文と同時に、決済や輸送方法等の出荷指示をします。商品の送り先、連絡先、輸送方法、輸送会社名、決済方法を書いた出荷指示書も作成することをお勧めします。また、展示会場内は「写真撮影禁止」です。カメラの持ち込みを禁止している場合もありますのでご注意ください。

海外見本市での買付けについては、当協会発行の『海外見本市視察・買付けQ&A』を参考にしてください。



Q 59

大使館や貿易機関を利用して仕入先の情報を収集するにはどのようにしたらよいですか。

A 59

大使館や州政府事務所

取引したい国や地域が決定していれば、現地の経済政策や貿易に関わりのある省庁や大使館、商務部の日本向けホームページを閲覧してみましょう。オーストラリアであれば、オーストラリア貿易促進庁のホームページではさまざまな引き合い情報やオーストラリア製品の情報をご覧いただくことが可能です。タイ大使館では、福岡に貿易センターを設置しており、タイ国内で開催される展示会情報はもちろんのこと、タイの輸出業者リスト、輸出統計、輸出に関する規制、生産状況、商品開発などの情報をトータルに提供しています。米国大使館商務部でも、ホームページで引き合いや展示会情報等を調べることができます。

大使館だけではなく、各国の政府機関や貿易振興機関、国際機関でもビジネスサイトを運営しています。国際機関である日本アセアンセンターでは、アセアン各国の輸出業者を含めた貿易や投資に関する情報を数多く提供しています。また、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)では「BUY KOREA」 <http://www.buykorea.org> というデータベースを掲載しています。仕入先情報とともに、現地の情報を幅広く収集してみてください。

情報収集の必要性

各国大使館や貿易機関ではメールマガジンの配信を行っているサイトが多数あります。興味のある、あるいは仕入先として想定している国々のメールマガジンを受信することで、展示会情報、引き合い情報、各国マーケット情報等を受け取ることができ、こまめな情報収集にたいへん有効です。

貿易実務編 Ⅰ・仕入先の探し方

Ⅲ

関連情報

- オーストラリア貿易促進庁..... <http://austrade.or.jp/>
- タイ国政府貿易センター..... <http://japan.thaitrade.com/>
- 米国大使館商務部..... <http://www.buyusa.gov/japan/ja/>
- 日本アセアンセンター..... <http://www.asean.or.jp/ja/>
- 大韓貿易投資振興公社 (KOTRA)..... <http://www.kotra.or.jp/>

60

インターネットで仕入先の情報を検索、
入手する方法を教えてください。

A 60

検索サイト

Yahoo、Google等の検索エンジンを使い、英語もしくは現地語により取り扱いたい商品のキーワードを複数入力して検索することをお勧めします。Yahooであれば、現地エンジンからキーワード検索をすることができます。卸売を探しているのであれば、“wholesale”と付け加えて検索すればより有効です。

一般的検索サイトのほかに、卸売に特化した卸売企業検索サイトの活用もお勧めします。検索エンジンで“wholesale”のキーワード検索をすると、個別の企業だけでなく、卸売企業検索サイトもヒットしますので、各サイトへアクセスし、お探しのジャンルや商品でより詳しい企業情報や、企業のホームページを発掘してください。

企業ダイレクトリー

企業ダイレクトリーのサイトでは、製品名や企業名での検索が可能です。世界最大規模の「Kompass」や、米国企業を中心とした「Thomas.net」、ヨーロッパ企業を中心とした「Europages.com」などさまざまなサイトがあります。各国の政府機関や在日大使館のホームページに掲載されているリンク集などの企業ダイレクトリーや、現地の商工会議所・業界団体の情報等も役立ちます。

多様な方法で検索できるインターネット情報ですが、注意が必要なのは検索でヒットした企業がすべて日本向けに輸出するかということ、そうではないという点です。相手の会社が自国内あるいは自地域内の販売のみを考えている場合もあるでしょう。また、取引に際しては、探し出した会社の信頼性がどうかという点にも注意が必要です。

関連情報

Kompass	http://www.kompass-usa.com/
Thomas.Net	http://www.thomasnet.com/
Europages.com	http://www.europages.com/



Q 61

会社の信用度は
どのように調査すればよいですか。

A 61

海外企業の信用調査

世界の企業をカバーする信用調査会社には、米国を拠点とするダン・アンド・ブラッドストリート社 (The Dun& Bradstreet Corp.)、欧州を拠点とするコファス・サービス (貿易保険会社、Kompassの親会社) などがあります。

両者とも調査報告内容は業種、役員名、設立時期、正味資産、従業員数、総合信用度の評価などに加え、会社の沿革、財務内容、事業内容、支払状況、銀行取引の項目など多岐にわたっています。報告書は原則英語です。コファス・サービスでは和訳もあります。

ダン・アンド・ブラッドストリート社は(株)東京商工リサーチが販売代理店となっており、コファスはコファス・サービス・ジャパンがあります。詳細は各社にお問い合わせください。

この他、各国に信用調査会社があります。上記2社も、各国の有力信用調査会社との提携でサービスを提供しています。各社の調査サービス内容や費用を吟味して依頼するとよいでしょう。

関連情報

(株)東京商工リサーチ..... <http://www.tsr-net.co.jp/>

コファスサービス..... <http://www.cofaceservices.jp/>

62 インターネット上のマッチング・システムについて教えてください。

62

さまざまなマッチング・サイト

商品を供給する側と商品を購入する側を効率よく結びつける方法として、インターネット上には取引マッチング・システムが数多く存在しています。国内企業同士の結びつけをするサイトだけでなくグローバルな市場から自社のニーズにあった商品の供給先（仕入先）を探す（マッチング）システムのサイトも運営されていますので、仕入先を発掘する一つの方法として利用してみることをお勧めします。

海外仕入先とのマッチング・システムとして公的機関が運営するものは、たとえば、ジェトロ（日本貿易振興機構）の運営する「TTPP」システムがあります。「TTPP」システムは、海外や日本の企業が登録した約30,000件の「商品・部品の輸出入」、「業務提携」、「技術交流」などの幅広い分野のビジネス案件を無料で検索、閲覧することができます。

マッチング・システム利用の注意

公的機関が運営するものでも、法人の運営するものでも、いくつかのサイトに仕入先を探すためにユーザー登録すると、海外の企業からさまざまな引き合い情報が送付されてくるでしょう。しかし、コンタクトしてきた企業が必ずしも信頼できるわけではありません。引き合いを打診してきた企業の資本金、従業員数、所在地等の基本的な企業情報をKompassやThomas Netなどの企業ダイレクトリーで検索し、さらに相手のホームページにもアクセスしてみることは重要です。また、相手とのメールなどのやり取りを通じて、信頼性を見極めてから、取引を開始するのがよいでしょう。

関連情報

日本貿易振興機構（TTPP）	http://www.jetro.go.jp/tppoas/ibsc/indexj.html
Kompass	http://www.kompass-usa.com/
Thomas Net	http://www.thomasnet.com/



Q 63

CIF や FOB などの貿易条件とはどのようなものですか。

A 63

国際取引においては、各国や各地域などにより貿易条件に違いが生じ、紛争になる場合もあります。このような背景を踏まえて、国際商工会議所（ICC）が貿易条件の解釈に関する国際的な統一規則としてインコタームズ（Incoterms）を制定しました。最新のインコタームズ 2010 規則によると、売手と買手の義務を次のように分類しています。

いかなる単数または複数の輸送手段にも適した規則

EXW	EX WORKS	工場渡
FCA	FREE CARRIER	運送人渡
CPT	CARRIAGE PAID TO	輸送費込
CIP	CARRIAGE AND INSURANCE PAID TO	輸送費保険料込
DAT	DELIVERD AT TERMINAL	ターミナル持込渡
DAP	DELIVERED AT PLACE	仕向地持込渡
DDP	DELIVERED DUTY PAID	関税込持込渡

海上および内陸水路輸送のための規則

FAS	FREE ALONGSIDE SHIP	船側渡
FOB	FREE ON BOARED	本船渡
CFR	COST AND FREIGHT	運賃込
CIF	COST INSURANCE AND FREIGHT	運賃保険料込

FOBとは

取引条件で建値がFOB（Free On Board）の場合、海外の売り手は輸出通関終了後の貨物を輸送手段（本船上）に積込むまでの費用を負担するのが業務範囲です（売主提示価格にはここまでの費用が含まれています）。買主は、その後の貨物到着までの輸送費用、輸送保険等の諸費用を負担します。



輸送手段の決定

取引条件がFOBの場合、買主はどのような輸送手段を選択するかを決定し、売主に指示する必要があります。インコタームズでは、買主が売主に輸送会社を指定して売主が出荷することになっています。

輸送手段決定にあたり、考慮すべき点は貨物の数量、重量、容積及び商品の緊急度などです。国際小包郵便は運賃着払いでは送付できないので、その他の方法として、①国際宅配便、②航空混載輸送、③海上混載輸送のうちから、いずれかを選択して売主に連絡し、出荷してもらいます。出荷終了次第、利用した業者名（特定の業者を買主から指定してもよい）、船荷証券（B/L）あるいは航空運送状（AWB）とInvoiceのコピーを入手して貨物の到着に備えてください。船荷証券は原本が必要です。

上記の輸送方法のうち、①国際宅配便は、輸出入通関手続きも含めてドア・ツー・ドアの一貫輸送サービスですが、②と③は輸送だけのサービスなので、輸入通関手続きや国内配達を別途通関業者に依頼し、売主より入手した貨物情報を渡し、手続きを進める必要があります。輸送保険の付保は、①では国際宅配便業者との特約により付保が可能です。②と③の場合、通常保険会社に貨物保険を付保しますが、利用するフォワーダーに業務を依頼する時に申し出れば、手配をしてくれる場合もあります。

関連情報

国際商業会議所日本委員会（ICC）…………… <http://www.iccjapan.org/>


Q 64

海外の仕入先から TAX ID Number を要求されましたが、どのような意味ですか。

A 64

TAX ID Number とは

TAX ID Number とは、米国内で消費者へ小売し、徴収した州税を納付する際に納付書に記入する納税者番号です。日本の輸入者は米国内で再販行為を行いませんので、TAX ID Number は所持しておらず、関係ありません。Resell number、Resale number ともいわれます。「TAX ID Number はあるか」と聞かれた場合は、「ノー」と答えてください。

輸出の場合

輸出形態には次の2種類があります。

- ① 製造業者（メーカー）が外国へ直接積出しする直接輸出
- ② その国で既に流通している物品を輸出に振替える間接輸出

ご質問のケースは②に該当すると思われます。②に示された間接輸出の場合は Resell ナンバーを要求するか、あるいは州税（State Tax）込みで販売するかのどちらかを選択することになるからです。Resell ナンバーのない人へは売らない場合もあります。

還付手続きは複雑

直接輸出の場合は正規の手続きにより、州税は免税になります。間接輸出の場合はいったん支払った州税の還付を受けることになります。還付の手続きは複雑で、事業者が手続きを回避する傾向が非常に強いため、実際にはなかなか実行されません。免税店や通販業者のように免税許可をとらない限り、一般の小売店は州税込みで輸出することになります。

このような間接税の名称は各国、各地域によって異なり、日本は消費税、米国は州税（State Tax）、EUでは付加価値税（VAT）と呼んでいます。いずれもその国の国内法によるものです。国内法は海外取引にはその効力が及ばないため、輸出の場合は免税になります。

65 独占輸入販売契約を結びたい場合、 どのようにすればよいですか。

65

独占権（一手販売権）の下での輸入販売とは、日本国内の輸入業者や販売業者が海外のメーカーから一手輸入権、または国内一手販売権を得る契約をして、商品を輸入販売することをいいます。このように取引上の独占権をメーカーから与えられた業者は、一般的に総輸入元あるいは総輸入販売店（Sole Distributor）といわれています。

メリット

総輸入販売は、契約上では本人対本人の関係にあり、輸入した商品の所有権は本人から本人へと移転します。製品は、メーカーと輸入者の間で、「売り切り・買い切り」の形で取引され、メーカーから国内販売価格については一切制約を受けません。輸入者は、自由に販売価格を設定することができます。

そして、一手販売権という特権を得ると、この輸入取引は輸入者以外の第三者とは行われない旨がメーカーによって確約されますので、輸入者は市場での独占的ポジションを確立することができます。独占的ポジションは同一メーカーの製品を同じ市場で輸入販売する競争手を排除し、独占的な販売活動を可能とします。その結果、販売の利潤の保証を得られるため、多くの輸入業者は独占輸入販売契約を結ぶことを望んでいます。

契約にあつての注意点

多くの独占輸入販売契約書には、通常、下記の項目が規定されていますので、輸入者が契約締結を行う際には、商品の現状や将来性も考慮して十分な検討が必要です。

1. 契約期間が明確に記され、更新・終了条件も規定される。
2. 取扱商品が規定され、他社の競合品の取り扱いは禁止される。
3. 販売活動の地域が指定される。
4. 受渡し条件や支払方法が決められている。
5. 販売額割り当てや在庫保有額の決定、アフターサービス実施や宣伝広告費の負担等の義務がある。



Q 66

小口輸入のような小規模取引においても契約書は必要ですか。

A 66

契約書とは

本来契約書は、契約当事者双方の意図を正確、明確に記録して、当事者間の誤解や紛争を未然に防ぎ、契約締結時の両者の目的どおりに契約が履行されることを目的に作成します。したがって、せっかく契約書を作成しても、重要な契約条件が脱落していたり、複数の解釈ができるような曖昧な表現で書かれていたりすると、契約書の本来の目的を果たすことができません。

実務面では、契約書の第一の役割は、契約の存在とその内容を証明して紛争を防止することにあります。そして万一当事者間で紛争になった場合は、その契約書を切り札に相手方と交渉を行い、履行を求めるツールとするのが第二の役割です。これが契約当事者双方にとって期待される契約書の最も重要な役割です。

小口輸入の時の契約

小口輸入も海外との取引ですので、当事者間の誤解や紛争を避けるためにも契約書は必要です。貿易取引ではさまざまな種類の契約書が存在しますが、最も一般的なものは売買契約書です。さまざまな呼び方がありますが、Sales ContractあるいはPurchase Orderなどが多く使用されています。また、この契約書に使用する正式言語は、取引する両国で通用する英語が一般的です。契約書は下記のような条項で構成されています。

買主の氏名・連絡先
 売主の氏名・連絡先
 注文の内容（商品番号、商品名、サイズ・色などの明細、単価、数量、金額）
 輸送方法、出荷時期、送料、保険料、決済方法
 契約書番号
 契約日
 不良品や欠品の場合の処理方法なども、事前に決めておくとい良いでしょう。

また、海外のウェブ・ショップで注文をする場合は、注文のサイトに上記の内容に加えて細かい条項が記載されています。これは契約書とはいえませんが、記載されている内容を承諾した上で注文をすることになりますので、契約と同様の効力があります。したがって、内容をよく読み、把握した上で注文することが大切です。

67 到着した商品に不良品や欠品があった場合、どのようにすればよいですか。

67

クレームの種類

輸入した貨物に損害が発生した場合には、そのクレームの責任の所在により、申し立て先が異なります。

- ① 運送クレーム
- ② 保険クレーム
- ③ 貿易クレーム

輸送途中で損害が発生した場合には、輸送会社に責任があるとみなしますので、申し立ては輸送会社に対し行います。ただし、輸送保険でカバーできる場合はいったん保険会社に対して保険請求をします。

保険でカバーできないような商品の破損や欠品など違約品については、輸出者に対してまずクレームを申し立て、早急に代替品を発送してもらうか、代金を返金してもらうかの対応を要求します。

契約書の必要性

輸出者である海外の業者とのトラブルを避けるためにも、取引を開始する前に契約条項を互いに確認し、文書化しておくことが非常に重要です。商品の破損、欠品などの事態が起きた時に、受け取った商品をどのように処理するかをあらかじめ取り決めておくことも必要です。例えば、クレーム品を返品するのか、その場合の返品費用をどちらが負担するのか、また、返品でなく返金とするのか。損傷商品については値引きしてもらうのか、次回取引で精算するのか等、事前に輸入者と輸出者の双方で取り決めておくことは、海外の事業者と取引する上で欠かせない要件です。

Q 68

海外の仕入先とネット上で取引を行う場合の注意点を教えてください。

A 68

卸売会社のホームページ

海外の会社のホームページにアクセスし、ネット上から発注する方法はたいへん迅速かつ簡便なやり方なので、大いに利用したいものです。ただし、簡便であるだけに注意すべき点がいくつかあります。

まず、相手の会社のホームページを見る時には下記のことを確認してください。

- ① 仕入先の所在地、電話番号、FAX番号、E-mail
- ② 最小注文数量（Minimum Order）
- ③ 決済方法（Payment Method）
- ④ 決済の際のセキュリティ
- ⑤ 輸送方法
- ⑥ 返品、欠品などの取引条件（Terms & Condition）

特に、決済方法と輸送方法は必ず確認し、不明であればE-mailで問い合わせることをお勧めします。できれば、返品や欠品の規程等の取引条件も明確に把握しておきましょう。

発注

発注の際には、各社専用の注文フォームが用意されていることが多く、空欄に必要事項を埋めていけば、簡単に注文することができます。しかし、会社によっては、注文者の国を入れる欄が存在せず、自国の州のみしか選択できない、あるいは、国の欄で選択できるのが、たとえば“USA”か“CANADA”のみ、等の事が起きる場合もあります。このような場合、仕入先の会社が想定している取引相手は自国内のみ、あるいは北米地域のみであるかもしれません。しかし想定国以外にも輸出を行う可能性もありますので、E-mail等で日本向けに輸出を行うかどうか問い合わせるとよいでしょう。

注文フォームにカード情報を記入する際には、セキュリティがかかっているかどうかを必ずご確認ください。



69 通関手続きの方法は、 輸送方法によって異なるのでしょうか。

A 69

通関の方法は、下記の通り選択する輸送手段によって異なります。

輸送方法	概要	通関手続き
国際郵便	重量は概ね30kgまで。 万国郵便条約等で規制されている危険物等は不可。 Door to Door 輸送。	課税価格が20万円以下の荷物については、郵便事業株式会社通関交換支店で通関手続きが行われ、税金を納付する必要がないものはそのまま配送される。納付する必要があるものは配送時に関税・消費税を納付して受領する。 20万円を超えた荷物については、通常の荷主による輸入申告手続きが必要になる。ただし、手続きは郵便事業株式会社を含む通関業者に代行を依頼することができる。通関手続きのため、税関告知書とは別途にインボイスを荷物の発送人に作成してもらい、荷物に添付して送ってもらうことが肝要である。
国際宅配便	重量は概ね数百kgまで。 (業者により異なる) 危険物のほか、貴重品、動植物等、取扱わない品目がある。 Door to Door 輸送。	荷物は直接配達される。税金は国際宅配便会社が立替払いをしているので、宅配便会社へ支払う。(振り込み払い等)
貨物便	重量、容積の制限はない。 基本的に空港、海港間の輸送。	通関業者に通関業務等を依頼すると通関料が発生する。申告価格が、201,000円以上なら11,800円、201,000円未満なら8,600円の通関料となる。 また荷物の店舗等への配送は、国内の輸送業者に依頼する必要がある。

70

現地で買付けた商品の輸送方法について、輸送コストを考えるとどのような方法がよいか教えてください。

A 70

輸送コストとは

輸送コスト（物流費）を算出するためには、送付しようとする商品をどのような外装の梱包とするか、梱包すると何個口になるか、一つ一つの梱包の重量、容積（縦×横×高さの寸法）の情報が常に必要です。さらに、輸送方法によって、個々の梱包の重量、大きさに制限がありますので、その制限内に収めなくてはなりません。また、国際輸送費用の他、通関の手続き費用、国内配送費用等輸入者の手元に商品が到着するまでの総費用で、いずれの方法が有利になるかを考える必要があります。

国際郵便小包

国により違いがありますが、現地で買付けた荷物が1梱包あたり20kgあるいは30kgであれば、国際郵便小包で送ることが可能です。航空便を前提にしますと、通常、①航空小包郵便と、②国際スピード郵便(EMS = Express Mail Service)が利用できます。いずれも日本に到着後、郵便事業株式会社通関交換支店で個装ごとに通関手続き後、配送されます。

課税価格が20万円以下の荷物については、郵便事業株式会社通関交換支店で通関手続きが行われ、税金を納付する必要がないものはそのまま配送され、納付する必要があるものは配送時に関税・消費税を納付して受領します。

20万円を超えた荷物については、通常の荷主による輸入申告手続きが必要になります。ただし、手続きは郵便事業株式会社を含む通関業者に代行を依頼することができます。通関手続きのため、税関告知書とは別途にインボイスを荷物の発送人に作成してもらい、荷物に添付して送ってもらうことが肝要です。

国際宅配便

国際宅配便では、輸送費は単なる重量だけではなく、荷物が容量勝ち（例えば羽毛等のとても軽い荷物の場合）の時には、一定の係数を用い容積を重量換算し、どちらか大きい方で輸送費が算出されます。荷物が日本に到着後、業者が自動的に通常の通関手続きをします。この際、インボイスが必要になります。荷物を現地で業者に発送依頼する時に、あらかじめ作成したインボイスも一緒にお渡しください。通関に必要な関税等の支払いが発生した時には、業者が立替え、配送時に請求されます。

国際宅配便は、FedEx、DHL、UPSなどの大手の業者がありますが、買付けに行った国にこれらの業者の支店等があれば、買付けた荷物を持ち込んで、日本向けに送付してもらうことは可能です。また、日本の大手輸送業者で国際宅配便のシステムを持っている会社で現地に支店があれば、利便性や信頼性の面から活用されるのがよいでしょう。

携帯品

携帯品として持ち帰る場合、荷物の重量が航空会社の無料引き受け範囲内であれば、輸送費はゼロになります。許容重量を超えた部分は、手数料が徴収される場合があります。ただし、携帯品とはいえ、販売のために持ち帰った商品なので、通常の業務通関手続きを空港でする必要があります。このため、インボイス等の商品明細書をあらかじめ作成しておくことをお勧めします。

現地の輸送事情

買付けに行った地域に、利用できる国際宅配便会社の支店がない、日本向けの輸送コストが高いなどの場合があります。家具や雑貨などの腐敗しない商品で、納期までに時間的余裕がある場合には、混載貨物（LCL）を利用して荷物を輸送することも考えられます。

輸送コストがどの位かかるか、それぞれの方法で算出、比較するとよいでしょう。

71 国際郵便について教えてください。

71

国際郵便には、EMS（国際スピード郵便＝Express Mail Service）と国際小包＜航空便、船便、エコノミー（SAL）便＞があり、原則ドア・ツー・ドアでの輸送となります。輸送できる制限重量や容積は荷物を引き受ける国によって異なりますが、およそ30kgまでとなっています。通関手続きは原則、郵便事業(株)通関交換支店で行われます。詳細は郵便局、郵便事業(株)にお問い合わせください。

EMSとは

EMSは、書類や荷物を速達扱いで航空機輸送により配送する最速のサービスです。万国郵便連合に加盟している国の公的機関が条約に従い提供しています。また、追跡システムがあるため、差出郵便物の配送状況をチェックすることができます。現在、日本の郵便局からは、世界の120以上の国・地域宛てに利用可能です。

発送から配送まで

小包荷物の発送に際しては、郵便局窓口に用意されている「税関告知書CN23様式」(Customs Declaration (米英)、Delaration en Douance (仏))に荷物の明細を記載し、荷物と共に受付窓口に差し出してください。「税関告知書」は、通常の貨物輸送で必要となるインボイスに相当するもので、内容品の明細、数量、価格等を記載する必要があります(課税価格が20万円を超える場合には、インボイスを別途作成し、税関告知書と一緒に差し出してください)。EMSの場合は「EMSラベル」に内容品の明細、数量、価格等を記載します。輸出入の通関手続きは、この告知書やEMSラベルに基づき、差出側と到着側の国際郵便局にて行われます。

輸送保険について

EMSには最高200万円を限度とする損害賠償制度があり、貨物の価格が2万円までは無料、2万円を超えると2万円ごとに50円の追加保険料を支払えば、実損額が補償されます。国によって付保できる国とそうでない国があり、また、保険料金なども違うので、発送する国ごとに調べる必要があります。国際小包も保険を付することができます。小包を郵便局の窓口で差し出す際に輸送保険付保希望と付保金額を窓口に申し出、輸送料に加え保険料を支払うこととなります。保険金額2万円までが400円、2万円を超えると2万円ごとに50円の追加保険料がかかります。

なお、EMSや国際小包の個装には最大の大きさ・重さが設定されていますので、制限内になるよう注意する必要があります。

関連情報

郵便事業株式会社（国際郵便）…………… <http://www.post.japanpost.jp/int/index.html>

72 国際宅配便について教えてください。

72

国際宅配便業者を使うメリット

国際宅配便は、輸送可能な地域や国が増え、宅配業者の引き受けられる荷物の大きさや重量も拡大しつつあります。スピードも速く、全世界の主要都市からであれば1週間以内での輸送が可能です。ドア・ツー・ドアのシステムなので、輸出業者から出荷された荷物が輸入業者の店舗や自宅まで、通関も含めて一貫して輸送されます。また、関税や消費税は国際宅配便業者が立替払いをしていますので、輸入者は、商品配送時に宅配業者に対して関税や消費税を支払えばよいなど、小口輸入事業者にとっては使い勝手のよい輸送手段となっています。

輸送できる荷物の制限重量は業者により異なりますが、およそ70～100kg位までが輸送可能と考えてよいでしょう。重量だけではなく、長さや嵩が決まっている場合もありますので、事前に梱包材を含めた重量や大きさがどの程度になるか調べておくとういでしょう。

注意すべき点

食品衛生法や薬事法などの対象品目で、届出や免許が必要とされる商品を輸送する場合には、事前に関係省庁等に提出すべき書類を準備しておく必要があります。国際宅配便業者によっては、食品衛生法や薬事法の手続きが必要な商品を取り扱わないことがあります。そのほかの非取扱品目として、動物、植物、生鮮品等が挙げられますが、詳細は各国際宅配便業者にご確認ください。

輸送保険

国際宅配便には保険を付保することができます。保険料の計算方法は
 $(\text{運賃} + \text{貨物の申告金額}) \times 1.1 \times 0.01 = \text{保険料}$

一般的に、保険金額は貨物申告金額の10%割り増し金額を付保します。ただし、各宅配便業者により違いがありますので、利用する宅配便業者にお問い合わせください。

着払いサービス

国際宅配便業者によっては、事前にアカウントサービスを登録しておけば、運賃着払いサービスを利用できる場合もありますので、活用すると便利です。

関連情報

DHL	http://www.dhl.co.jp/
FedEx	http://www.fedex.com/jp/
UPS	http://www.ups.com/asia/jp/jpnindex.html

73 貨物輸送について教えてください。

A 73

貨物輸送には、海上貨物輸送と航空貨物輸送があります。海上貨物輸送で使用されているコンテナには、20フィートと40フィート・コンテナがあり、航空貨物輸送は機種により使用できるパレットやコンテナサイズと容量が決まっています。

混載サービス

定期船の荷物引き受けはコンテナ単位です。小口輸入で嵩の張る荷物あるいは重量があり、国際宅配便等の利用が困難な荷物については、同じ仕向地の小口荷物を集めてコンテナ単位になるように混載するサービスを利用することになります。

混載サービスを利用するには、定期船を配船する船会社自身が提供するサービスと、小口貨物を専門に集荷してコンテナ化する海荷混載輸送業者（コンソリデーター）に依頼する方法があります。このサービスは貨物量の多い主要港間で初めて可能になります。また、他の荷物との積み合わせになるので、梱包を厳重にしておくことが肝要です。

航空機輸送の場合も、混載輸送を扱う業者があります。

輸送業者などの情報

船会社、配船スケジュール、海貨混載業者の情報は偏在しており、一般の新聞・雑誌などでは入手が困難な状態にあります。荷物が海港に到着した時に、輸入通関手続きを依頼する通関業者に相談するのが一番の早道ですが、インターネットを利用したキーワード検索で、ある程度の情報は入手可能でしょう。輸送業界の専門紙を運営しているサイト、航空貨物運送協会（航空貨物の利用運送事業者の団体）やインターナショナル・フレイトフォワードーズ協会（国際複合一貫輸送事業者の団体）等のサイトには関連情報が掲載されています。商品の取引条件にもよりますが、FOB条件（本船渡）ならば、輸送手段方法を指定する権利は輸入者にあるので、入手する輸送情報を吟味し現地に指示することができます。CIF（運賃保険料込）条件では、輸送手段の選択は輸出者側にあるので、輸入者としては希望を述べるに止まります。

関連情報

(株)オーシャンコマース	http://www.ocean-commerce.co.jp
(社)日本通関業連合会	http://www.tsukangyo.or.jp
(一社) 航空貨物運送協会	http://www.jafa.or.jp/
(一社) インターナショナル・フレイトフォワードーズ協会	http://www.jiffa.or.jp/

Q 74

携帯品として輸入した商品を販売する 予定ですが、通関手続きは どのようにすればよいですか。

A 74

携帯品の輸入

海外旅行で購入し持ち帰ってきたお土産品や自己使用のための品物は、免税の範囲を超える場合であっても簡便な手続きによる通関が認められています。しかし、販売目的で輸入する場合は商業貨物となり、原則として一般の貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となります。ただし、他の法規制による手続きを必要としない日用雑貨等で、課税価格の合計額が30万円程度以下の荷物については、簡易な旅具通関が可能です。

輸入手続き

持ち帰ってきた商業貨物が他の法規制による手続きを必要としない場合、課税価格が30万円程度以下の場合は「携帯品・別送品の申告書」(C-5360)、インボイス等を提出し、関税及び消費税を支払って通関します。

輸入許可書の発給を希望する場合は、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」(C-5340)で申告を行うと、2通提出したうち1通が許可書として交付されます。書式は税関ホームページよりダウンロード可能です。事前に用意できなかった場合は、帰国後に税関に申し出てください。

30万円程度以上で旅具通関できない場合は、入国時の税関(旅具部門)で業務通関扱いの申告をします。保税業者を呼び、保税地域へ商品の搬入手続きを依頼し、商品の「搬入票」を受け取ります。その後、保税地域を管轄する税関で輸入申告を行います。

他法令、たとえば食品衛生法の手続きが必要となる場合も保税地域に預けます。(保管料が必要になります)食器の場合は、厚生労働省検疫所に「食品等輸入届出書」を提出します。鉛やカドミウムの溶出基準に適合していることなどの審査を受け、場合によっては、実際に検査を受けることもあります。検査の場合、税関に「見本持ち出し」の申請をして、検査用のサンプルを厚生労働省登録検査機関に採取してもらい、分析検査を受けることとなります。食器の深さや容積により規格基準が異なります。食品衛生検査に合格すると、届出書に「届出済印」と「届出受付番号」が交付されるので、この書類を添えて輸入通関手続きを行います。

なお、検査を含む通関に伴う手続きを業者に依頼することも可能です。

(⇒ 食器の輸入については、Q43参照)

関連情報

税関(関税法関係C様式)……………http://www.custom.go.jp/kaisei/yousiki/form_c.thm

75 通関業者のを見つけ方を教えてください。

75

貨物で輸送を行う場合は、日本の海港や空港に荷物が到着後、通関を行ってからでないと手元に受け取ることはできません。通関手続きは個人でも可能ですが、一般的には通関業者（＝乙仲）に依頼して代行してもらいます。どの通関業者に依頼するかについては、輸送後そのまま一貫して輸送会社と提携している通関業者に業務を依頼するケースが多いのですが、輸送会社が海港や空港までの輸送しかなかったりするのであれば、輸入者自身が通関業者を見つけなくてはなりません。

通関手続きについて

海外から到着する貨物は、すべて通関という法律上の手続きを経ないと、ご自身の手元に引き取り、自由に使用・処分をすることができません。この通関手続きは、本来は荷受人が行うものですが、そのための専門的な知識を要求され、さらに税関に出向いて申告を行う必要があるなど時間もかかるため、通関業者に代行を依頼するのが一般的です。

通関業者の探し方

通関業は税関事務所単位の免許業種で、通関士という国家資格を有する従業員にだけ手続き代行が認められています。通関業者は税関単位の会組織を持ち、その全国組織は(社)日本通関業連合会です。通関業者のリストは同連合会ホームページ掲載の「通関業者検索システム」というデータベースで検索可能です。都道府県、取扱品目で絞り込むことができます。

通関という業務は、依頼された貨物をどのように扱うか、物流構築とも密接に関連しています。通関業者は国内トラック輸送業、倉庫業などを兼ねているのが通例で、国内外の物流に関して豊富な知識を有しています。目安として、全国展開している貨物輸送業者を考えてください。これらの輸送業者は例外なく、成田空港など主要空港に通関部門を有していると考えられますので、各地の営業所経由で問い合わせしてみる方法もあります。

関連情報

(一社) 日本通関業連合会…………… <http://www.tsukangyo.or.jp>

76

フォワーダーとは
どのような役割をしている業者のことですか。

76

フォワーダーの定義

在来船が主流の時代では、乙仲とか海貨業者という呼ばれ方が一般的でしたが、コンテナ船や航空貨物の普及につれて、フォワーダーという呼ばれ方が一般的になってきました。広い意味でのフォワーダーとは、国際輸送される貨物を荷主に代わって取り扱う、海運貨物取扱業、航空運送代理店業、通関業、貨物自動車運送業、利用運送事業（混載業）、倉庫業、海運仲立ち業などの総称です。狭義の意味では、海運貨物取扱業や利用航空運送事業（混載業）を指します。もともと、港には様々な業種があり、それぞれの役割を担っていましたが、近年、それぞれの業者が他の業種も行うようになってきました。例えば、倉庫業者が通関業も手がけたり、通関業者が運送業にも進出したりしています。

フォワーダーの役割

国際物流の上では、輸出業者をシッパーと呼び、輸入業者（荷主）をコンサイニーと呼びます。船会社や航空会社はキャリアーと呼ばれています。そして、フォワーダーはシッパーから荷物を預かり、輸出通関を代行し、キャリアーへ貨物を預けます。また、輸入地では、フォワーダーはキャリアーから貨物を引き取り、コンサイニーに代わり輸入通関を行い、貨物の引き渡しを行います。特に、港では、さまざまな業者が関わっているので、通常は1社だけで貨物の荷捌きや通関などをまかなえるものではありませんが、輸出者や輸入者は1社のフォワーダーに通関と荷捌きの依頼をすることになります。フォワーダーは、自社で行えない業種については、他社との提携により、輸出者や輸入者に委任された通関や港や飛行場での荷捌きを遂行することになります。

また、海運では利用運送事業者は船荷証券（B/L）を、航空便では利用航空運送事業者（混載業）は航空貨物送状（AWB）を自ら発行することができます。キャリアーが発行するMaster B/LあるいはMaster AWBに対して、それぞれHouse B/L あるいはHouse AWBと呼ばれています。

関連情報

（一社）国際フレイトフォワーダーズ協会…………… <http://www.jiffa.or.jp/>



少量の輸入なのですが、 輸送費を安くする方法はありますか。



小口荷物を国際輸送する方法として

- ① 郵便物 — 航空便（EMS（国際スピード郵便）通常小包）、SAL便、船便
- ② 国際宅配便
- ③ 航空貨物 — 混載扱い、単独輸送
- ④ 海上貨物 — 混載輸送

などがあり、輸送する商品の性質・数量などを勘案していずれかの方法を選択します。

国際輸送の荷物は輸出入通関手続きが必要です。①および②の輸送方法では、この手続きは郵便事業株式会社通関交換支店あるいは宅配便業者によって行われ、受取人宛てに配送されますので手間が省けます。③および④の方法では、輸入通関手続き、国内配送を通関業者に依頼して処理することになりますが、受取人が自身で行うこともできます。なお、④の方法では、海上運賃は通常容積トン（1 m³）で設定されています。最低料金も1容積トンなので、容積が小さな貨物の場合は運賃が割高になる可能性があります。

輸送に関係する費用の計算

国際輸送の運賃を含む費用の算出には種々の要素を勘案することが必要で、簡単ではありません。①および②では、日本までの運賃のほか、輸出入通関手続き費用、受取人宛ての配達費用まで含んだ料金設定なので、輸入する商品の個装ごとの重量・容積、荷物の数が判れば、料金表から簡単に算出できます。しかし③および④のケースでは、海上運賃あるいは航空運賃のほかに、通貨変動時や石油の値上がり時などにCAFやBAFといった割増料金が付いたり、港や空港での通関手数料やコンテナフレートステーションなどでの貨物の荷捌きのための費用がかかってきます。事前に委託先の通関業者から見積りを取っておく必要があります。およそ、貿易取引では商品の代金も必要なデータですが、貨物の大きさ（容積）と重量が必要不可欠のデータになります。商品単位当たりの総費用比較で、いずれが有利かを判断してください。

CAF：Currency Adjustment Factorの略 通貨変動割増の意味。海上運賃における割増運賃の一つ。

BAF：Bunker Adjustment Factorの略 燃料油割増の意味。燃料価格の変動を調整する。

壊れやすいものの輸送

陶磁器製品やガラス製品など壊れやすい製品の発送には、厳重な梱包をしてもらうことが大切です。しかし、①の郵便物はお勧めできません。郵便物の輸送は通常郵袋によっており、郵袋の内容物が不明のため、丁寧な取り扱いが期待できないからです。その他の輸送方法では「取扱注意」（Handle with Care）の添え書き、国際注意ラベルの添付で注意喚起が可能です。しかし、万全ではありませんので、保険料率は高くなりますが、輸送保険は必ず手配しましょう。

78

海外の業者から発送の際にアカウント
ナンバーを知らせるように言ってきましたが、
これは何のことですか。

A 78

国際宅配便の着払い

アカウントナンバーは、おそらく国際宅配便の運賃着払いサービスを利用する際に必要となる番号のことと思われます。小口で輸入する場合には、国際宅配便を利用すれば迅速かつ簡便な輸送が可能になります。また、現在では、複数の国際宅配便会社が海外からの宅配便輸送にも、輸送料の着払いシステムを導入しています。このシステムを利用すれば、輸送料金に関して取引先の海外業者の手を煩わせることもない上、料金の内訳を明確に知ることができます。ただし、利用にあたっては、国際宅配便会社に事前に登録し、アカウントナンバーを入手する必要があります。詳細については、各国際宅配便会社にお問い合わせください。

79

海外業者との取引で貿易条件がEXWとなっていますが、どのような輸送方法を手配すればよいですか。

79

EXW条件

貿易条件について、国際商工会議所が制定した解釈の基準（ルール）、すなわちインコタームズの一つです。広く世界中の貿易取引において使用されており、インコタームズの中ではEXW条件とは工場渡を意味しています。この条件は売主が輸出国内の自己の工場などで物品の引渡しを行うものです。

EXW条件では、輸入者は売主である輸出者の工場などで商品を引き取り、輸出通関、輸送、輸入通関などすべての手配を行い、費用を負担しなければなりません。通常、引き取りから輸入通関までの一連の手続きや輸送は、これらの業務を一貫して行うフォワーダーに依頼し、代行してもらいます。ただし、小規模輸入の場合には、国際宅配便を利用すると便利です。国際宅配便の会社では、運賃着払いサービスを提供している会社もあります。輸出者の工場からの引き取り、輸出通関、輸送、輸入通関、国内配送までのドア・ツー・ドアの業務を着払いサービスで行うとスムーズでしょう。

EXW条件の発注でも、輸出通関を売主の名前で行う場合は、インボイスを発行してもらうことが大切です。

注意すべき点

一貫輸送を利用するのであれば、現地に支店や営業所がある国際宅配便会社を手配する必要があります。宅配会社の現地支店から輸出者である海外の業者の出荷場所に集荷を行わなければならないからです（貨物のpick-up）。したがって、集荷日や梱包状態について海外の業者から事前に情報を入手し、フォワーダーにそれらの情報を知らせておかなければなりません。また、海外の業者に対しても、輸送の手順や方法、集荷をする輸送会社名等の情報を事前に知らせておく必要もあります。

国際宅配便の運賃着払いサービスを利用する場合は、日本で国際宅配便の会社からアカウントナンバーを取得し、その番号と国際宅配便会社名を海外の輸出者に通知します。海外の輸出者が最寄りの国際宅配便会社にこのアカウント番号を通知すれば、宅配便会社が荷物の輸送を引き受けることとなります。ただし、輸入者が指定した宅配便の会社とは取引が無いことを理由に、輸出者が他の国際宅配便会社を指定してくることもあります。

80

関税率を調べるには
どのようにしたらよいですか。

A 80

実行関税率表

輸入品の関税率は、実行関税率表で一覧することができます。実行関税率表の品目はHS条約の品目表（HS）に従って分類されています。HSは、部、類、項、号という区分で分けられています。最初の6桁は世界共通で、7桁以降は各国に委ねられています。この分類番号を税番、HS番号と呼びます。税率欄には、基本税率、協定税率、特惠税率、暫定税率が掲載されています。

実行関税率表は税関ホームページで閲覧することが可能です。

税関への問合せ

関税率表の分類方法は、材質、形状などを基準に分類されており、この表から輸入する商品の税率を判断するのは難しいかもしれません。そこで、税関の「事前教示制度」を利用して調べることをお勧めします。商品の本格的な輸入前に、商品の素材や用途などの情報を相手の業者から入手し、最寄りの税関に問い合わせ、回答を得るとよいでしょう。（関税分類の事前教示制度）。この制度を利用すれば、輸入申告時に貨物の税番、関税率などが判明しているため、早期に貨物を引き取ることが可能です。

税関への問い合わせの方法として、下記のものがあります。

- ① **口頭** : 口頭による（電話問い合わせ等）税関への照会が可能です。輸入申告の際に参考情報とされるだけで、尊重はされません。
- ② **Eメール** : 税関のホームページ上の事前教示紹介用メールアドレスに「事前教示に関する照会書」を参考に、必要事項を記載してメールを送付する方法です。口頭によるものと同じく、輸入申告の際に参考情報とされるだけで、尊重はされません。
- ③ **文書** : 「事前教示に関する照会書」に記載して税関へ照会すると、「事前教示回答書」が交付されます。この回答書の有効期間は3年間です。これを輸入申告時に添付すると、関税率や番号が輸入審査上尊重されます。

関税は、輸入相手国、品目により適用される税率が決定されますので、事前教示を受ける際には、具体的に輸入相手国、品目（素材も含む）を正しく伝えることが必要です。

関連情報

財務省税関 <http://www.customs.go.jp/>



81 特恵関税とはどのようなものですか。適用を受けるにはどのようにしたらよいですか。

81

特恵関税について

特恵関税制度は、開発途上国を原産地とする特定の輸入品に、一般の関税率より低い税率を適用することによって、開発途上国の工業化と経済発展の促進を援助するという国際的途上国支援制度のことで、特恵関税制度の適用を受けるには、次のような手続きが必要です。

- ① メーカーから商品・製品を買う場合は、原産地の税関又は権限を有する商工会議所等が発行する原産地証明書「一般特恵制度原産地証明書様式A (Form A)」のオリジナルを入手する。
- ② 日本での通関の際、輸入申告書や他の通関用書類にそのForm Aを添付し、税関へ提出する。
ただし、流通業者から商品を買う場合は、流通段階では素材の原産国確定が困難なため、公的機関からForm Aを入手するのは不可能な場合があります。

提出省略の場合

商品の代金、運賃、保険料の合計額（CIF）が20万円以下の場合は、Form Aがなくても特恵関税率の適用を受けることができます。税関で、領収書や支払いの際のクレジットカード利用控えなどの提示を求められることがありますので、大切に保管しておいてください。

商品の種類又は形状により原産地が明らかである品目については、提出が必要でない場合もあります。特恵関税適用国からの輸入をする場合には、事前に税関にご確認ください。

なお、経済連携協定（EPA）が結ばれている国・地域からの輸入については、二国間の税率が優先されますので、事前に輸入する商品がその対象かどうかを調べ、適切な原産地証明書を相手に要求する必要があります。（平成24年7月現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、アセアン全体、スイス、ベトナム、インド、ペルーとEPAを締結）

関連情報

財務省税関…………… <http://www.customs.go.jp/>

82 簡易税率について教えてください。

82

少額輸入貨物に対する簡易税率

課税価格の合計が10万円以下の少額輸入貨物（一般輸入貨物及び国際郵便物、国際宅配便）には、より迅速な課税処理のため、一般の税率ではなく「少額輸入貨物に対する簡易税率」が適用されます。この税率は6区分の税率に分けられていますが、品目によっては一般税率の方が簡易税率よりも低い場合もあり、輸入者が希望すればその輸入貨物全部について一般税率を適用することもできます。ただし、部分的な適用はできません。

また、①関税が無税又は免税になるもの ②犯罪に関わる貨物 ③国内産業への影響を考慮し簡易税率を適用することが適当でないもの（ミルク、クリーム等、豆、穀物、食肉調整品、革製品、履物、ニット製品など）には、簡易税率は適用されません。この場合は一般税率が適用されます。

少額輸入貨物に対する簡易税率表（関税定率法第3条の3関係）

番号	品目〔具体的な品目例〕	関税率
1	アルコール飲料 (1) ワイン (2) しょうちゅう等の蒸留酒 (3) ワインクーラー、清酒、りんご酒等	¥70/L ¥20/L ¥30/L
2	(1) トマトケチャップその他のトマトソース及びアイスクリームその他の氷菓 (2) なめし又は仕上げた毛皮（ドロップスキン）及び毛皮製衣類、衣類 附属品その他の毛皮製品	20%
3	(1) コーヒー及び茶（紅茶を除く。） (2) ゼラチン及びにかわ (3) なめし又は仕上げた毛皮（ドロップスキンを除く）	15%
4	(1) 動物（生きているものに限る。） 肉及び食用のくず肉 魚及び甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性 生産品 (2) 食用の野菜、根及び塊茎 (3) 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 (4) しょうが（一時的な保存に適する処理をしたものに限る。） (5) 食用の海草その他の藻類	10%

番号	品目〔具体的な品目例〕	関税率
4	(6) 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 糖類及び砂糖菓子 ココア及びその調製品 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 (7) 各種の調製食料品 (8) くえん酸等 (9) 竹製のくし (10) わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 (11) 絹織物 (12) その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物 (13) メリヤス編物及びクロセ編物 (14) 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	10%
5	(1) 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉 (2) 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう (3) 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 (4) 有機化学品（くえん酸等を除く。） (5) なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品 (6) 各種の化学工業生産品 (7) プラスチック及びその製品 (8) 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 (9) 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 (10) 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 (11) ガラス及びその製品（ガラス製のビーズ等を除く。） (12) 銅及びその製品 ニッケル及びその製品 アルミニウム及びその製品 (13) 鉛及びその製品 (14) 亜鉛及びその製品 (15) 卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 各種の卑金属製品 (16) 家具、寝具、マットレス等 (17) がん具、遊戯用具及び運道具並びにこれらの部分品及び附属品	3%



Ⅲ. 貿易実務編～4. 関税

番号	品目〔具体的な品目例〕	関税率
6	(1) 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） (2) 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント (3) 医療用ジェル (4) ゴム及びその製品 (5) 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 (6) 陶磁製品 (7) 鉄鋼 (8) 鉄鋼製品 (9) すず及びその製品	無税
7	前各号に掲げる品目以外のもの	5%

ただし、次のものについては、簡易税率によらず一般の商業貨物と同様の税率が適用されます。

1. 関税が無税又は免除されるもの
2. 犯罪に係る貨物
3. 本邦の産業に対する影響等を考慮して、簡易税率によることを適当としない貨物（下表）

主な品目例	
(1) ミルク、クリーム等	(12) 石油
(2) 雑豆	(13) メントール
(3) 穀物	(14) 原皮・革
(4) 穀粉等	(15) 革製品
(5) 落花生及びこんにゃく芋	(16) 繭・生糸
(6) 豚肉及び牛肉の調製品	(17) ニット製衣類
(7) ココア調製品	(18) 履物
(8) 穀粉・穀物の調製品	(19) 身辺用細貨類（卑金属製以外）
(9) 調製食料品	(20) 革製の携帯用時計バンド
(10) たばこ	(21) 革製の腰掛けの部分品
(11) 精製塩	

携帯品・別送品に対する簡易税率

一方、日本へ入国の際に持ち込んだ携帯品や別送品については、「携帯品・別送品に対する簡易税率」（こちらの簡易税率は消費税を含んだもの）が適用されます。ただし、一般税率の適用を受けた方が税率が低い場合も多いので、事前に調べておくといでしょう。

携帯品・別送品に対する簡易税率表（関税定率法第3条の2）

関税と消費税等内国消費税を合わせた税率。
ただし、アンダーライン部分は租税特別措置法に基づく酒の特例税率

品名	税率
1. 酒類	
(1) <u>ウイスキー、ブランデー</u>	500円/ℓ
(2) <u>ラム、ジン、ウォッカ</u>	400円/ℓ
(3) <u>リキュール、しょうちゅうなど</u>	300円/ℓ
(4) その他のもの（ワイン、ビールなど）	200円/ℓ
2. その他の物品（関税が無税のものを除く）	15%

（たばこ税及びたばこ特別税）	
紙巻たばこ	1本につき 11円

また、腕時計、ゴルフクラブ等関税がかからない品物には消費税及び地方消費税がかかります。
ただし、次のようなものは簡易税率が適用されず一般の関税と消費税等がかかります。また、米については納付金の納付が必要となります。

- * 1個又は1組の課税価格が10万円を超えるもの。
- * 米
- * 食用ののり、パイナップル製品、こんにゃく芋、紙巻たばこ以外のたばこ、猟銃。
- * 品物の全部につき簡易税率の適用を希望しないとき。

（関税定率法第3条の2、関税定率法施行令第1条の2、租税特別措置法第87条の5、第88条の2、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第3項）

関連情報

財務省税関..... <http://www.customs.go.jp/>



Q 83 関税割当制度について教えてください。

A 83

関税割当制度とは

一定の輸入量までは無税または低い税率（一次税率）の関税を適用し、需要者に安価な輸入品を提供する一方、それを超える輸入分については高い税率（二次税率）を適用し、国内生産者の保護を図る二重税率の制度です。

適用対象品目は、平成23年度現在、革靴、ナチュラルチーズ、とうもろこし、麦芽、雑豆、でん粉など20品目29枠で、国内産業を保護する観点から選ばれています。

割当を受けるには

関税割当の品目等の公表は、経済産業公報及び経済産業省・農林水産省ホームページ、ジェトロ通商弘報に掲載されます。割当の適用を受けたい場合には、品目の種類によって、経済産業大臣もしくは農林水産大臣宛てに、「関税割当申請書」を提出・申請します。申請を行うには、既に事業を行っており、加えて過去に決まった額の輸入取引を行っている事業者などの条件がありますので、管轄の省庁のホームページ等で確認が必要です。

このほか、EPA締結国との間での関税割当制度があります。現在、メキシコ、フィリピン、チリ等の国々との特定品目に関し、関税割当が採用されています。

関連情報

経済産業省（関税割当制度）…………… http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/tariff/page2.htm

84 適用税率の決め方について教えてください。

84

関税率は、輸入する商品の種類と、その原産国によって決定されます。実行関税率表の品目はHS条約の品目表（HS）に従い、商品の種類、用途、素材等により分類されています。特に、衣類や靴等は、素材やデザインによって関税率が異なりますので、注意が必要です。

税率は原則として、特惠税率、協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先適用されます。ただし、特惠税率は法令で定める要件を満たす場合に限られ、協定税率は、暫定税率又は基本税率よりも低い場合に適用されます。その他に「経済連携協定」EPA税率があります。これは日本とEPAを締結している国を原産国とする物品について、他の税率に優先して適用されるものです。

上記は基本的な考え方ですが、輸送方法によっては、簡易税率が適用される場合があります。

(⇒ [簡易税率については、Q82参照](#))



小規模な輸入取引には主にどのような決済方法が用いられていますか。

A 85

輸入取引において様々な決済方法がある中で、小規模な取引では以下のような決済方法が主に使われています。

決済方法	手続き	手数料
国際クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> 相手の会社に注文書フォーマットがある場合には、注文書に①カード会社名②カード番号③有効期限④署名を記載してFAXもしくは郵送する。 ウェブサイトから注文する場合には、決済のページにセキュリティが設置されているかを確認してから要求される項目（カード会社名、カード番号、有効期限、カード所有者名等）を記入して送信する。セキュリティがない場合には、FAXで送付。 	為替レートに1%前後上乗せ。
銀行から国際送金	<ul style="list-style-type: none"> 自社の取引銀行から相手の会社の取引銀行あてに送金を指示する。 	銀行によって異なるが、約3,000円位から。
ゆうちょ銀行から国際送金	<ul style="list-style-type: none"> 為替証書を送付する「住所あて送金」と、受取人の銀行口座や郵便振替口座へ入金する「口座あて送金／口座間送金」がある。 	送金金額に関わらず一律2,500円。 米国あてのみ2,000円。



86 展示会で買付けをする際によく利用される決済方法は何ですか。

86

海外の展示会、特に欧米では主に国際クレジットカード（VISA、MASTER等）が使われることが多いようです。クレジットカードには利用限度額がありますので、渡航する前にカード会社に限度額の確認をしておきます。海外での利用については、事前に申告しておけば利用限度額を引き上げてくれる場合もありますので、カード会社に相談してみましょう。

アジア地域の展示会では、クレジットカードが利用できず、商談の際に現金での前払いということもあります。この場合には、商品代金の一部を前金として支払い、残金と輸送費用は商品が日本に届いてから相手の会社の銀行口座に振り込むという条件で、相手と合意することもあるでしょう。

そのほか、海外ではアウトレットモールやフリーマーケットで買付ける場合がありますが、このような場合には現地通貨での現金払いが多いようです。

日本から100万円以上の現金、小切手、有価証券を持ち出すには、出国の際に税関に「支払い手段等の携帯輸出・輸入届出書」を提出します。帰国時に100万円相当額以上の現金等を持ち込む場合も、同じ手続きが必要です。

訪問国によっては、持ち込める現金の上限が設定されていたり、入国の際に申告が必要な場合がありますので、事前に確認しておきましょう。



87

オンラインショップを通じた取引の際によく使用される PayPal とはどのようなものですか。

87

PayPalは、オークションサイトeBayの子会社が提供しているオンライン決済サービスです。金銭の授受を仲介し、取引先にカード番号や口座番号を知らせることなく送金・入金を行うシステムです。

もともとはオークションなど個人間での支払いを円滑に行う目的で作られ、通販業者が多い米国を中心に普及しています。日本では、銀行からの海外送金手数料が高いため、オークションの決済費用、個人間の取引や留学生への仕送りなどに多く利用されています。

PayPalを利用した送金の方法は、次の通りです。

- ① アカウントに登録する。
- ② クレジットカード番号を登録する。
- ③ 送金先のメールアドレスを指定して、PayPal口座から送金を行う。

アカウントには2種類あります。

パーソナルアカウント：ショッピング用のアカウントです。

ペイパルを利用して支払いはできますが、支払いの受け取りはできません。

ビジネスアカウント：ビジネスをする方用のアカウントです。

ペイパルを利用して支払い、および支払いの受け取りができます。

PayPalサイトによれば、PayPalで代金を支払ったにもかかわらず商品が届かなかったり、商品が著しく説明と異なっていた場合、PayPalが一定条件の下で補償を行うプログラムを開始したとのこと。

関連情報

- PayPal..... <https://www.paypal.com/us>
- PayPal 日本語サイト..... <https://www.paypal.com/j1/>

88

L/C 決済、D/A、D/P における注意点を教えてください。

A 88

L/Cとは

L/C（信用状）とは、輸入者より依頼を受けた取引銀行が、輸出者に対し、輸入者に代わり輸出代金の支払いを約束する支払確約書です。輸出者がこの信用状を入手すれば、たとえ遠く離れた外国にいる、あるいは初めての取引先であっても、銀行が代金支払いを確約してくれるので安心して貨物を輸出することができます。また輸入者にとっても、輸入ユーザンスを受けられるので、輸入代金決済の資金負担の軽減につながります。

ただし、輸出者は信用状の条件通りに書類を作成しないと支払いを拒絶されたりするため、書類作成には十分な配慮が必要で、貿易実務に対する相応の知識や経験が要求されます。また、銀行にとっては与信行為となるため、銀行もすべての輸入者に対して簡単に信用状を開設するわけではなく、輸入者にはそれなりの資金力や担保力が要求されます。

このL/C取引では、輸出者は船積み後B/Lを入手し、その他の船積み書類を作成、荷為替手形を振り出し、取引銀行へ手形の買い取り依頼を行うと、書類上に瑕疵がなければ輸出代金を受け取ることができます。B/Lを含む船積み書類は、銀行を経由して輸入者に届きます。書類が到着すると、輸入者は、決済をするか、ユーザンスを受けて期日に支払う約束をし、B/Lを含む書類を入手し、貨物を引き取ることとなります。

D/A、D/P決済について

信用状無しの取引でも、D/AやD/P決済については、船積み書類（この場合も荷為替手形が振り出されます）は銀行を経由して輸入者へ送られます。信用状の代わりに当事者間の契約書により条件が定められますが、書類を銀行に差し入れ、通常は代金の取り立てを銀行に依頼します。

D/Aとは Documents against Acceptanceの略で引受け渡しのこと。期限付きの荷為替手形と船積み書類が輸入者の銀行に到着すると、輸入者は手形の期日に支払うことを引き受けて船積み書類を入手し、B/Lを船会社に呈示して輸入貨物を受け取る事になります。

D/Pとは Documents against Payment支払い渡しのこと。書類が到着すると輸入者は決済をし、船積み書類を受け取るという方法です。

COLUMN

輸入ユーザンス：

輸入貨物の代金支払いを一定期間猶予することです。
輸入金融を誰が行うかによって、下記のように分類されます。

1. シッパーズユーザンス：輸入業者が海外の輸出業者から直接信用供与を受けて、輸入貨物代金の支払猶予を一定期間認められているもの。
2. 銀行ユーザンス
 - ：① 本邦ローン（自行ユーザンス）
 - ……信用状発行銀行等の我が国の銀行が対外的な決済を行う一方、輸入者には一定期間支払いを猶予するもの。
 - ② 外銀アクセプタンス
 - ……信用状に基づき、振り出された期限付き為替手形をその支払い人である外国の銀行が引き受けることにより、支払いが猶予されるもの。

89

為替リスクを回避するために、外国銀行の口座を通じてドル決済することは可能ですか。

A 89

ドル建て取引

ドル建てでの決済は可能です。また、輸入取引と並行し、他の業者とのドル建ての輸出取引があれば、ドルでの入金ドル口座に保有し、現在の取引業者への決済に当てることにより為替リスクは回避されます。

円がドルに対して強くなれば（円高）、輸入する側にとっては有利になりますが、円がドルに対して弱くなると（円安）、輸入原価に直接響いてきます。このようなリスクを回避するには、ドルの先物を予約する方法が一般的です。そのためには、取引ごとの輸入原価計算書を作成して、採算点がいくらであるかを把握することが必要です。採算が合うのであれば、その時点で予約をしてしまいます。為替による儲けは期待できませんが、商売としてはこの時点で利益を確保できます。

また、円高に向かっている時にはある程度様子を見る、円安に向かえば予約する、といったやり方も、採算点を把握していれば可能になってきます。ただし、外国為替についてはあまり深追いしない方がよいようです。為替ディーラーとしてではなく、あくまでも貿易業者として外国為替と付き合うことが大切だと思われます。

円建て取引や相殺勘定

円建ての取引にしてもらえれば、日本側の企業にとっては為替リスクを回避することができます。アジア諸国との取引の場合、円建て決済も多く見られるようです。ただし、輸出業者が為替リスクを被ることになり、円安が進めば採算が合わなくなり、商品の値上げということになりかねません。

もし、相手の業者と相互に輸出入取引を行っているのであれば、相殺勘定で決済をすれば外貨での支払いが減るため、その分為替リスクも軽減されます。

90

海外の企業と新規の取引をするにあたり、前払いでの銀行送金を要求されています。前払いした後に商品が到着しない等のリスクを避けたいのですがどのようにしたらよいですか。

A 90

前払いのリスク

輸入取引において、前払いの送金で代金の全額支払いを確認してからでない、商品の輸出には応じないという条件を提示してくる海外の輸出業者は多々あります。輸出業者の立場からすると、商品を輸出し代金が回収できない等のリスクを避けるためにも、初めての取引相手に対しては、全額前払いの条件を提示してくることが考えられます。

一方、輸入者の立場にすれば、送金での前払いを取引条件にすると、全額を前払いしたにもかかわらず、商品が届かないという大きなリスクを負うこととなります。輸入者にしてみれば、商品を受け取ってから送金するか、カード決済などにするのが安全な方法といえます。特に初めての取引においては、輸出業者の信用性が判断できないので、代金の全額を前払いするのは避けた方がよいでしょう。また、決済のリスクを回避するために、例えば輸出業者が出荷した段階で運送送り状をFAXしてもらうなど、出荷を確認してから送金するのがよいでしょう。

解決方法

カード決済も厳密に言えば前払いですが、口座からの引き落としがあったにもかかわらず商品が届かない場合には、カード会社を通じて調査してもらうことも可能です。

また、相手の輸出業者がカード決済を使用せず送金を希望している場合には、前述したリスクを避けるためにも、相手の業者と交渉して商品代金の一部を前払いにし、残金は商品が到着してから支払うという条件にするのも一つの方法です。ただし、この場合送金が2回に渡るため、送金手数料は当然高くなります。

Q 91

**輸入ビジネスを個人事業を始めようと
考えています。
必要な手続きの概略を教えてください。**

A 91

個人事業の開始

まず初めに、手掛けたい商品の輸入販売に許可や届出が必要かどうかを調べましょう。本誌の品目別輸入手続きの項でご確認ください。

個人事業の開始には登記は不要です。開業の日から1ヶ月以内に「個人事業の開廃業等届出書」を所轄の税務署（国税：所得税管轄）に、「個人事業開始等申告書」を都道府県税事務所（地方税：事業税、住民税管轄）に提出します。

税金関連

事業主には、事業で得た所得に対して納める税金を自ら計算して申告し、納税する義務があります。毎日の取引を記帳し、1年間の収入と経費を計算し、確定申告を行いましょう。確定申告には、白色申告と青色申告の2種類があります。青色申告をする場合、現金出納帳、経費帳などの記帳（複式簿記による総勘定元帳でも可）が義務づけられます。手間がかかりますが、その一方で、最高65万円の事業所得が特別控除される他、赤字の繰越（3年間で限度）ができる、一定の要件を満たす家族従業員（青色専従者）に支払った給与を全額必要経費にできるといった特典があります。青色申告をしたい場合には、「青色申告承認申請書」を開業の日から2ヶ月以内に税務署に出します。

従業員を雇う場合

個人事業でも従業員を雇うことができます。その場合は、「給与支払い事務所等の開設届出書」を、給与支払い事務所開設の日から1ヶ月以内に税務署に出します。また、給与等を支払った場合の源泉所得税は、原則として徴収した日の翌月10日が納付期限となっています。ただし、給与の支給人員が常時9人以下である場合は「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出することにより、給与や退職手当、税理士等の報酬、料金から源泉徴収した所得税について、年2回にまとめて納付できるという特例制度を利用することができます。

他に必要となる手続きには、「労働保険関係成立届」、「青色事業専従者給与に関する届出書」、「社会保険の新規適用届」などがあります。

関連情報

- 東京商工会議所創業支援サイト……………<http://www.tokyo-cci.or.jp/entre/>
 中小企業基盤整備機構（中小企業ビジネス支援サイト）
 ……………<http://j-net21.smrj.go.jp>
 国税庁（タックスアンサー）……………<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>



92 法人にはどのような種類がありますか。

92

会社法

平成18年5月に施行された会社法では、株式会社制度と有限会社制度の統合、機関設計の柔軟化、株式会社制度の拡充、会計参与制度の導入、最低資本金の撤廃、合同会社の新設等が行われました。法人の種類としては、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等があります。

法人の種類

会社組織にするメリットは、①個人に比較し、法人にすることにより信用度が増す、②個人事業主は事業に対しすべての責任を負うのに対し、例えば株式会社の場合、出資者は自分の出資した金額の範囲で責任をとることとなるので、資金を集めやすい、③法人の税率での課税となり、必要経費も計上しやすい、等です。

それぞれの法人の概要は下記の通りです。

- **株式会社**：最も一般的に利用される会社形態で、知名度もあります。また、最低資本金制度が廃止され、資本金が1円でも設立が可能になるなど、1人で株式会社を設立することも容易になりました。また、複数の方が出資して事業を行う場合や出資する人と経営する人が別の場合等に、より適した会社形態であるともいえます。
- **合名会社**：もっとも組合に近い会社形態で、少人数で比較的小規模な事業を行うには適しています。直接無限責任を負う無限責任社員のみからなる会社で、旧法では、社員は2名以上必要でしたが、1名のみでも設立、存続が認められました。
- **合資会社**：小規模な事業を行うための会社形態で、合名会社との違いは、出資を限度とする責任のみを負担する有限責任社員と、無限責任社員からなることです。
- **合同会社**：会社法により新たにできた会社形態です。有限責任社員のみで構成され、かつ組織の内部自治を認める会社で、創業やジョイントベンチャーでの活用が期待されています。

設立の手続きについては会社の形態により異なりますので、関係機関にお問い合わせください。

関連情報

法務省（会社法）…………… <http://www.moj.go.jp/>

Q 93

**会社組織にして輸入ビジネスを
始めたいと考えています。
必要な手続きの概略を教えてください。**

A 93

株式会社を例に、会社設立の手続きの概略を説明します。

1. 創業メンバーの決定

発起人や設立時の取締役を決定します。取締役数は1人以上必要となっています。

2. 事業内容、会社名（商号）と所在地の決定

会社の事業内容や目的、会社名を決定します。事業内容や目的は後ほど定款（会社の組織や活動を定めて記載するもので、会社設立の書類の中で最も重要な文書）にも記載する必要があります。所在地は事業所の場所や経営者の自宅を本店とする場合が多いようです。

3. 定款作成と公証人認証

定款を作成し、商号（必要に応じて法務局での類似商号調査）や本店の所在地、目的（事業内容）、資本の総額などを記載します。目的は明確かつ具体的に記載しなくてはならないなど、いろいろな表現上の制限があります。定款は作成後、公証人による認証を受けます。

4. 出資金の払込・保管証明取得

取引を決めた金融機関に出資金を払込み、募集設立の場合は保管証明書を発行してもらいます。

5. 登記申請書類等の作成

設立登記申請の際には、登記申請書、発起人の同意書、取締役選任及び本店所在場所決議書、取締役の就任承諾書、取締役の印鑑登録証明書等の書類が必要となります。

6. 法人設立登記申請

登記申請書、上記5で作成した書類及び定款等を添えて、法務局に提出します。

7. 税務署への届出

会社設立の日から2ヶ月以内に①法人設立届出書を、3ヶ月以内又は第1期の決算日の前日のいずれか早い日までに②青色申告承認申請書を所轄の税務署に届出ます。本店所在地が東京23区内の場合は、15日以内に「事業開始等申告書」を都税事務所、東京23区以外の場合はおおむね1ヶ月以内に「法人設立等申告書」を都道府県税事務所と市町村役場に提出します。税金面では、法人税、法人住民税、事業税、場合によっては消費税がかかります。その他、社会保険や雇用保険関係の様々な届出書を年金事務所や公共職業安定所、労働基準監督署に速やかに提出しなくてははいけません。

設立や、設立後の手続に必要な書類や手数料は、会社の種類によって異なります。詳細は、登記に関しては法務局、公証役場、開業届に関しては税務署、社会保険関係の届出は年金事務所、雇用関係は公共職業安定所、労働基準監督署等にお問い合わせください。

関連情報

- 法務省（会社法）.....<http://www.moj.go.jp/>
- 日本公証人連合会.....<http://www.koshonin.gr.jp/>
- 日本年金機構.....<http://www.nenkin.go.jp/index.html>
- 厚生労働省（公共職業安定所＝ハローワーク）.....<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
- 厚生労働省（労働基準監督署）.....<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>

94

業種によっては開業にあたり 届出や許可等が必要と聞きましたが、 どのようなものがありますか。

94

主な許可や届出

開業にあたって許認可が必要な事業はたくさんあります。下記はそのごく一部です。資格を持っていなければ開業できないものや、許可をもらうのに時間がかかるものもあります。また、開業する地域や自治体等によって条件が異なる場合もありますので、必ず早目に確認し、余裕を持って準備しましょう。

業種	手続き	担当官公庁等
飲食店営業 食肉、魚介類等販売業 菓子、惣菜等製造業	食品衛生法に基づく許可	保健所
動物の販売を行う者 ペットショップ	動物愛護管理法に基づく登録	都道府県または政令市の窓口
リサイクルショップ アンティークショップ 古本屋 上記のネットショップ	古物営業法に基づく許可	営業所所在地を管轄する警察署に古物商許可を申請
化粧品の輸入販売	薬事法に基づく許可	営業所所在地の都道府県薬務課に化粧品製造販売業、化粧品製造業を申請
酒類販売	酒税法に基づく免許	税務署

(注)「古物」とは、使用されたもの、新品でも使用のため取引されたもの、またはこれらのものに幾分の手入れをしたもので、古物営業法施行規則で13品目に分類されています。自分が海外で購入したものを販売する場合や、自分の古着を販売する場合は、古物商許可は不要です。また、ネットショップで古物取引を行う場合は、URLを公安委員会に届け出ることになっており、その一覧は公安委員会のホームページに掲載されます。

Q28もご参照ください。

(⇒ 動物の輸入については、Q51 参照)

(⇒ 化粧品の輸入販売については、Q33 参照)

(⇒ 酒類の輸入販売については、Q12 参照)

Q 95

海外企業から日本へ食品を輸出したいので有効な販売チャンネルを教えてくださいとリクエストされました。国内の食品流通経路の概要を教えてください。

A 95

複雑な流通経路

日本国内での加工食品の流通は、従来から、いくつもの経路や仲介者を経て消費者に至る複雑な経路をとるといわれています。例えば、流通大手の店舗で販売したい場合には、まずその流通大手と取引のある食品卸売業者に納入することが必要になります。そして、小売業者や流通業者の店頭における製造業者の広報・宣伝などの販売促進の努力の結果、初めて店頭で品物を並ぶといったケースも少なくありません。

食品の流通における食品卸売業者の役割はたいへん大きいものとなっています。各製造業者から多種類の商品を仕入れて品揃えし、欠品なく安定して小売業者に供給し、物流面でも小売業者のニーズに応じて効率よく配送を行う等の機能があります。また、決済面でも小売業者から代金を回収することで、製造業者と小売業者双方の決済リスクを少なくしています。このような実質的な機能だけでなく、現在では小売業者サイドへは商品情報の提供や売り場の提案等、製造業者へは消費者ニーズの情報提供等を行う役目を果たしているケースもあります。

海外の企業が日本の食品市場に売り込みをする場合には、まず食品卸売業者に取引してもらうことを目標にすることがよいでしょう。毎年1回幕張メッセで開催される「FOODEX」は、日本における食品見本市としては最大規模のものです。このような見本市に出展して、食品卸売業者や食品製造業者と商談を行うことがたいへん重要となります。

日本の消費者志向

食品分野での日本の消費者志向は多様化が進んでいます。日常生活で和食から中華、洋食、エスニック等さまざまな種類の食品を取り入れるだけでなく、昨今では健康志向や食の安全への関心度が高いため、無添加食品、有機食品や保健機能食品等にまでニーズが広がっています。海外企業が現地で販売して好評な商品でも、味、色、容量、サイズ、添加物等が日本の消費者のテイストに合っていないければ、参入することはなかなか困難です。市場参入を決定する前に十分なマーケット調査を実施し、消費者のニーズとテイストに合った品物の研究・把握が必要です。



96

販売価格の設定をするにあたり 考慮すべきポイントを教えてください。

96

販売価格の設定

商品販売では、価格の設定は生命線となります。同種の商品の販売価格を調査し、ほぼ同程度なのか、価格帯に幅があるのかをまず知る必要があります。価格に大きな開きがあるとしたら、同種商品の品質、機能、素材、色の多様性などが背景となっている場合もあるでしょう。企業の戦略によっては、高価格帯の商品で多くの利益をあげるという事業計画になっているかもしれません。また、価格設定に忘れてならないのは、ターゲットである顧客層の感じる「値頃感」です。どんなに機能が優れていて高品質のものであっても、その顧客層にとって高値の花の価格設定では、店頭でのウィンドウショッピングの対象ではあっても購入までには至りません。

もちろん、仕入価格により販売価格が決まってきますが、販売ルートによっても違ってきます。輸入して直接小売販売するのか、他の小売店に卸売するのか、小売店や量販店などにある程度まとまった数量を販売するのかによって、仕入価格や販売価格、利益率も異なってきます。国内での販売価格（容量や容器を含め）を参考にして、販売計画（特に販売先や販売方法）を立て、資金計画や輸入原価計算などを基に小売価格を設定することになります。

商品代金以外の費用

ここで、輸入する場合の商品代金以外にかかる費用について考えてみます。貿易条件により異なりますが、FOBの場合だと、運送費と保険料がかかります。（CIFの場合は、商品代金に既に運送費や保険料が含まれています。）加えて、関税と消費税がかかります。原則的に、これらの費用は貨物が到着後すぐに支払うこととなります。特惠受益国に指定されている国からの輸入では、品目によっては輸出国政府機関により発行された原産地証明書（Form A）を税関に提出すれば、無税あるいは協定税率よりも安い税率が適用されます。関税は、輸入仕入れコストに大きな影響を与えるので、税関等で事前に調べておくといでしょう。

船での貨物輸送については、コンテナ1本サイズでの輸送が最も割安になりますが、その他には、通関手数料や港での作業料などが発生しますので、手持ちの資金と相談しながら決める必要があります。

自分で倉庫等を所持していない場合は、倉庫料、そして国内での配送料も計算しておきましょう。売り先により倉庫料や配送料なども当然異なります。大口へ売り込むのであれば保管期間も少なく済み、配送料も割安になります。小売に近い販売であれば、保管期間も長く、配送料も割高になり、さらに出荷の手配なども頻繁になります。上記のことを参考にしながら、利益と販売価格を決めることとなります。

Q 97

卸売りを中心に販売したいと思いますが、どのような事業展開をしたらよいですか。

A 97

卸売り事業の利点

小口輸入などの小規模海外取引で卸売り事業を展開することは、仕入れ規模や資金面から考えると、大規模な輸入を行っている企業に比べて困難な点が多いように思われます。

単価×売上数量で総売上高は決まりますが、売上数量が多いほど売上高が多くなるのは当然です。小口輸入では多品種多品目の商品を少量取り扱う業者は多いですが、ある特定の商品を大量に捌くことができれば、仕入価格や物流面でのコスト削減につながることは間違いありません。ポイントは、自分の得意な分野のある商品に特化し、取扱商品に特徴を持たせることです。そのためには、日本市場に合わせた商品作りやパッケージング、セールス・プロモーションなど、海外サプライヤーの理解と協力が必要になります。

資金について

また、売上増に比例して、資金面での自己負担も増加しますので、十分な資金の裏づけも必要になります。特に、輸入事業では商品仕入れ代金、関税、輸送費、在庫の負担など、輸出に比べて資金負担が大きいので、しっかりした資金計画を立てることが肝要です。



オンラインショップで販売するにあたり 契約成立の時期等について教えてください。



電子商取引及び情報財取引等に関する準則

ウェブショップのような電子商取引は従来とは違う商取引形態であるため、民法をはじめとする関係法律がどのように適用されるのか、解釈が明確になりにくい部分があります。そこで、経済産業省では指針として「電子商取引及び情報財等に関する準則」を設けています。

電子承諾通知が到達した時点

この準則によれば、ウェブショップのような電子商取引で契約が成立するのは「電子承諾通知が到達した時点」となっています。つまり、ウェブショップが消費者から注文メールを受け取り、ショップ側が注文を受けた旨の受諾通知メールを発信し、消費者にこの受諾通知メールが「読み取り可能な状態で」届いた時点が、契約成立時期となります。「読み取り可能な状態」とは、文字化け等していない状態のことを意味し、また「届いた時点」は相手のメールボックスに届いた時点を意味します。

最近では、消費者がオンラインで画面上の注文書に必要事項をインプットし、これを送信すると、店舗側から「注文を受け付けました」といった内容の画面が自動的に返信されるシステムを導入している場合も多く見受けられます。この場合、ショップ側からの受諾画面が表示された時点で、契約成立とみなされます。ただし、オンライン注文では、消費者が入力した内容に間違いがないことを確認できるよう、いったん「確認画面」を表示することが義務づけられています。

なお、インターネットを介したビジネスは未だ発展途上にあるため、今後の国際的なルールの状況、技術面での動向に応じて、この準則も適宜改正されていくものとされています。

関連情報

経済産業省商務情報政策局情報経済課「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」

..... http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/101008jyunsoku.pdf

Q 99

製造物責任法（PL法）について
教えてください。

A 99

製造物責任法

製造物責任法とは「製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造会社などに対して損害賠償を求めることができる」法律です。具体的には、製造業者等が、自ら製造、加工、輸入又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により、他人の生命、身体又は財産を侵害した時は、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任があることを定めています。また、製造業者等の免責事由や期間の制限についても定めています。輸入品においては、輸入業者が製造業者と同様の責務を負うこととなっております。

同法では、製造物を「製造又は加工された動産」と定義していますので、不動産、未加工農林畜水産物、電気、ソフトウェアといったものは対象外となります。また、欠陥による被害がその製造物自体の損害に止まった場合であれば、この法律の対象になりません。このような損害については、現行の民法に基づく瑕疵担保責任や債務不履行責任等による救済が考えられます。

平成22年度の国民生活センターおよび全国の消費生活センター等が収集した製品関連事故に係る相談件数は12,402件、製造物責任訴訟の提訴件数は142件（国民生活センターが平成23年8月までに収集した分）となっております。相談件数のうち、生命、身体に被害が及んだ相談の製品別の件数トップは化粧品で、財産被害では空調・冷暖房機器でした。

輸入業者の役割

輸入事業者としては、安全性に一層の注意を払い、努力することが重要です。仕入先の海外の輸出業者から製品に関する情報を事前に入手しておくことは当然ですが、製品が到着してから国内市場に出荷する前に、事業者として品質管理や検品等の義務を果たす必要があります。また、表示や取扱説明書、アフターケアの充実により、製品販売後の被害の発生・拡大の防止に努めることも大切です。

事業者としては、PL保険に加入することも対策の一つとして考えるべきでしょう。中小規模の事業者の場合、各地の商工会議所や商工会を通じて団体PL保険に加入することもできます。詳細は各地の商工会議所や商工会の窓口でご相談ください。

関連情報

消費者庁「製造物責任法（PL法）」について………<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/pl-j.html>
日本商工会議所（Web 商工会議所一覧）………http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me_list99open.asp




消費生活用製品安全法について 教えてください。

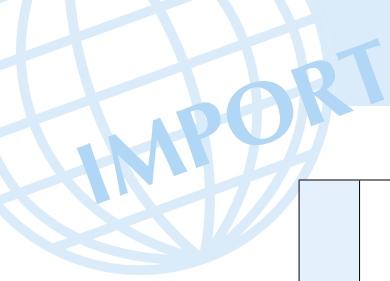


消費生活用製品安全法は、「消費生活用製品」による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るために、「特定製品」の製造および販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集および提供等の措置を講じています。「消費生活用製品」とは、“主として一般消費者の生活の用に供される製品”と定義されており、業務用として製造または輸入されている製品であっても、一般消費者がホームセンター等で容易に購入可能で、一般家庭でも使用できるような製品も含まれます。ただし、食品、船舶、自動車、医薬品等、他の法律による厳格な安全規制の対象になっている製品は除きます。


「消費生活用製品」によって「重大事故」が発生した場合、事故製品の製造・輸入事業者は、事故発生を知った日から10日以内に国に報告しなければなりません。国は、重大事故情報の報告を受け、一般消費者の生命または身体に対する重大な危害の発生および拡大を防止するために必要があると認めたときは、事故製品の名称・型式、事故の内容等を公表します。

消費生活用製品のうち、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼす恐れが多い製品については、国が定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できません。PSCマークを表示しなければならない品目には、技術基準への適合性についての自己確認及び自主検査の実施、検査記録の作成・保存が義務づけられている「特定製品」と、その中でさらに第三者機関の検査が義務づけられている「特別特定製品」があります。

特定製品 	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	内容積が10リットル以下のものであって、9.8キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限る。
	乗車用ヘルメット	自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。
	登山用ロープ	身体確保用のものに限る。
	石油給湯機	灯油の消費量が70キロワット以下のものであって、熱交換器容量が50リットル以下のものに限る。
	石油ふろがま	灯油の消費量が39キロワット以下のものに限る。
	石油ストーブ	灯油の消費量が12キロワット（開放燃焼式のものであって自然通気形のものであつては、7キロワット）以下のものに限る。



IV. 起業編～2. 販売

特別 特定 製品 	乳幼児用ベッド	主として家庭用において出生後24ヶ月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のを除く。
	携帯用レーザー応用装置(レーザーポインター等)	レーザー光(可視光線に限る。)を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。
	浴槽用温水循環器(ジェットバス)(24時間風呂)	主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大循環流量が10リットル未満のを除く。
	ライター	たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつていものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。

また、「消費生活用製品」のうち、経年劣化(長期間の使用に伴い生ずる劣化)により安全上支障が生じ、一般消費者の生命または身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められるものは、「特定保守製品」に指定されることになりました。

「特定保守製品」の製造・輸入事業者は、標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される「設計標準使用期間」、および経年劣化による危害の発生を防止するための点検を行うべき「点検期間」を設定し、点検に関する問い合わせ先等とともに製品に表示することなどが義務づけられています。

平成21年4月末現在、「特定保守製品」に指定されているものは、屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用およびLPガス用)、屋内式ガスふろがま(都市ガス用およびLPガス用)、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の9品目です。

製品事故を防ぐために、輸入事業者はまず消費者に安全な商品を提供することに留意すべきでしょう。万が一、輸入した製品が原因で事故が起きた場合は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に報告しなければなりません。

関連情報

経済産業省「消費生活用製品安全法」……………<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

卷末資料



1. 税関相談官連絡先一覧
 2. 厚生労働省検疫所／食品等輸入届出受付窓口一覧
 3. 農林水産省／植物防疫所一覧
 4. 農林水産省／動物検疫所一覧
 5. 通関業会一覧
 6. 国税局所在地及び管轄区域一覧
-

1. 税関相談官連絡先一覧

税関名	官署名	電話番号	住所
函館税関	業務部税関相談官	0138-40-4261	〒040-8561 北海道函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎内
	札幌税関支署	011-231-1443	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10 札幌第2合同庁舎内
東京税関	業務部税関相談官室	03-3529-0700	〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎内
	羽田税関支署 (旅客、手荷物)	050-5533-6962	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-4 CIQ棟内
	羽田税関支署 (航空貨物)	050-5533-6988	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-3 貨物合同庁舎内
	成田税関支署	0476-34-2128 ～9	〒282-8603 千葉県成田市古込字古込1-1 成田第2旅客ターミナルビル内
	成田航空貨物出張所	0476-32-6020	〒282-8603 千葉県成田市駒井野字天並野2159
	東京外郵出張所	03-5665-3755	〒136-0075 東京都江東区新砂3-5-14 郵便事業株式会社東京国際支店3F
	大井出張所	03-3790-6803	〒143-0001 東京都大田区東海4-1-10
横浜税関	業務部税関相談官室	045-212-6000	〒231-8401 神奈川県横浜市中区新港1-6-2 横浜第1港湾合同庁舎内
	大黒埠頭出張所	045-506-8313	〒230-0054 神奈川県横浜市鶴見区 大黒ふ頭15番地
	本牧埠頭出張所	045-625-5037	〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧埠頭2
	川崎外郵出張所	044-366-7766	〒210-0899 神奈川県川崎市川崎区南渡田町1-3 郵便事業株式会社川崎港支店1F
名古屋税関	業務部税関相談官室	052-654-4100	〒455-8535 愛知県名古屋市港区入船2-3-12
	清水税関支署	054-352-6117	〒424-8670 静岡県静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎内
	中部空港税関支署	0569-38-7600	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 中部空港合同庁舎内
	中部外郵出張所	0569-38-1524	〒479-0199 愛知県常滑市セントレア3-13-2 郵便事業株式会社中部国際支店内

税関名	官署名	電話番号	住所
大阪税関	業務部税関相談官室	06-6576-3001 ～ 5	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎内
	関西空港税関支署	072-455-1600 ～ 1	〒549-0021 大阪府泉南市泉州空港南1 関西空港地方合同庁舎内
	南港出張所	06-6614-5345	〒559-0031 大阪府大阪市住之江区南港東7-1-41
	大阪外郵出張所	072-455-1850	〒549-8799 大阪府泉南市泉州空港南1 郵便事業株式会社大阪国際支店内3F
神戸税関	業務部税関相談官室	078-333-3100	〒650-0041 兵庫県神戸市中央区新港町12-1
	広島税関支署	082-505-6927	〒734-0011 広島県広島市南区宇品海岸3-10-7 広島港湾合同庁舎内
	六甲アイランド 出張所	078-857-0741	〒658-0033 兵庫県神戸市東灘区向洋町西1
	ポートアイランド 出張所	078-303-3419	〒650-0046 兵庫県神戸市中央区港島中町2-1
門司税関	業務部税関相談官	050-3530-8372	〒801-8511 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内
	博多税関支署	092-263-8235	〒812-0031 福岡県福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎内
	福岡空港税関支署	092-477-0101	〒812-0005 福岡県福岡市博多区大字上臼井606 福岡空港合同庁舎内
	福岡外郵出張所	092-663-6260	〒811-8799 福岡市東区蒲田4-13-70 郵便事業株式会社新福岡支店内
長崎税関	業務部税関相談官	095-828-8619	〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-36
沖縄地区 税関	税関相談官	098-863-0099	〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎内

出所：財務省税関ホームページ

2. 厚生労働省検疫所／食品等輸入届出受付窓口一覧

検疫所名・課（官）名	住所	上段Tel番号 下段Fax番号	担当区域
小樽検疫所 食品監視課	〒047-0007 北海道小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎	0134-32-4304 0134-25-6069	北海道（千歳空港検疫所支所の担当区域を除く。）
千歳空港検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒066-0012 北海道千歳市美々 新千歳空港内	0123-45-7007 0123-45-2357	北海道（新千歳空港に限る。）
仙台検疫所 食品監視課	〒985-0011 宮城県塩釜市貞山通り3-4-1 塩釜港湾合同庁舎	022-367-8102 022-362-3293	青森県 岩手県 宮城県（仙台空港検疫所支所の担当区域を除く。） 秋田県 山形県 福島県
仙台空港検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港新旅客ターミナルビル	022-383-1854 022-383-1856	宮城県（仙台空港に限る。）
成田空港検疫所 食品監視課	〒282-8691 千葉県成田市 駒井野字天並野2159	0476-32-6741 0476-32-6742	千葉県（成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町に限る。）
東京検疫所 食品監視課	〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-3599-1520 03-5530-2153	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都（東京空港検疫所支所の担当区域を除く。） 山梨県 長野県
東京検疫所 食品監視第二課	〒273-0016 千葉県船橋市潮見町32-5 船橋港湾合同庁舎	0474-37-1381 0474-37-1585	千葉県（野田市、柏市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市、習志野市、浦安市、市川市及び東葛飾郡（沼南町）に限る。）
千葉検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎	043-241-6096 043-241-7281	千葉県（成田空港検疫所及び東京検疫所食品監視第二課の担当区域を除く。）
東京空港検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-4-4 東京国際空港国際線 旅客ターミナルビル	03-5756-4857 03-5756-4859	東京都（東京国際空港に限る。）
川崎検疫所支所 食品監視課	〒210-0865 川崎市川崎区東扇島6-10 かわさきファズ物流センター	044-277-0025 044-288-2499	神奈川県（川崎市に限る。）
横浜検疫所 食品監視課	〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1 横浜第二港湾合同庁舎	045-201-0505 045-212-0640	神奈川県（川崎検疫所支所の担当区域を除く。）
新潟検疫所 食品監視課	〒950-0072 新潟市中央区竜が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎	025-244-4405 025-241-7404	新潟県
新潟検疫所 食品監視課小松空港分室	〒923-0993 石川県小松市浮柳町ヨ50番地先 小松空港ターミナル	0761-21-3767 0761-21-3872	富山県 石川県
名古屋検疫所 食品監視課	〒455-0045 名古屋市港区築地町11-1	052-661-4133 052-655-1808	岐阜県 愛知県（中部空港検疫所支所の担当区域を除く。）
清水検疫所支所 統括食品監視官	〒424-0922 静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎	054-352-4540 054-353-1364	静岡県
中部空港検疫所支所 食品監視課	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 中部空港合同庁舎	0569-38-8195 0569-38-8197	愛知県（中部国際空港に限る。）
四日市検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒510-0051 三重県四日市市千歳町5-1 四日市港湾合同庁舎	059-352-3574 059-351-7666	三重県 和歌山県（新宮市及び東牟婁郡に限る。）

検疫所名・課(官)名	住所	上段Tel番号 下段Fax番号	担当区域
大阪検疫所 食品監視課	〒552-0021 大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎	06-6571-3523 06-6575-1803	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 (関西空港検疫所の担当区域を除く) 奈良県 和歌山県 (四日市検疫所支所担当区域を除く。)
関西空港検疫所 食品監視課	〒549-0021 大阪府泉南市泉州空港南1番地 関西空港地方合同庁舎	072-455-1290 072-455-1292	大阪府 (関西国際空港に限る。)
神戸検疫所 食品監視課	〒652-0866 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	078-672-9655 078-672-9662	兵庫県 (神戸検疫所食品監視第二課の担当区域を除く。) 岡山県 徳島県 香川県
神戸検疫所 食品監視第二課	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東4-16 神戸航空貨物ターミナル	078-857-1671 078-857-1691	兵庫県 (神戸市東灘区及び灘区に限る。)
広島検疫所 食品監視課	〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-255-1379 082-254-4984	広島県 (広島空港検疫所支所の担当区域を除く。) 愛媛県 高知県
食品監視課 境出張所	〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎	0859-42-3517 0859-42-3613	鳥取県 島根県
広島空港検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒729-0416 広島県三原市本郷町 善入寺字平岩64-31 広島空港ターミナルビル	0848-86-8017 0848-86-8030	広島県 (広島空港に限る。)
福岡検疫所 食品監視課	〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎	092-271-5873 092-282-1004	福岡県 (門司検疫所支所及び福岡空港検疫所支所の担当区域を除く。) 佐賀県 長崎県 (長崎検疫所支所の担当区域を除く。) 熊本県 大分県
門司検疫所支所 統括食品監視官	〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-321-2611 093-332-4129	福岡県 (北九州市、直方市、飯塚市、田川市、山田市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡に限る。)
統括食品監視官 下関分室	〒750-0066 山口県下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎	0832-66-1402 0832-66-8145	山口県
福岡空港検疫所支所 食品監視課	〒816-0051 福岡市博多区大字青木739 福岡空港国際線 旅客ターミナルビル	092-477-0208 092-477-0209	福岡県 (福岡空港に限る。)
長崎検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-36 (長崎税関庁舎内)	095-826-8081 095-826-8099	長崎県 (杵崎市及び対馬市を除く。)
鹿児島検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒892-0822 鹿児島県鹿児島市泉町18-2-31 鹿児島港湾合同庁舎	099-222-8670 099-223-5297	宮崎県 鹿児島県
那覇検疫所 食品監視課	〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎	098-868-4519 098-861-4372	沖縄県 (那覇空港検疫所支所の担当区域を除く。)
那覇空港検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒901-0142 沖縄県那覇市字鏡水174	098-857-0057 098-859-0032	沖縄県 (那覇空港に限る。)

出所：厚生労働省輸入食品監視業務ホームページ



3. 農林水産省／植物防疫所一覧

横浜植物防疫所	
所在地：	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内
連絡先： 庶務課	tel 045-211-7150 fax 045-201-2360
輸入関係	tel 045-211-7152～4 fax 045-211-0611
輸出・国内関係	tel 045-211-7155 fax 045-211-2171

名古屋植物防疫所	
所在地：	〒455-0032 愛知県名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内
連絡先： 庶務課	tel 052-651-0111 fax 052-651-0115 (各部署共通)
輸入関係	tel 052-651-0112・0113・0132
輸出・国内関係	tel 052-651-0114

神戸植物防疫所	
所在地：	〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎内
連絡先： 庶務課	tel 078-331-2806 fax 078-332-2796
輸入関係	tel 078-331-2386・2376・4201 fax 078-391-1757
	(輸入関係、輸出・国内関係共通)
輸出・国内関係	tel 078-331-2384

門司植物防疫所	
所在地：	〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内
連絡先： 庶務課	tel 093-321-1404 fax 093-332-5189
輸入関係	tel 093-321-2601 fax 093-332-5182
輸出・国内関係	tel 093-321-2809 fax 093-321-0481

那覇植物防疫事務所	
所在地：	〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎内
連絡先： 庶務課	tel 098-868-0715 fax 098-861-5500 (各部署共通)
輸入関係	tel 098-868-2850
輸出・国内関係	tel 098-868-1679

出所：農林水産省植物防疫所ホームページ

4. 農林水産省／動物検疫所一覧

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX	管轄場所
動物検疫所	235-0008	横浜市磯子区原町11-1	045-751-5973	045-751-5951	川崎／横浜港
北海道出張所	066-0012	北海道千歳市美々 新千歳空港国際線 ターミナルビル	0123-24-6080	0123-24-6091	新千歳／函館／帯広／釧路 旭川空港 稚内／苫小牧 室蘭港／小樽港／石狩湾港
仙台空港出張所	989-2401	宮城県名取市下増田字南原 仙台空港ターミナルビル	022-383-2302	022-382-5805	青森／秋田／仙台／山形 福島空港 八戸／石巻 仙台／塩釜／秋田 小名浜港
新潟空港出張所	950-0001	新潟県新潟市東区松浜町3710 新潟空港ターミナルビル	025-275-4565	025-270-9741	庄内／新潟空港 酒田／新潟／直江津港
東京出張所	135-0064	東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-3529-3021	03-3529-3025	東京港 千葉港
清水出張所	424-0922	静岡県清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎	054-353-5086	054-353-7634	静岡空港 清水港
成田支所	282-0004	千葉県成田市古込字古込1-1 第2旅客ターミナルビル	0476-34-2342	0476-34-2338	成田国際空港／茨城空港 鹿島／常陸那珂港
羽田空港支所	144-0041	東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港CIQ棟	03-5757-9752	03-5757-9758	東京国際空港
中部空港支所	479-0881	愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟5階	0569-38-8577	0569-38-8585	中部国際空港、三河港、 四日市港
小松出張所	923-0993	小松市浮柳町小松空港内	0761-24-1407	0761-24-1341	小松飛行場 富山空港 伏木富山／金沢港
名古屋出張所	455-0032	愛知県名古屋市 港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎	052-651-0334	052-661-0203	名古屋飛行場、名古屋港
関西空港支所	549-0011	大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地 CIQ合同庁舎	072-455-1956	072-455-1957	関西国際空港 和歌山下津港
小松島出張所	773-0001	小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎	0885-32-2422	0885-32-2476	高知／高松／松山空港 徳島飛行場 高知／高松／松山 徳島小松島／今治港
神戸支所	651-0073	神戸市中央区 脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎	078-222-8990	078-222-8993	神戸空港 神戸／尼崎西宮芦屋／姫路 舞鶴港
大阪出張所	552-0021	大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎	06-6575-3466	06-6575-0977	大阪港
岡山空港出張所	701-1131	岡山市日応寺1277 岡山空港ターミナルビル	086-294-4737	086-294-3275	岡山／鳥取／出雲空港 美保飛行場 境／水島港
広島空港出張所	729-0416	広島県三原市 本郷町善入寺字平岩64-31 広島空港国際線 旅客ターミナルビル	0848-86-8118	0848-86-8119	広島空港 広島港
門司支所	801-0841	北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-321-1116	093-332-5858	山口宇部／北九州 大分空港 関門／大分港
博多出張所	812-0031	福岡県福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎	092-262-5285	092-262-5283	博多／唐津／比田勝 厳原港
福岡空港出張所	816-0051	福岡市博多区大字青木739番 福岡空港ビル	092-477-0080	092-477-7580	福岡／熊本／佐賀空港 八代／熊本港
長崎空港出張所	856-0816	大村市箕島町593 長崎空港ビル	0957-54-4505	0957-20-7113	長崎空港 長崎／伊万里港
鹿児島空港出張所	899-6404	鹿児島県霧島市 隼人町嘉例川字扇迫1590-5	0995-43-9061	0995-43-9066	宮崎／鹿児島空港 志布志 鹿児島／細島／川内港
沖縄支所	900-0001	那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎	098-861-4370	098-862-0093	那覇／石垣港
那覇空港出張所	901-0142	那覇市鏡水174 那覇空港合同庁舎	098-857-4468	098-859-1646	那覇空港

出所：農林水産省動物防疫所ホームページ



5. 通関業会一覧

業会名	住所	連絡先
東京通関業会	〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎内	TEL : 03-3529-0728 ~ 9 FAX : 03-3599-1541
横浜通関業会	〒231-0001 横浜市中区新港町1-6-1 横浜税関新港分関内	TEL : 045-201-0614 FAX : 045-212-1992
神戸通関業会	〒650-0041 神戸市中央区新港町14-1 生活用品振興センタービル内	TEL : 078-331-3996 FAX : 078-331-1013
大阪通関業会	〒552-0021 大阪市港区築港2-1-2 第一大阪港ビル内	TEL : 06-6573-3896 FAX : 06-6573-3990
名古屋通関業会	〒455-0033 名古屋市港区港町1-11 名古屋港湾会館内	TEL : 052-661-1223 FAX : 052-653-8319
門司通関業会	〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内	TEL : 093-321-6212 FAX : 093-321-6212
長崎通関業会	〒850-0862 長崎市出島町1-36 長崎税関内	TEL : 095-820-7228 FAX : 095-820-7234
函館通関業会	〒040-0061 函館市海岸町22-5 共栄運輸(株)ビル内	TEL : 0138-42-5010 FAX : 0138-42-5020
沖縄通関業会	〒900-0001 那覇市港町2-15-1 海那港運ビル内	TEL : 098-866-6338 FAX : 098-988-0995

出所：日本通関業連合会ホームページ

6. 国税局所在地及び管轄区域一覧

国税局名	郵便番号	所在地	電話番号（代表）	管轄している都道府県名
札幌国税局	060-0042	北海道札幌市中央区 大通西10丁目 札幌第二合同庁舎	011-231-5011	北海道
仙台国税局	980-8430	宮城県仙台市青葉区 本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎	022-263-1111	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越国税局	330-9719	埼玉県さいたま市中央区 新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-3111	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県
東京国税局	100-8102	東京都千代田区大手町 1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館	03-3216-6811	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
金沢国税局	920-8586	石川県金沢市 広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131	富山県 石川県 福井県
名古屋国税局	460-8520	愛知県名古屋市中区三の丸 3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
大阪国税局	540-8541	大阪府大阪市中央区大手前 1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広島国税局	730-8521	広島県広島市中区 上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松国税局	760-0018	香川県高松市天神前 2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡国税局	812-8547	福岡県福岡市博多区 博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-0031	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税局	860-8603	熊本県熊本市 二の丸1番2号 熊本合同庁舎1号館	096-354-6171	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄国税事務所	900-8554	沖縄県那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601	沖縄県

出所：国税庁ホームページ

貿易・投資に関するお問合せ先

ミプロ情報センター 貿易・投資相談 専用
Tel. 03-3989-5151 FAX. 03-3590-7585
相談時間：平日 午前10時30分～午後4時30分

発行：(財)対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）
〒170-8630 東京都豊島区東池袋3-1-3
ワールドインポートマートビル6階
Tel. 03-3971-6571 Fax. 03-3590-7585



小口輸入 **100** 問

2012

mipro